

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱                   | 細目                   | 事業名                                      | 事業概要                                                                                                                  | 2026年度計画                                                                                               | 2027年度計画                                                                 | 2028年度計画                                                                 | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KP1①                                   | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KP1② | 所管      |
|-------|-------|------------------------|----------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------|---------|
| 1     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 若年層や子育て世代への戦略的な情報発信                      | 『「叶えたい」を支えたい』をキーメッセージとして、結婚・子育て支援施策を統一したブランディングし、戦略的な広報を推進します。                                                        | 望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けた都の取組等を戦略的に発信                                                            | 望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けた都の取組等を戦略的に発信                              | 望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けた都の取組等を戦略的に発信                              | -                                                        | -                      | 子供政策推進室 |
| 2     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | ファミリー・アテンダント                             | 子育て家庭の孤獨・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みを寄り添う「アフタリーツ型支援」を展開します。                                        | 実施自治体数<br>88/15自治体程度                                                                                   | 実施自治体を順次拡大                                                               | 実施自治体を順次拡大                                                               | -                                                        | -                      | 子供政策推進室 |
| 3     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 子供・子育てメンター「ギョッとチャット」                     | 都市部在住、在学・在勤の18歳までの子供本人と、妊娠前から18歳までの子供を育てる保護者が、日常的な不安や悩みを匿名・無料で気軽にチャットで相談できます。                                         | 回線数拡大<br>AIによるサポートを順次拡大                                                                                | 利便性改善に向けた改修<br>AIによるサポートを順次拡大                                            | 利便性改善に向けた改修<br>AIによるサポートを順次拡大                                            | -                                                        | -                      | 子供政策推進室 |
| 4     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 令和八年結婚おうえんキャンペーン「TOKYO 八結び」              | 令和八年を「結婚のきっかけにしたい特別な1年」と位置付け、結婚に向けた後押しをさらに強化します。結婚支援事業を本キャンペーンで、幅広く展開します。                                             | ・キャンペーンの周知、多様な団体との連携推進<br>・結婚支援各事業の実施                                                                  | -                                                                        | -                                                                        | 未婚の男女で結婚意向のある部民の、婚活の具体的な行動をとる方の割合を65%まで向上                | -                      | 生活文化局   |
| 5     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 結婚支援マッチング事業                              | A1マッチングシステム「TOKYO縁結び」や、出会いの機会を創出する交流イベントを開催するなど、結婚を望む方を応援します。                                                         | ・A1マッチングシステムの提供、利便性向上のためマイナポータルと連携<br>・WEB相談の実施<br>・都有施設・都施設等を活用した交流イベント等を年7回実施（400人規模×5回、200人規模×2回）   | ・A1マッチングシステムの提供<br>・WEB相談の実施<br>・都有施設・都施設等を活用した交流イベント等を実施                | ・A1マッチングシステムの提供<br>・WEB相談の実施<br>・都有施設・都施設等を活用した交流イベント等を実施                | 未婚の男女で結婚意向のある部民の、婚活の具体的な行動をとる方の割合を65%まで向上                | -                      | 生活文化局   |
| 6     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | ライフデザイン構築支援                              | 仕事や結婚、子育てなどのライフイベントについて、セミナーの開催やWEBアプリケーションのライフデザインシミュレーターを活用で、若い世代が主体的にライフデザインを考えるきっかけを提供します。                        | ・大学や自治体と連携したセミナーを開催。セミナーでも東京ライフデザインシミュレーターを活用<br>・東京ライフデザインシミュレーターの運用、PR                               | ・大学や自治体と連携したセミナーを開催。セミナーでも東京ライフデザインシミュレーターを活用<br>・東京ライフデザインシミュレーターの運用、PR | ・大学や自治体と連携したセミナーを開催。セミナーでも東京ライフデザインシミュレーターを活用<br>・東京ライフデザインシミュレーターの運用、PR | 未婚の男女で結婚意向のある部民の、婚活の具体的な行動をとる方の割合を65%まで向上                | -                      | 生活文化局   |
| 7     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 結婚応援バスポート                                | 婚約・新婚カップルが東京都が発行する「TOKYOふたり結婚応援バスポート」を提示することにより、協賛店等で結婚応援サービスを受けることができる取組です。                                          | バスポート利用者及び協賛店舗の拡大、協賛企業と連携した気運醸成キャンペーンの実施                                                               | バスポート利用者及び協賛店舗の拡大、協賛企業と連携した気運醸成キャンペーンの実施                                 | バスポート利用者及び協賛店舗の拡大、協賛企業と連携した気運醸成キャンペーンの実施                                 | 未婚の男女で結婚意向のある部民の、婚活の具体的な行動をとる方の割合を65%まで向上                | -                      | 生活文化局   |
| 8     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 気運醸成イベント                                 | 結婚を希望する方が「はじめの一歩」を踏み出せるよう、結婚に前向きになれる気づきや役立つ情報を提供するイベントを開催します。                                                         | 結婚おうえんイベント3回開催、結婚おうえんフェス1回開催                                                                           | 年4回程度開催                                                                  | 年3回程度開催                                                                  | 未婚の男女で結婚意向のある部民の、婚活の具体的な行動をとる方の割合を65%まで向上                | -                      | 生活文化局   |
| 9     | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 結婚支援ポータルサイト運営                            | 結婚支援ポータルサイト「TOKYOふたりSTORE」のコンテンツ等を充実させ、結婚・婚活に関する情報を発信します。                                                             | コンテンツ等の充実、総合的な情報発信                                                                                     | コンテンツ等の充実、総合的な情報発信                                                       | コンテンツ等の充実、総合的な情報発信                                                       | 未婚の男女で結婚意向のある部民の、婚活の具体的な行動をとる方の割合を65%まで向上                | -                      | 生活文化局   |
| 10    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 私立幼稚園における預かり保育の推進（私立幼稚園預かり保育推進補助）        | 私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超過して園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。                                                                       | 継続実施                                                                                                   | 継続実施                                                                     | 継続実施                                                                     | 保護者の就労等の有無に関わらず未就学児を保育所等で定期的に預かる取組を都内全域に展開し、支援を継続        | -                      | 生活文化局   |
| 11    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 私立幼稚園における預かり保育の推進（私立幼稚園等一時預かり事業費補助）      | 私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超過して園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。                                                                       | 継続実施                                                                                                   | 継続実施                                                                     | 継続実施                                                                     | 保護者の就労等の有無に関わらず未就学児を保育所等で定期的に預かる取組を都内全域に展開し、支援を継続        | -                      | 生活文化局   |
| 12    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認定こども園の推進（認定こども園整備費等補助）                  | 就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。                       | 継続実施                                                                                                   | 継続実施                                                                     | 継続実施                                                                     | 保護者の就労等の有無に関わらず未就学児を保育所等で定期的に預かる取組を都内全域に展開し、支援を継続        | -                      | 生活文化局   |
| 13    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度                   | バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を広く提供します。                                                   | 都の整備費補助等により供給を促進                                                                                       | 引き続き実施予定                                                                 | 引き続き実施予定                                                                 | サービス付き高齢者向け住宅等の供給<br>2030年度：33,000戸<br>2035年度：適切な供給戸数を確保 | -                      | 住宅政策本部  |
| 14    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | サービス付き高齢者向け住宅の供給促進                       | バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の家賃等の助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅を供給します。                                        | 都の整備費補助等により供給を促進                                                                                       | 引き続き実施予定                                                                 | 引き続き実施予定                                                                 | サービス付き高齢者向け住宅等の供給<br>2030年度：33,000戸<br>2035年度：適切な供給戸数を確保 | -                      | 住宅政策本部  |
| 15    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」                     | 賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・郵便の実施等のサービスを実施します。（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）             | 事業を継続実施                                                                                                | 事業を継続実施                                                                  | 事業を継続実施                                                                  | -                                                        | -                      | 住宅政策本部  |
| 16    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 在宅介護サービス（訪問介護）                           | 訪問介護（ホームヘルプサービス）は、ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。                                                   | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における主なサービス量の見込み<br>訪問介護（ホームヘルプサービス）35,899,536回/年                              | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 在宅介護サービス（主なサービス量の見込み）                                    | -                      | 福祉局     |
| 17    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 在宅介護サービス（訪問入浴介護）                         | 訪問入浴介護<br>実地の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。                                                                  | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における主なサービス量の見込み<br>訪問入浴介護624,403回/年                                           | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 在宅介護サービス（主なサービス量の見込み）                                    | -                      | 福祉局     |
| 18    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 在宅介護サービス（訪問看護）                           | 訪問看護<br>看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。                                                                             | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における主なサービス量の見込み<br>訪問看護13,159,234回/年                                          | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 在宅介護サービス（主なサービス量の見込み）                                    | -                      | 福祉局     |
| 19    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 在宅介護サービス（訪問リハビリテーション）                    | 訪問リハビリテーション<br>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。                                               | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における主なサービス量の見込み<br>訪問リハビリテーション1,662,928回/年                                    | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 在宅介護サービス（主なサービス量の見込み）                                    | -                      | 福祉局     |
| 20    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 在宅介護サービス（通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）） | 通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）<br>可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における主なサービス量の見込み<br>通所介護（デイサービス）12,759,238回/年<br>通所リハビリテーション（デイケア）2,260,157回/年 | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定         | 在宅介護サービス（主なサービス量の見込み）                                    | -                      | 福祉局     |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱                   | 細項目                  | 事業名                                  | 事業概要                                                                                                                                                         | 2026年度計画                                                                                                                                                            | 2027年度計画                                                                                                               | 2028年度計画                                                                                                               | 対応する計画掲載の数値目標・KPI① | 対応する計画掲載の数値目標・KPI② | 所管 |
|-------|-------|------------------------|----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|----|
| 21    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 在宅介護サービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）） | 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）は本人の心身の状況や、介護している家族の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排糞・食事等の介護や機能訓練を受けます。                         | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における主なサービス量の見込み<br>短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）<br>2,736,767日/年                                                                              | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定                                                       | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たにサービス量の見込みを設定予定                                                       | -                  | 福祉局                |    |
| 22    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 介護現場改革促進事業                           | 介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、設備整備や人材育成等、生産性向上に向けて取り組む介護事業所等に対して支援を行う。                                                                                              | 〇2035年度：介護DX（利用者情報等の共有システムの導入）に取り組む事業者を80％に向上                                                                                                                       | 〇2035年度：介護DX（利用者情報等の共有システムの導入）に取り組む事業者を80％に向上                                                                          | 〇2035年度：介護DX（利用者情報等の共有システムの導入）に取り組む事業者を80％に向上                                                                          | -                  | 福祉局                |    |
| 23    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認知症高齢者グループホーム                        | 区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。                                                                                                    | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における整備目標<br>令和12年度末定員：20,000人                                                                                                              | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | -                  | 福祉局                |    |
| 24    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 介護保険施設等の整備（特別養護老人ホーム等）               | 社会福祉法人等が、特別養護老人ホーム等を整備する事業に要する費用の一部を補助します。                                                                                                                   | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における整備目標<br>令和12年度末：64,000床                                                                                                                | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | -                  | 福祉局                |    |
| 25    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 介護保険施設の整備（老人保健施設）                    | 医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。                                                                                                                       | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における整備目標<br>令和12年度末：30,000床<br>（介護医療院と合わせて）                                                                                                | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | -                  | 福祉局                |    |
| 26    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 介護保険施設の整備（介護医療院）                     | 医療法人等が、介護医療院を整備する事業に要する費用の一部を補助します。                                                                                                                          | 東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）における整備目標<br>令和12年度末：30,000床<br>（介護老人保健施設と合わせて）                                                                                             | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | 2026年度末に策定する第10期東京都高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、新たに整備目標を設定予定                                                            | -                  | 福祉局                |    |
| 27    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの整備支援        | 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進や整備に取り組む区市町村を支援しています。<br>本システムにより、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁が信号を受信し、迅速な救護・救護活動を行います。 | 関係機関・民間事業者等が緊密に連携して事業を継続実施                                                                                                                                          | 関係機関・民間事業者等が緊密に連携して事業を継続実施                                                                                             | 関係機関・民間事業者等が緊密に連携して事業を継続実施                                                                                             | -                  | 福祉局                |    |
| 28    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認知症施策推進事業                            | 東京都認知症施策推進会議において中・長期的な認知症施策を検討するとともに、認知症の理解促進に向けた取組を展開します。また、東京都認知症施策推進計画の進行管理を行います。                                                                         | 令和17年度：62区市町村                                                                                                                                                       | 令和17年度：62区市町村                                                                                                          | 令和17年度：62区市町村                                                                                                          | -                  | 福祉局                |    |
| 29    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認知症サポーター活動促進事業                       | 認知症のある人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等をつなぐチームオレンジの整備を推進する区市町村に対して、人材養成研修を行う。                                                                                             | ・サポーターを中心とした支援チームの運営支援等を行うコーディネートを実施する研修を実施 2回<br>・全区市町村に対し、チームオレンジ立ち上げに関する支援等を実施                                                                                   | ・サポーターを中心とした支援チームの運営支援等を行うコーディネートを実施する研修を実施 2回<br>・全区市町村に対し、チームオレンジ立ち上げに関する支援等を実施                                      | ・サポーターを中心とした支援チームの運営支援等を行うコーディネートを実施する研修を実施 2回<br>・全区市町村に対し、チームオレンジ立ち上げに関する支援等を実施                                      | -                  | 福祉局                |    |
| 30    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認知症とともに暮らす地域あんしん事業（認知症ケアプログラム推進事業）   | BPSD（行動・心理症状）を「見える化」するオンラインシステムを活用し、一貫したケアの提供をサポートすることで、認知症ケアの質の向上を図ります。                                                                                     | 「日本版BPSDケアプログラム」を普及するため以下取組を実施<br>・ケアプログラムを積極的に活用する事業所を評価・公表<br>・インストラクター訪問サポート：12回/年<br>・事務局機能の強化<br>・経費削減セミナー：4回/年 等                                              | 「日本版BPSDケアプログラム」を普及するため以下取組を実施<br>・ケアプログラムを積極的に活用する事業所を評価・公表<br>・インストラクター訪問サポート：12回/年<br>・事務局機能の強化<br>・経費削減セミナー：4回/年 等 | 「日本版BPSDケアプログラム」を普及するため以下取組を実施<br>・ケアプログラムを積極的に活用する事業所を評価・公表<br>・インストラクター訪問サポート：12回/年<br>・事務局機能の強化<br>・経費削減セミナー：4回/年 等 | -                  | 福祉局                |    |
| 31    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 単身高齢者等の総合相談支援事業                      | 単身高齢者等が、元気なうちから将来の準備をできるように、終活支援の総合相談窓口の設置や終活意識の醸成に係る普及啓発のほか、緊急入院時の手続き支援や相談支援体制整備に係る検討・準備等を行う区市町村を支援します。                                                     | 終活準備等のための総合相談窓口の設置等を行う区市町村の増加                                                                                                                                       | 終活準備等のための総合相談窓口の設置等を行う区市町村の増加                                                                                          | 終活準備等のための総合相談窓口の設置等を行う区市町村の増加                                                                                          | -                  | 福祉局                |    |
| 32    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 保育サービスの拡充                            | 認可保育所や認定保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。                                                                                               | 保育サービスの拡充（認可保育所、認定保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、定期利用保育等）                                                                                            | 2026年度の取組を踏まえて実施                                                                                                       | 2026年度の取組を踏まえて実施                                                                                                       | -                  | 福祉局                |    |
| 33    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認定保育所の推進                             | 大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認定する認定保育所の整備を推進します。                                                                                                                    | 大都市の特性に着目した東京都独自の基準（認定基準）による新しいスタイルの保育所を設置し、多様化している保育ニーズに柔軟に対応する。                                                                                                   | 大都市の特性に着目した東京都独自の基準（認定基準）による新しいスタイルの保育所を設置し、多様化している保育ニーズに柔軟に対応する。                                                      | 大都市の特性に着目した東京都独自の基準（認定基準）による新しいスタイルの保育所を設置し、多様化している保育ニーズに柔軟に対応する。                                                      | -                  | 福祉局                |    |
| 34    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認定保育所・認可外保育施設の指導監督等                  | 認定保育所等の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。                                                                                                                         | 保育サービス運営指導員又は保育施設巡回指導員が認定保育所・認可外保育施設を訪問し、保育内容等について確認、指導・助言を行う。                                                                                                      | 保育サービス運営指導員又は保育施設巡回指導員が認定保育所・認可外保育施設を訪問し、保育内容等について確認、指導・助言を行う。                                                         | 保育サービス運営指導員又は保育施設巡回指導員が認定保育所・認可外保育施設を訪問し、保育内容等について確認、指導・助言を行う。                                                         | -                  | 福祉局                |    |
| 35    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認可外保育施設に対する巡回指導強化事業                  | 認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保します。                                                                        | 保育施設巡回指導員が認可外保育施設を訪問し、保育内容等について確認、指導・助言を行う。                                                                                                                         | 保育施設巡回指導員が認可外保育施設を訪問し、保育内容等について確認、指導・助言を行う。                                                                            | 保育施設巡回指導員が認可外保育施設を訪問し、保育内容等について確認、指導・助言を行う。                                                                            | -                  | 福祉局                |    |
| 36    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認定保育所等研修事業                           | 認定保育所等の質の確保・向上を図るため、認定保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員等に対する研修を実施します。                                                                                            | (1) 認定保育所施設長研修：100名×2回<br>(2) 認定保育所中堅保育士研修：100名×2回<br>(3) 家庭的保育者研修：＜認定＞50人、＜現任＞60人<br>(4) 病児・病後児保育研修：80人<br>(5) 病児・病後児（訪問型）保育研修：20人<br>(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修：3923人×2回 | (1) 認定保育所施設長研修<br>(2) 認定保育所中堅保育士研修<br>(3) 家庭的保育者研修<br>(4) 病児・病後児保育研修<br>(5) 病児・病後児（訪問型）保育研修<br>(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修     | (1) 認定保育所施設長研修<br>(2) 認定保育所中堅保育士研修<br>(3) 家庭的保育者研修<br>(4) 病児・病後児保育研修<br>(5) 病児・病後児（訪問型）保育研修<br>(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修     | -                  | 福祉局                |    |
| 37    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認可外保育施設利用支援事業                        | 待機児童解消を維持するため、区市町村による認可外保育施設利用者の負担軽減に係る費用を一部補助するとともに、都独自に負担軽減を図ることや利用者や家族、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。                                                    | 認定保育所・認可外保育施設等を利用する全ての世帯を対象に認定保育所の保育料の上限額を基準として実施                                                                                                                   | 認定保育所・認可外保育施設等を利用する全ての世帯を対象に認定保育所の保育料の上限額を基準として実施                                                                      | 認定保育所・認可外保育施設等を利用する全ての世帯を対象に認定保育所の保育料の上限額を基準として実施                                                                      | -                  | 福祉局                |    |
| 38    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認定こども園の推進                            | 就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。                                                                                                   | 区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援                                                                                                                                      | 区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援                                                                                         | 区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援                                                                                         | -                  | 福祉局                |    |
| 39    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 子育て推進交付金                             | 子育て支援の中核を担う区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により事業を展開できるように交付金を創設し、全ての市町村と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。                                                                            | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                                                                                                                  | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                                                                     | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                                                                     | -                  | 福祉局                |    |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱                   | 細目                   | 事業名                               | 事業概要                                                                                                                                                     | 2026年度計画                                                                                                                                              | 2027年度計画                                                                     | 2028年度計画                                                                     | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①                            | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管  |
|-------|-------|------------------------|----------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------|-----|
| 40    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 延長保育                              | 就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育の充実を図ります。                                                                        | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                                                                                                    | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                           | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                           | 保護者の就労等の有無に関わらず未就学児を保育所等で定期的に預かる取組を都内全域に展開し、支援を継続 | -                      | 福祉局 |
| 41    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 東京都病児保育推進事業                       | 病児・病後児保育施設の運営経費等の支援を行うほか、都民ニーズや事業者のサービス提供の実施、区市町村の取組を把握するための調査を実施するとともに、病児・病後児保育施設の送迎サービスやベビシッターを利用した病児保育についての検証を行います。また、病児保育施設予約システムを導入・運用する区市町村を支援します。 | 病児・病後児保育施設の運営経費等の支援を行うほか、都民ニーズや事業者のサービス提供の実施、区市町村の取組を把握するための調査を実施するとともに、病児・病後児保育施設の送迎サービスやベビシッターを利用した病児保育についての検証を行う。また、病児保育施設予約システムを導入・運用する区市町村を支援する。 | 2026年度の取組を踏まえて実施                                                             | 2026年度の取組を踏まえて実施                                                             | -                                                 | -                      | 福祉局 |
| 42    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 定期利用保育事業補助                        | パートタイム勤務や育児時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。                                                                         | 地域の事情に応じつつ、区市町村への事業補助を継続                                                                                                                              | 地域の事情に応じつつ、区市町村への事業補助を継続                                                     | 地域の事情に応じつつ、区市町村への事業補助を継続                                                     | 保護者の就労等の有無に関わらず未就学児を保育所等で定期的に預かる取組を都内全域に展開し、支援を継続 | -                      | 福祉局 |
| 43    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 子供家庭支援センター事業                      | 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村を補助し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。                                                      | 子供家庭支援センターを設置運営する区市町村へ補助の実施                                                                                                                           | 子供家庭支援センターを設置運営する区市町村へ補助の実施                                                  | 子供家庭支援センターを設置運営する区市町村へ補助の実施                                                  | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                      | 福祉局 |
| 44    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 子育てひろば機能の充実                       | 区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で親子の交流の場を確保し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。                                                                | 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施                                                                                                                       | 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施                                              | 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施                                              | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                      | 福祉局 |
| 45    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | ベビシッター利用支援事業                      | 保育所等を利用できない保護者や、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者等が、ベビシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援します。                                                    | 事業実施区市町村の増加                                                                                                                                           | 事業実施区市町村の増加                                                                  | 事業実施区市町村の増加                                                                  | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                      | 福祉局 |
| 46    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | こども家庭センター体制強化事業                   | 妊娠前から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備します。                                                                                      | 当事者及び家庭の意見を踏まえ、子育ての協働意識を持ちながら妊娠前から就学前までの切れ目のない支援を実現することで、安心して子育てをできる環境を整備する。                                                                          | 当事者及び家庭の意見を踏まえ、子育ての協働意識を持ちながら妊娠前から就学前までの切れ目のない支援を実現することで、安心して子育てをできる環境を整備する。 | 当事者及び家庭の意見を踏まえ、子育ての協働意識を持ちながら妊娠前から就学前までの切れ目のない支援を実現することで、安心して子育てをできる環境を整備する。 | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                      | 福祉局 |
| 47    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 親の子育て力向上支援事業                      | 育児に自信の持てない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。                                                                                   | 事業を実施する区市町村へ補助の実施                                                                                                                                     | 事業を実施する区市町村へ補助の実施                                                            | 事業を実施する区市町村へ補助の実施                                                            | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全区市町村に整備し、支援を継続      | -                      | 福祉局 |
| 48    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 学童クラブ事業の充実                        | 保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校の就学児童に対し、授業終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して学童保育及び生活の場を確保し、健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。                                                    | 【学童クラブ支援単位数】3,343単位                                                                                                                                   | 学童クラブ事業を実施する区市町村を引き続き支援                                                      | 学童クラブ事業を実施する区市町村を引き続き支援                                                      | 学童の待機児童を2027年度までに解消し、継続                           | -                      | 福祉局 |
| 49    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進 | 育児の手助けをしたい人と手助けを受けた人が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する（ファミリー・サポート・センター）の設立を区市町村に働きかけ、設立した区市町村に対し補助を行います。                                                      | 地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する。                                                                                                                         | 地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する。                                                | 地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する。                                                | -                                                 | -                      | 福祉局 |
| 50    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | とうきょうママババ応援事業                     | 妊産婦・父親に対する相談支援や家事育児サポーターの派遣など、妊娠前から出産後も切れ目のない支援を実施する区市町村を支援します。                                                                                          | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援                                                                                                      | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援                             | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援                             | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                      | 福祉局 |
| 51    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 東京都出産・子育て応援事業                     | 妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママババ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の整備を推進します。   | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援                                                                                                      | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援                             | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援                             | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                      | 福祉局 |
| 52    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 018サポート                           | すべての子供の育ちを切れ目なくサポートするため、都内に在住する18歳以下の子供に対し、一人当たり月額5,000円を支給                                                                                              | 都内に在住する18歳以下の子供に対し、一人当たり月額5,000円を支給                                                                                                                   | 都内に在住する18歳以下の子供に対し、一人当たり月額5,000円を支給                                          | 都内に在住する18歳以下の子供に対し、一人当たり月額5,000円を支給                                          | -                                                 | -                      | 福祉局 |
| 53    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 児童虐待防止への取組                        | 子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。                                                                           | 事業を実施する区市町村を支援し、地域ネットワークの機能強化を図る。                                                                                                                     | 事業を実施する区市町村を支援し、地域ネットワークの機能強化を図る。                                            | 事業を実施する区市町村を支援し、地域ネットワークの機能強化を図る。                                            | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全区市町村に整備し、支援を継続      | -                      | 福祉局 |
| 54    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 子供の心診療拠点病院                        | 子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などをを行います。                                        | 子供の心の診療連携事業、診療関係者研修事業、普及啓発・情報提供を実施                                                                                                                    | 子供の心の診療連携事業、診療関係者研修事業、普及啓発・情報提供を実施                                           | 子供の心の診療連携事業、診療関係者研修事業、普及啓発・情報提供を実施                                           | -                                                 | -                      | 福祉局 |
| 55    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）            | 子供の健康に関する様々な不安や悩みを身近なところで解消し、小児救急医療の初期段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、子供の健康や救急に関して、看護師や保健師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。                    | 子供の健康や救急に関する相談に対して看護師や保健師等が電話で対応する「子供の健康相談室」を実施                                                                                                       | 子供の健康や救急に関する相談に対して看護師や保健師等が電話で対応する「子供の健康相談室」を実施                              | 子供の健康や救急に関する相談に対して看護師や保健師等が電話で対応する「子供の健康相談室」を実施                              | -                                                 | -                      | 福祉局 |
| 56    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | TOKYO子育て情報サービス                    | 安心して子育てができるよう支援するため、妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報をインターネットにより提供                                                                                                  | 安心して子育てができるよう支援するため、妊娠、子育て及び事故防止等に関する情報をインターネットにより提供                                                                                                  | 安心して子育てができるよう支援するため、妊娠、子育て及び事故防止等に関する情報をインターネットにより提供                         | 安心して子育てができるよう支援するため、妊娠、子育て及び事故防止等に関する情報をインターネットにより提供                         | -                                                 | -                      | 福祉局 |
| 57    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 妊婦高血圧症候群等医療費の助成                   | 妊産婦の死亡原因となつとともに、出生児に対する影響も著しい妊婦高血圧症候群等に罹患して適切な医療を受けなかったことを助成する。また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。                                                       | 妊婦高血圧症候群等の入院治療に要する費用で、医療保険を適用して生じる自己負担額（入院時食事療養標準負担額を除く。）を助成する。                                                                                       | 妊婦高血圧症候群等の入院治療に要する費用で、医療保険を適用して生じる自己負担額（入院時食事療養標準負担額を除く。）を助成する。              | 妊婦高血圧症候群等の入院治療に要する費用で、医療保険を適用して生じる自己負担額（入院時食事療養標準負担額を除く。）を助成する。              | -                                                 | -                      | 福祉局 |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱                   | 細目                   | 事業名                            | 事業概要                                                                                                                                                                                            | 2026年度計画                                                                                                                                                         | 2027年度計画                                                                                                                                                         | 2028年度計画                                                                                                                                                         | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①                           | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI②            | 所管    |
|-------|-------|------------------------|----------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------|-------|
| 58    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 不妊治療費の助成                       | 子供を望む方が、経済的な事情に関わらず安心して不妊治療に取り組めるよう、不妊治療費の一部を助成します。                                                                                                                                             | 令和8年4月1日以降に開始した治療について、助成対象を保険診療の体外受精及び顕微授精、並びに併用して実施した先進医療に係る費用へと拡充（令和8年10月1日受付開始）（上限15万円）                                                                       | 保険診療の体外受精及び顕微授精、並びに併用して実施した先進医療に係る費用を15万円を上限として助成                                                                                                                | 保険診療の体外受精及び顕微授精、並びに併用して実施した先進医療に係る費用を15万円を上限として助成                                                                                                                | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | プレコンセプションケアに関する妊産婦の認知度を45%まで向上    | 福祉局   |
| 59    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 卵子凍結への支援                       | 子どもを産みたいと望んでいるものの、さまざまな事情によりすぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つとして、卵子凍結に係る費用の助成等を実施するとともに、本人だけでなく、家庭や職場など、周囲の方々への基礎セミナーを連年で開催します。                                                                      | 令和10年度まで調査継続                                                                                                                                                     | 令和10年度まで調査継続                                                                                                                                                     | 調査を踏まえ検討                                                                                                                                                         | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | プレコンセプションケアに関する妊産婦の認知度を45%まで向上    | 福祉局   |
| 60    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 不妊検査等助成事業                      | 子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、不妊検査及び薬物療法や人工授精等の一般不妊治療にかかる費用の一部を助成します。                                                                                                               | 不妊検査、一般不妊治療に要した費用について、5万円を上限に助成                                                                                                                                  | 不妊検査、一般不妊治療に要した費用について、5万円を上限に助成                                                                                                                                  | 不妊検査、一般不妊治療に要した費用について、5万円を上限に助成                                                                                                                                  | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | プレコンセプションケアに関する妊産婦の認知度を45%まで向上    | 福祉局   |
| 61    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 不育症検査助成事業                      | 妊娠はするものの、2回以上の流産や死産などを繰り返し、結果的に子供を持てないといわれる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査に係る費用の一部を助成します。                                                                                                 | 不育症検査に要した費用について、5万円を上限に助成                                                                                                                                        | 不育症検査に要した費用について、5万円を上限に助成                                                                                                                                        | 不育症検査に要した費用について、5万円を上限に助成                                                                                                                                        | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上 | 福祉局   |
| 62    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 性と健康の相談センター事業                  | 女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する悩みについて、電話等で相談に応じるとともに、チャットボットを活用した妊娠不安相談・妊産婦が抱える不安に対応した助産師によるオンライン相談を行う。また、初回産科受診料の費用助成等を行う区市町村への支援に加え、早産や早産児に関する普及啓発の実施等を実施する。さらに、基礎疾患を抱える妊産婦等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施 | 女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する電話相談支援、チャットボットを活用した妊娠不安相談支援、妊産婦が抱える不安に対応した助産師オンライン相談支援を実施。初回産科受診料の費用助成等を行う区市町村への支援、早産や早産児に関する普及啓発の取組、基礎疾患を抱える妊産婦等に対して妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施 | 女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する電話相談支援、チャットボットを活用した妊娠不安相談支援、妊産婦が抱える不安に対応した助産師オンライン相談支援を実施。初回産科受診料の費用助成等を行う区市町村への支援、早産や早産児に関する普及啓発の取組、基礎疾患を抱える妊産婦等に対して妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施 | 女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する電話相談支援、チャットボットを活用した妊娠不安相談支援、妊産婦が抱える不安に対応した助産師オンライン相談支援を実施。初回産科受診料の費用助成等を行う区市町村への支援、早産や早産児に関する普及啓発の取組、基礎疾患を抱える妊産婦等に対して妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施 | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | プレコンセプションケアに関する妊産婦の認知度を45%まで向上    | 福祉局   |
| 63    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 東京都認証学童クラブ事業                   | 学童クラブ事業における子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進や保護者のニーズに応える多様なサービスを提供するため、都独自の新たな運営基準を創設し、運営基準に基づく運営補助により質の向上を図ります。                                                                                             | 区市町村と連携して早期の認証化を目指す                                                                                                                                              | 区市町村と連携して早期の認証化を目指す                                                                                                                                              | 区市町村と連携して早期の認証化を目指す                                                                                                                                              | 学童の待機児童を2027年度までに解消し、継続                          | -                                 | 福祉局   |
| 64    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業            | 認証学童クラブの設置等を促進するほか、学童クラブ待機児童解消に向けて、児童館等を活用した多様な取組等を行うとともに支援します。                                                                                                                                 | 令和11年5月時点登録児童数 17,400人増（令和6年5月比）                                                                                                                                 | 令和11年5月時点登録児童数 17,400人増（令和6年5月比）                                                                                                                                 | 学童の待機児童を2027年度までに解消し、継続                                                                                                                                          | -                                                | -                                 | 福祉局   |
| 65    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 多様な他者と関わりの機会の創出                | 多様な他者との関わりの中で、非認知能力の向上等、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の見守り等の無償に限り、保育所等や児童を定期的に預かる仕組みを創出し、支援が必要な家庭を継続的に支援します。                                                                                              | 62区市町村で実施                                                                                                                                                        | 62区市町村で実施                                                                                                                                                        | 62区市町村で実施                                                                                                                                                        | -                                                | -                                 | 福祉局   |
| 66    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 東京都無償分娩費用助成等事業                 | 希望する方が安心して無償分娩を選択できるよう、要件を満たした都民の方を対象に、無償分娩に要した費用を助成します。                                                                                                                                        | 無償分娩に要した費用について10万円を上限に助成                                                                                                                                         | 無償分娩に要した費用について10万円を上限に助成                                                                                                                                         | 無償分娩に要した費用について10万円を上限に助成                                                                                                                                         | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | -                                 | 福祉局   |
| 67    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 産婦・乳幼児健康診査支援事業                 | 産婦健診、1か月児健診、5歳児健診について、区市町村など関係機関への支援を行い、都内における各健診の実施促進及び体制整備を図ります。                                                                                                                              | ・都民や医療機関への普及啓発<br>・健診従事者向けの研修実施<br>・5歳児健診に係る区市町村の取組支援                                                                                                            | ・都民や医療機関への普及啓発<br>・健診従事者向けの研修実施<br>・5歳児健診に係る区市町村の取組支援                                                                                                            | ・都民や医療機関への普及啓発<br>・健診従事者向けの研修実施<br>・5歳児健診に係る区市町村の取組支援                                                                                                            | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | -                                 | 福祉局   |
| 68    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 妊産婦メンタルヘルス対策事業                 | 妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制の運用、精神科医療機関検査サポーター、妊産婦メンタルヘルス従事者向け研修実施、区市町村の取組支援                                                                                                    | 妊産婦メンタルヘルス対策検討会実施<br>・精神科医療機関検査サポーターの運用<br>・妊産婦メンタルヘルス従事者向け研修実施、区市町村の取組支援                                                                                        | 前年度の取組を踏まえた上で検討                                                                                                                                                  | 前年度の取組を踏まえた上で検討                                                                                                                                                  | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | -                                 | 福祉局   |
| 69    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 妊婦健康診査支援事業                     | 妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査費用を助成する区市町村を支援します。                                                                                                                                                | 超音波検査について、対象者が2回以上検査を受けた場合に、検査費用及び事務費を区市町村へ補助                                                                                                                    | -                                                                                                                                                                | -                                                                                                                                                                | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | -                                 | 福祉局   |
| 70    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認証保育所障害児受入促進事業                 | 認証保育所に対し、障害児受入れに応じて必要な経費を補助し、認証保育所の障害児受入れを促進します。                                                                                                                                                | 障害児の受け入れを促進                                                                                                                                                      | 障害児の受け入れを促進                                                                                                                                                      | 障害児の受け入れを促進                                                                                                                                                      | -                                                | -                                 | 福祉局   |
| 71    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業     | 認証保育所等が空きスペース等を活用し、地域の子育て支援等に資する取組を行えるよう、区市町村がコンサルティングに係る経費を支拂する場合等に、必要な経費の一部を補助します。                                                                                                            | ・施設状況に応じた専門的な助言、取組の実施に向けた支援を実施<br>・認証保育所において、地域の子育て支援等に資する好事例となる取組等を実施する場合の支援を実施                                                                                 | ・施設状況に応じた専門的な助言、取組の実施に向けた支援を実施<br>・認証保育所において、地域の子育て支援等に資する好事例となる取組等を実施する場合の支援を実施                                                                                 | ・施設状況に応じた専門的な助言、取組の実施に向けた支援を実施<br>・認証保育所において、地域の子育て支援等に資する好事例となる取組等を実施する場合の支援を実施                                                                                 | -                                                | -                                 | 福祉局   |
| 72    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 保育所等利用世帯負担軽減事業                 | 認可保育所等の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村を支援します。                                                                                                                                                        | 継続して支援                                                                                                                                                           | 継続して支援                                                                                                                                                           | 継続して支援                                                                                                                                                           | 全ての子育て世帯に対して、妊娠前から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援 | -                                 | 福祉局   |
| 73    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 都立病院における病児保育事業の実施              | 区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病児保育室において保育が可能な病児の児童を預かり、一時的に保育を行います。                                                                                                                                     | 区市から事業を委託を受けている都立病院において適切に実施                                                                                                                                     | 区市から事業を委託を受けている都立病院において適切に実施                                                                                                                                     | 区市から事業を委託を受けている都立病院において適切に実施                                                                                                                                     | -                                                | -                                 | 保健医療局 |
| 74    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 都立病院における院内保育の地域開放              | 職員や福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室（認可外保育室）において、空き定員の一部を地域開放します。                                                                                                                                       | 各保育室の利用状況等を踏まえて地域開放の募集を検討                                                                                                                                        | 各保育室の利用状況等を踏まえて地域開放の募集を検討                                                                                                                                        | 各保育室の利用状況等を踏まえて地域開放の募集を検討                                                                                                                                        | -                                                | -                                 | 保健医療局 |
| 75    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 東京医師アカデミー・復職支援プログラム            | 育児・介護等で長期離職していた医師を対象に、都立病院の指導の下、キャリア意識や価値観などのワークレトリートを活用して、臨床能力の向上や最新知見等の習得を目的としたオーダーメイド型の復職支援研修を行います。                                                                                          | 「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供                                                                                                        | 「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供                                                                                                        | 「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供                                                                                                        | -                                                | -                                 | 保健医療局 |
| 76    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 病院勤務者勤務環境改善事業                  | 出産や育児といった女性特有のライフイベント等により職務を離れた女性医師等の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。                                                                                                                            | 勤務環境改善マネジメントシステム導入病院数 810:150病院                                                                                                                                  | 勤務環境改善マネジメントシステム導入病院数 810:150病院                                                                                                                                  | 勤務環境改善マネジメントシステム導入病院数 810:150病院                                                                                                                                  | -                                                | -                                 | 保健医療局 |
| 77    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>周産期母子医療センターの運営 | 安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するため、産科・小児科双方から一貫した総合かつ高度な周産期医療が提供できる周産期母子医療センターの運営費用に対する支援を通じて、周産期医療体制の一端の充実を図ります。                                                                                   | 周産期母子医療センターの運営 28施設                                                                                                                                              | 継続実施                                                                                                                                                             | 継続実施                                                                                                                                                             | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | -                                 | 保健医療局 |
| 78    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>周産期医療施設・設備整備   | 安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するため、産科・小児科双方から一貫した総合かつ高度な周産期医療が提供できる周産期母子医療センターの施設・設備整備に対する支援を通じて、周産期医療体制の一端の充実を図ります。                                                                                | 周産期母子医療施設等の整備（予定） 施設整備 1施設 設備整備等 25施設                                                                                                                            | 継続実施                                                                                                                                                             | 継続実施                                                                                                                                                             | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                | -                                 | 保健医療局 |



# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱                   | 細目                   | 事業名                                                       | 事業概要                                                                                                                                                            | 2026年度計画                                                            | 2027年度計画 | 2028年度計画 | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①                       | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管    |
|-------|-------|------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------------------------------------------|------------------------|-------|
| 79    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>周産期連携病院等の整備                               | 周産期連携病院の施設・設備整備に対する支援を通じて、ミドルリスク分娩に対応する周産期医療体制の整備を図ります。                                                                                                         | 周産期連携病院（二次医療機関）を対象に、産科・新生児科の新築、増改築、改修に要する工事費や工事請負費及び医療機器等購入費を補助します。 | 継続実施     | 継続実施     | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を80%まで向上            | -                      | 保健医療局 |
| 80    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>周産期医療ネットワークグループ                           | 周産期医療機関の機能別役割分担と連携体制を強化するため、周産期母子医療センターを中核とした一次、二次、三次の周産期医療機関による周産期ネットワークグループを構築し、妊娠（胎児）・新生児のリスクに応じた周産期医療体制の充実を図っています。                                          | 都内を8つのネットワークグループに分け、グループごとに地域連携会議を開催・運営し、グループ内での連携を図ります。            | 継続実施     | 継続実施     | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上            | -                      | 保健医療局 |
| 81    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>周産期医療協議会                                  | 関係機関、関係団体等により構成する周産期医療協議会及び部会等を設置し、都における周産期医療体制整備に関する事項等に關し、地域の実情に応じて検討及び協議を行います。                                                                               | 【開催回数】<br>本会議 3回（予定）<br>部会 5回（予定）                                   | 継続実施     | 継続実施     | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上            | -                      | 保健医療局 |
| 82    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>小児等在宅移行研修                                 | 診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。                                               | 二次救急医療機関等<br>産事者向け研修、保健師向け研修、多職種合同研修の実施                             | 継続実施     | 継続実施     | 妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上            | -                      | 保健医療局 |
| 83    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>在宅移行支援病床運営事業                              | NICU等長期入院児について、在宅療養等との間に中間的な病床としての在宅移行支援病床を設置することにより、在宅療養等への円滑な移行を促進するとともにNICU等の病床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的に事業を実施しています。                                  | 申請予定施設と病床数<br>19施設 65床                                              | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 84    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>在宅移行支援病床の整備 設備整備                          | NICU等長期入院児について、在宅療養等との間に中間的な病床としての在宅移行支援病床を設置することにより、在宅療養等への円滑な移行を促進するとともにNICU等の病床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的に事業を実施しています。本事業は在宅移行支援病床の施設・設備整備に対する支援を実施します。 | 申請予定施設 2施設                                                          | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 85    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>在宅療養一時受入支援事業                              | 在宅等に移行したNICU等長期入院児等をその保護者の要請に応じて、定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的に事業を実施しています。                                                                                            | 申請予定施設と病床数<br>25施設 57床                                              | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 86    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>多摩新生児連携病院                                 | 区別に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的风险の高い新生児を受け入れる「多摩新生児連携病院」を確保し、多摩地域の新生児受入体制の強化を図ります。                                                                            | 指定 4施設                                                              | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 87    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>周産期連携病院（休日・全夜間）                           | ミドルリスクの妊産婦に対応できる救急医療機関を「周産期連携病院」に指定し、施設整備への支援を行うことで、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。                                                                                | 指定 14施設                                                             | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 88    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>産科医等確保支援事業                                | 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当を支給する医療機関に対し補助を行うことで、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る事業を実施しています。                                                                        | 手当支給施設 48施設<br>（病院 22施設、診療所 10施設、<br>分娩所 16施設）<br>手当支給者数 793人       | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 89    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>産科医等育成支援事業                                | 臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当を支給する医療機関に対し補助を行うことで、将来の産科医療を担う医師の育成を図る事業を実施しています。                                                                          | 手当支給施設 18施設<br>手当支給者数 97人                                           | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 90    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>新生児医療担当医療確保支援事業                           | 新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当医手当を支給する医療機関に補助を行うことで、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図る事業を実施しています。                                                                               | 周産期母子医療センター 16施設<br>手当支給者数 185人                                     | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 91    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>新生児救命研修                                   | 一次周産期医療施設等の医師及び、看護師・助産師等を対象として、新生児誕生に関する研修を行うことにより、周産期医療全体の向上を図ります。                                                                                             | 新生児心臓蘇生法を周産期医療関係者に修得させるための実技講習会を実施します。                              | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 92    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>産科救急対応向上研修                                | 東京都内で主にローリスク妊婦、正常分娩を取り扱う一次周産期医療機関等の医師、助産師及び看護師を対象とした、産科救急に関する研修を行い、産科危機的対応等への初期対応の強化を図ります。                                                                      | 産科救急に関する知識・技術を周産期医療関係者に修得させるための実技講習会を実施します。                         | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 93    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>周産期医療情報ネットワーク、周産期医療調査事業等、NICU等入院児の退院支援の促進 | 診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。                                               | 周産期医療情報ネットワークの運営、周産期医療関係者研修の実施、周産期医療調査事業等、NICU等入院児の退院支援の促進等に取り組み    | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 94    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>NICU等入院児在宅移行支援事業                          | 周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等による外泊訓練や退院調整会議への出席等に必要な経費を補助し、NICU等入院児の在宅療養への円滑な移行に向けた支援の充実を図る事業を実施しています。                                                                | 申請予定施設<br>周産期母子医療センター 17施設<br>訪問看護ステーション 63施設                       | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 95    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>新生児医療担当医育成支援事業                            | 臨床研修修了後の専門的な研修において小児科を選択し、かつNICU等で新生児医療を担当する医師に対し研修医手当を支給する医療機関に対し補助を行うことで、将来、NICU等で新生児医療を担当する医師の育成を図る事業を実施しています。                                               | 周産期母子医療センター 7施設<br>手当支給者数 41人                                       | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |
| 96    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ①_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>助産所設備整備費補助                                | 妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備を促進します。                                                                                 | 申請予定数 10施設                                                          | 継続実施     | 継続実施     | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全市市町村に整備し、支援を継続 | -                      | 保健医療局 |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱                   | 細目                   | 事業名                                     | 事業概要                                                                                                             | 2026年度計画                                                                                                                                       | 2027年度計画                                                                                                                                       | 2028年度計画                                                                                        | 対応する計画掲載の数値目標・KPI①                                | 対応する計画掲載の数値目標・KPI② | 所管    |
|-------|-------|------------------------|----------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------|-------|
| 97    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>助産所と嘱託医療機関等の連携支援        | 助産所における嘱託医師等確保のための相談窓口を設置するとともに、助産所と嘱託医師等の連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援します。                                           | 相談窓口の設置<br>都内の嘱託医及び都内嘱託医療機関における調査及び情報共有等                                                                                                       | 相談窓口の設置<br>都内の嘱託医及び都内嘱託医療機関における調査及び情報共有等                                                                                                       | 相談窓口の設置<br>都内の嘱託医及び都内嘱託医療機関における調査及び情報共有等                                                        | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全区市町村に整備し、支援を継続      | -                  | 保健医療局 |
| 98    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>NICU入院児相談支援事業（FCC）      | 診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加にえるため、地域において妊婦、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。 | N I C U入院している小児（以下、N I C U入院児という）の成長発達の促進や、N I C U入院児の家族の不安軽減に有効な支援とされるファミリーセンタードケア（以下、FCCという）の効果を実践的に検証するため、モデル事業を実施する。                       | 継続実施                                                                                                                                           | 今後検討予定                                                                                          | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全区市町村に整備し、支援を継続      | -                  | 保健医療局 |
| 99    | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>ドナーミルク利用支援事業            | NICUにおけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とするNICU入院児等が利用できる体制を整備します。                                           | ドナーミルクを必要とする児が入院するNICUがある施設に対して、ドナーミルク使用料を補助することで、ドナーミルクの使用を促進します。また、必要となるドナーを確保できる体制を整えるため、母乳バンクのドナー登録に必要な問診・検査等を行った場合に謝礼金を補助し、ドナー登録施設の拡大を図る。 | ドナーミルクを必要とする児が入院するNICUがある施設に対して、ドナーミルク使用料を補助することで、ドナーミルクの使用を促進します。また、必要となるドナーを確保できる体制を整えるため、母乳バンクのドナー登録に必要な問診・検査等を行った場合に謝礼金を補助し、ドナー登録施設の拡大を図る。 | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全区市町村に整備し、支援を継続                                                    | -                                                 | 保健医療局              |       |
| 100   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 周産期母子医療体制の整備<br>東京都無痛分娩費用助成等事業          | 医療従事者を対象とした無痛分娩に関する研修の機会を提供するとともに、周産期医療ネットワークグループの中で実施する地域連携会議において最新の知見を共有します。                                   | ・研修回数：14回<br>・地域連携会議実施ブロック数：8                                                                                                                  | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全区市町村に整備し、支援を継続      | -                  | 保健医療局 |
| 101   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 小児救急医療体制の整備<br>小児初期救急平日夜間土曜診療（包括補助）     | 初期から三次までの小児救急医療体制を構築するため、区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助します。                                                             | 小児初期救急平日夜間土曜診療事業 53地区                                                                                                                          | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                  | 保健医療局 |
| 102   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 小児救急医療体制の整備<br>小児初期救急施設等整備              | 初期から三次までの小児救急医療体制を構築するため、区市町村が実施する小児初期救急運営に必要な施設等整備に対する補助をします。                                                   | 施設整備 2施設<br>設備整備 2施設                                                                                                                           | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                  | 保健医療局 |
| 103   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 小児救急医療体制の整備<br>休日・全夜間（小児）               | 初期から三次までの小児救急医療体制を構築するため、休日及び夜間における小児の二次救急医療を行う医療機関を確保します。                                                       | 休日・全夜間診療（小児）<br>全部52施設 79床/日（うちトリアージナース配置 4施設）                                                                                                 | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                  | 保健医療局 |
| 104   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 小児救急医療体制の整備<br>休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助（小児） | 初期から三次までの小児救急医療体制を構築するため、休日及び夜間における小児の二次救急を担う医療機関の整備を支援します。                                                      | 休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助（小児） 設備整備 2施設                                                                                                              | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                  | 保健医療局 |
| 105   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 小児救急医療体制の整備<br>こども救命センター                | 初期から三次までの小児救急医療体制を構築するため、重篤・重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」を運営します。                                       | こども救命センターの運営 4施設                                                                                                                               | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                  | 保健医療局 |
| 106   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 小児救急医療体制の整備<br>小児医療協議会                  | 医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。                                                 | 小児医療協議会（協議会2回、連絡会1回、地域連携会議10地区）                                                                                                                | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う区市町村の取組を支援  | -                  | 保健医療局 |
| 107   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 母子保健機関に関する相談事業・情報提供事業                   | 東京都こども医療ガイドインターネットを通じて、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識などの医療情報や子育ての情報などを分かりやすく提供します。                                      | 子育て世帯の育児における不安や困難の軽減に資するよう毎年度ホームページ内容の改修を検討                                                                                                    | 子育て世帯の育児における不安や困難の軽減に資するよう毎年度ホームページ内容の改修を検討                                                                                                    | 子育て世帯の育児における不安や困難の軽減に資するよう毎年度ホームページ内容の改修を検討                                                     | -                                                 | -                  | 保健医療局 |
| 108   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | マタニティマークの普及への協力                         | マタニティマークの普及への協力を実施します。                                                                                           | 出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を行い、マークの普及促進に努める。                                                                                   | 出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を行い、マークの普及促進に努める。                                                                                   | 出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を行い、マークの普及促進に努める。                                    | 妊婦・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上                 | -                  | 交通局   |
| 109   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 認定こども園の推進                               | 就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園を設置する区市町村に対して、指導・助言など広く支援を行い、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。      | 地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進                                                                                                                     | 継続実施                                                                                                                                           | 継続実施                                                                                            | 保護者の就労等の有無に関わらず未就学児を保育所等で定期的に預かる取組を都内全域に展開し、支援を継続 | -                  | 教育庁   |
| 110   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 放課後における子供の居場所づくり                        | 地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。                                                  | 放課後子供教室への補助<br>1,187か所                                                                                                                         | 放課後子供教室への補助                                                                                                                                    | 放課後子供教室への補助                                                                                     | 学童の待機児童を2027年度までに解消し、継続                           | -                  | 教育庁   |
| 111   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 1_結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援 | 救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの整備支援           | 一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進や整備に取り組む区市町村を支援しています。                                | 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進を図ることにより安全を確保するとともに、同システムの受信業務を通じて迅速な活動を行う。                                                | 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進を図ることにより安全を確保するとともに、同システムの受信業務を通じて迅速な活動を行う。                                                | 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進を図ることにより安全を確保するとともに、同システムの受信業務を通じて迅速な活動を行う。 | -                                                 | -                  | 東京消防庁 |
| 112   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 2_就学・就職の進路選択の拡大      | 女子中高生向けオフィスツアー                          | 女性の参画が少ないSTEM分野での女性活躍を推進するため、企業等のSTEM部門を訪問する機会を提供し、将来の選択拡大を促します。                                                 | 企業等のSTEM部門と連携し、女子中高生を対象としたオフィスツアーを実施                                                                                                           | 企業等のSTEM部門と連携し、女子中高生を対象としたオフィスツアーを実施                                                                                                           | 企業等のSTEM部門と連携し、女子中高生を対象としたオフィスツアーを実施                                                            | -                                                 | -                  | 生活文化局 |
| 113   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 2_就学・就職の進路選択の拡大      | 国際女性デーを契機とした女性活躍の機運醸成                   | 女子小学生と保護者を対象に体験イベントなど特別企画を実施し、STEM分野に触れる機会を提供します。                                                                | 女子小学生を対象とした普及啓発イベントの実施                                                                                                                         | 女子小学生を対象とした普及啓発イベントの実施                                                                                                                         | 女子小学生を対象とした普及啓発イベントの実施                                                                          | -                                                 | -                  | 生活文化局 |
| 114   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 2_就学・就職の進路選択の拡大      | インターンシップの推進                             | 就業体験を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。               | ・7月～12月の期間に、都立高校5校が国際ロータリーとの連携によるインターンシップに参加します。                                                                                               | ・7月～12月の期間に、国際ロータリーとの連携によるインターンシップに参加する予定です。                                                                                                   | ・7月～12月の期間に、国際ロータリーとの連携によるインターンシップに参加する予定です。                                                    | -                                                 | -                  | 教育庁   |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱                   | 細目                     | 事業名                                                                | 事業概要                                                                                                                | 2026年度計画                                                                                                                               | 2027年度計画                                                                                 | 2028年度計画                                                                                 | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①                  | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管            |
|-------|-------|------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------|---------------|
| 115   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・2_就学・就職の進路選択の拡大       | 中学生の職場体験の推進                                                        | 中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。 | ・3～5日間 全公立中学校等で実施予定                                                                                                                    | ・3～5日間 全公立中学校等で実施予定                                                                      | ・3～5日間 全公立中学校等で実施予定                                                                      | -                                       | -                      | 教育庁           |
| 116   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・2_就学・就職の進路選択の拡大       | 進路指導の充実                                                            | 学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。                                                         | ・キャリア・パスポートの活用に向けたリーフレット及びキャリア教育実践事例集の活用を推進<br>・キャリア教育カンファレンスの実施                                                                       | ・キャリア・パスポートの活用に向けたリーフレット及びキャリア教育実践事例集の活用を推進<br>・キャリア教育カンファレンスの実施                         | ・キャリア・パスポートの活用に向けたリーフレット及びキャリア教育実践事例集の活用を推進<br>・キャリア教育カンファレンスの実施                         | -                                       | -                      | 教育庁           |
| 117   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・2_就学・就職の進路選択の拡大       | 都立高校における男女合同選抜の実施                                                  | 男女別定員を定めていた都立高校について、令和6年度入学者選抜から男女合同選抜を実施しています。                                                                     | 継続実施                                                                                                                                   | 継続実施                                                                                     | 継続実施                                                                                     | -                                       | -                      | 教育庁           |
| 118   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・2_就学・就職の進路選択の拡大       | 女性消防官の募集に向けた取組の推進                                                  | 女性を対象とした業務説明会やオンラインによる座談会等を開催するとともに、ホームページ等において女性の働き方や活躍について紹介し、女性消防官への理解を促進します。                                    | ・オンライン上での女性対象の業務説明会<br>最大500名参加可能 年2回以上実施予定<br>・オンライン上での女性対象の採用相談会<br>1対1での相談会 月1回以上実施予定                                               | ・オンライン上での女性対象の業務説明会<br>最大500名参加可能 年2回以上実施予定<br>・オンライン上での女性対象の採用相談会<br>1対1での相談会 月1回以上実施予定 | ・オンライン上での女性対象の業務説明会<br>最大500名参加可能 年2回以上実施予定<br>・オンライン上での女性対象の採用相談会<br>1対1での相談会 月1回以上実施予定 | 消防員採用者に占める女性消防員割合の向上                    | -                      | 東京消防庁         |
| 119   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・2_就学・就職の進路選択の拡大       | 子供向けデジタル体験向上プロジェクト                                                 | 子供たちが気軽にデジタル体験ができる機会を創出し、新しい時代を切り拓く人材を育成します。デジタル分野に関心のある女子小学生を対象としたワークショップを開催し、将来のキャリア選択の可能性を広げます。                  | デジタル分野に関心のある女子小学生を対象としたワークショップを開催し、将来のキャリア選択の可能性を広げます。                                                                                 | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | デジタルサービス局     |
| 120   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・2_就学・就職の進路選択の拡大       | スタートアップ・エコシステムにおけるDEIの普及啓発 及び推進 (Tokyo Innovation Base)            | 国内外のスタートアップやその支援者が集う一大拠点「Tokyo Innovation Base (TIB)」にて、DEIを推進する女性起業家等の新たなつながりや協業が生まれる場づくりとともに、関係者間のネットワークを強化します。   | TIBにおいて、女性起業家等の支援や国内外関係者と連携し、DEI推進に資するイベントの開催等を進めるとともに、関係者間のネットワーク形成を図る。                                                               | TIBにおいて、女性起業家等の支援や国内外関係者と連携し、DEI推進に資するイベントの開催等を進めるとともに、関係者間のネットワーク形成を図る。                 | TIBにおいて、女性起業家等の支援や国内外関係者と連携し、DEI推進に資するイベントの開催等を進めるとともに、関係者間のネットワーク形成を図る。                 | -                                       | -                      | スタートアップ戦略推進本部 |
| 121   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・2_就学・就職の進路選択の拡大       | スタートアップ・エコシステムにおけるDEIの普及啓発 及び推進 (Sushi Tech Tokyo)                 | アジア最大グローバルイノベーションカンファレンス「Sushi Tech Tokyo」にて、多様性向上の観点から、多くの女性のセッション登壇を推進します。国内外のスタートアップ・エコシステムにおけるDEIの重要性などを発信します。  | Sushi Tech Tokyo 2027の準備において、女性登壇者の機会の拡充及びDEIに関する情報発信を強化する。                                                                            | Sushi Tech Tokyo 2027の実施、また2028の準備において、女性登壇者の機会の拡充及びDEIに関する情報発信を強化する。                    | Sushi Tech Tokyo 2028の実施、また2029の準備において、女性登壇者の機会の拡充及びDEIに関する情報発信を強化する。                    | -                                       | -                      | スタートアップ戦略推進本部 |
| 122   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 東京都パートナーシップ宣揚制度の導入                                                 | 性的マイノリティの方々からパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出を受け、証明し、多様な性に関する市民の理解を推進するとともに、生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげます。                 | ・制度の運用<br>・制度の普及、活用促進                                                                                                                  | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | 総務局           |
| 123   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 性自認及び性的指向に関する企業研修                                                  | 性自認及び性的指向に関する理解を社会により一層浸透させるため、民間企業向け無料研修を実施します。受講企業が行うLGBTフレンドリー宣言を都のホームページに公表し、事業者の主体的な取組を一層促進します。                | 年度内3～4回の研修実施                                                                                                                           | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | 総務局           |
| 124   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 交流の場、機会提供事業                                                        | 自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場・機会を提供します。                                        | 年度内3回の事業実施                                                                                                                             | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | 総務局           |
| 125   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | LGBTフレンドリーを目指す事業者向け訪問支援事業                                          | 性自認及び性的指向に関する企業間の課題にきめ細かく対応するため、訪問支援事業を実施します。                                                                       | 現地等において人事部門への助言や社員向け研修等を実施                                                                                                             | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | 総務局           |
| 126   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 普及啓発の推進 (人権啓発活動地方委託事業)                                             | 啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等での冊子・配布、イベントでのパネル展示を実施                                                                   | 冊子「みんなの人権」及びリーフレット「性自認・性的指向」の作成・配布、イベントでのパネル展示を実施                                                                                      | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | 総務局           |
| 127   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 性自認及び性的指向に関する専門電話相談                                                | 性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。                                                                                   | 東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談<br>火曜日・金曜日（祝日・年末年始除く）<br>【事業者向け】10:00～17:00<br>【当事者向け】18:00～22:00                                               | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | 総務局           |
| 128   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 性自認及び性的指向に関する専門L I N E相談                                           | 性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。                                                                                   | 東京都性自認及び性的指向に関する専門L I N E相談<br>月曜日・水曜日・木曜日（祝日・年末年始除く） 17:00～22:00(受付121・30まで)                                                          | 継続実施予定                                                                                   | 継続実施予定                                                                                   | -                                       | -                      | 総務局           |
| 129   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 東京ウィメンズプラザ 一般相談                                                    | 結婚・離婚、人間関係、セクハラ被害などの悩みに対応し、相談者が自ら問題解決の糸口を見いだせるよう、助言や情報を提供します。                                                       | 専門の相談員による相談対応を実施                                                                                                                       | 専門の相談員による相談対応を実施                                                                         | 専門の相談員による相談対応を実施                                                                         | -                                       | -                      | 生活文化局         |
| 130   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 女性の悩み相談サイト「TOKYOメンターカフェ」                                           | ちょっとした悩み事やモヤモヤなどを、仕事、子育て、介護などを経験してきた都民メンターに無料で相談できる掲示板サイトを提供します。                                                    | 都民メンターによる相談対応を実施                                                                                                                       | 都民メンターによる相談対応を実施                                                                         | 都民メンターによる相談対応を実施                                                                         | -                                       | -                      | 生活文化局         |
| 131   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 「若ナビα」の運営                                                          | 社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を運営しています。                               | 電話、LINE、メール及び面談による相談                                                                                                                   | 電話、LINE、メール及び面談による相談                                                                     | 電話、LINE、メール及び面談による相談                                                                     | -                                       | -                      | 都民安全総合対策本部    |
| 132   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大                                             | ひとり親家庭の住まいの安定に向け、世帯向け募集における当せん倍率の優遇やポイント方式による募集等、多様な方法で入居を支援します。                                                    | 引き続き実施予定                                                                                                                               | 引き続き実施予定                                                                                 | 引き続き実施予定                                                                                 | -                                       | -                      | 住宅政策本部        |
| 133   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 高齢者向け住宅に生活援助員等を配置するとともに、バリアフリー化された住宅整備を支援し、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。 | 事業を継続実施                                                                                                             | 事業を継続実施                                                                                                                                | 事業を継続実施                                                                                  | 事業を継続実施                                                                                  | -                                       | -                      | 住宅政策本部        |
| 134   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 単身者向け都営住宅の公募                                                       | 住宅に困難している単身高齢者に対して、居住の場としての都営住宅を提供します。                                                                              | 引き続き実施予定                                                                                                                               | 引き続き実施予定                                                                                 | 引き続き実施予定                                                                                 | -                                       | -                      | 住宅政策本部        |
| 135   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | シルバービアの整備                                                          | 高齢者向け住宅に生活援助員等を配置するとともに、バリアフリー化された住宅整備を支援し、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。                                                  | 区市町村と連携して事業を継続実施                                                                                                                       | 区市町村と連携して事業を継続実施                                                                         | 区市町村と連携して事業を継続実施                                                                         | -                                       | -                      | 福祉局           |
| 136   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 夜間こころの電話相談事業                                                       | 通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、相談者のストレス（不安感等の増大）の解消や医療への受診を働きかけることによって、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。                | 準夜帯における電話相談                                                                                                                            | 準夜帯における電話相談を継続して実施                                                                       | 準夜帯における電話相談を継続して実施                                                                       | -                                       | -                      | 福祉局           |
| 137   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業                                                | 障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門家相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられないことのない共生社会の実現を目指す。    | ・東京都障害者差別解消支援地域協議会開催 1回<br>・2050東京戦略においてヘルプマークの認知度を80%に向上                                                                              | ・東京都障害者差別解消支援地域協議会開催<br>・2050東京戦略においてヘルプマークの認知度を80%に向上                                   | ・東京都障害者差別解消支援地域協議会開催<br>・2050東京戦略においてヘルプマークの認知度を80%に向上                                   | 保育所等における障害児・医療的ケア児の受入体制を全区市町村に整備し、それを継続 | -                      | 福祉局           |
| 138   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | ・3_ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 障害児支援の提供体制の整備                                                      | 児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所や短期入所について、整備を促進します。                                                   | ・在宅サービスの充実（短期入所）<br>定員140人増（令和8年度末整備目標）<br>・障害児への支援の充実（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）<br>各区市町村に少なくとも1ヵ所以上（令和8年度末整備目標） | 令和8年度末までに策定する次期障害福祉計画（令和9年度～令和11年度）に基づき整備目標を設定予定                                         | 令和8年度末までに策定する次期障害福祉計画（令和9年度～令和11年度）に基づき整備目標を設定予定                                         | 保育所等における障害児・医療的ケア児の受入体制を全区市町村に整備し、それを継続 | -                      | 福祉局           |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱                   | 細目                      | 事業名                                       | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                  | 2026年度計画                                                                                                         | 2027年度計画                                                                                                                                                                                                  | 2028年度計画                                                                                                                                         | 対応する計画掲載の数値目標・KP1① | 対応する計画掲載の数値目標・KP1② | 所管  |
|-------|-------|------------------------|-------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|-----|
| 139   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 医療的ケア児等とその家族への支援の充実                       | 医療的ケア児や重症心身障害児が放課後等に安心して過ごせる場を確保するため、放課後等デイサービス、学童クラブ等で看護士の配置や送迎などを行い、医療的ケア児等の受入れを促進する区市町村を支援します。<br>また、医療的ケア児等の家族の休養や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する他、就労支援策として、医療的ケア児の日中預かり先確保や、保護者に対するペアレントメンターによる相談対応等を行います。 | 【在宅レスパイト】<br>実施区市町村数：39<br>【ペアレントメンター】<br>参加者数：84件<br>【日中預かり】<br>対象児数：10人<br>【学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業】<br>補助：35単位 | 【在宅レスパイト】<br>家族の休養や就労等の支援に取り組む区市町村を引き続き支援<br>【ペアレントメンター】<br>ペアレントメンターによる相談対応等を引き続き実施<br>【日中預かり】<br>医療的ケア児の日中の預かり先として、家族の就労等の支援に取り組む事業所を引き続き支援<br>【学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業】<br>医療的ケア児等の受入体制を整備する区市町村を引き続き支援 | 【在宅レスパイト】<br>家族の休養や就労等の支援に取り組む区市町村を引き続き支援<br>【ペアレントメンター】<br>ペアレントメンターによる相談対応等を引き続き実施<br>【学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業】<br>医療的ケア児等の受入体制を整備する区市町村を引き続き支援 | -                  | 福祉局                |     |
| 140   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応（障害者虐待防止対策支援事業）       | 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利保護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施します。                                                                      | ・障害者虐待防止センター担当職員コース 385名程度<br>・障害者福祉施設等コース<br>①講義：希望者全員<br>②演習：2,400名程度                                          | ・障害者虐待防止センター担当職員コース 385名程度<br>・障害者福祉施設等コース<br>①講義：希望者全員<br>②演習：2,400名程度                                                                                                                                   | ・障害者虐待防止センター担当職員コース 385名程度<br>・障害者福祉施設等コース<br>①講義：希望者全員<br>②演習：2,400名程度                                                                          | -                  | -                  | 福祉局 |
| 141   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応（共生社会実現に向けた障害者理解促進事業） | 障害者差別解消法施行に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプボードの普及を図り、障害の有無により分け隔たれることのない共生社会の実現を目指す。                                                                                                                       | ・東京都障害者差別解消支援地域協議会開催 1回<br>・2050東京戦略においてヘルプマークの認知度を80%に向上                                                        | ・東京都障害者差別解消支援地域協議会開催 1回<br>・2050東京戦略においてヘルプマークの認知度を80%に向上                                                                                                                                                 | ・東京都障害者差別解消支援地域協議会開催 1回<br>・2050東京戦略においてヘルプマークの認知度を80%に向上                                                                                        | -                  | -                  | 福祉局 |
| 142   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | SNSを活用した精神保健福祉相談                          | 通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、若年層をはじめとした依存症や思春期などさまざまなこころのお悩みを抱える方がより一層相談しやすい環境を整えておきます。                                                                                                                                    | 相談のハードルを下げ、早期支援につなげる。                                                                                            | 相談のハードルを下げ、早期支援につなげる。                                                                                                                                                                                     | 相談のハードルを下げ、早期支援につなげる。                                                                                                                            | -                  | -                  | 福祉局 |
| 143   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 一時預かり事業補助                                 | 保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備します。                                                                                                                                       | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                                                               | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                                                                                                                                                        | 地域の事情に応じて事業を継続的に実施                                                                                                                               | -                  | -                  | 福祉局 |
| 144   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 児童相談所の運営                                  | 16歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。                                                                                                                                                                                           | 引き続き、児童相談所において相談対応、一時保護等の体制強化を実施するとともに、関係機関と連携し児童虐待の早期対応に努める。                                                    | 引き続き、児童相談所において相談対応、一時保護等の体制強化を実施するとともに、関係機関と連携し児童虐待の早期対応に努める。                                                                                                                                             | 引き続き、児童相談所において相談対応、一時保護等の体制強化を実施するとともに、関係機関と連携し児童虐待の早期対応に努める。                                                                                    | -                  | -                  | 福祉局 |
| 145   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 赤ちゃんをぐくまれたご家族のための電話相談                     | SIDS（乳児突然死症候群）をはじめ、病気、事故、流産、死産等で子供をなくした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。                                                                                                                                                               | 保健師及び体験者が電話で対応する「赤ちゃんをぐくまれたご家族のための電話相談」を実施                                                                       | 保健師及び体験者が電話で対応する「赤ちゃんをぐくまれたご家族のための電話相談」を実施                                                                                                                                                                | 保健師及び体験者が電話で対応する「赤ちゃんをぐくまれたご家族のための電話相談」を実施                                                                                                       | -                  | -                  | 福祉局 |
| 146   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 入院助産に係る医療費助成                              | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けたいことができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。                                                                                                                                                                     | 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、助産施設における出産に要する費用を支弁する。また、区市が支弁した費用について、東京都がその一部を負担する。                             | 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、助産施設における出産に要する費用を支弁する。また、区市が支弁した経費について、東京都がその一部を負担する。                                                                                                                      | 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、助産施設における出産に要する費用を支弁する。また、区市が支弁した経費について、東京都がその一部を負担する。                                                             | -                  | -                  | 福祉局 |
| 147   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 東京都ひとり親家庭支援センター事業                         | ひとり親家庭や関係者に対し、生活相談、就業相談、離婚前後の法相談、就職情報の提供など各種支援策を実施しています。                                                                                                                                                                              | 都内24か所（区部・多摩地域）に相談拠点を設置し、生活相談・養育費相談・親子交流支援等を実施。また、ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業、キャリアアップ支援などを行う。                  | 都内24か所（区部・多摩地域）に相談拠点を設置し、生活相談・養育費相談・親子交流支援等を実施。また、ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業、キャリアアップ支援などを行う。                                                                                                           | 都内24か所（区部・多摩地域）に相談拠点を設置し、生活相談・養育費相談・親子交流支援等を実施。また、ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業、キャリアアップ支援などを行う。                                                  | -                  | -                  | 福祉局 |
| 148   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 母子・父子自立支援員の活動                             | 母子家庭、父子家庭及び妻籍に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。                                                                                                                                                                             | 研修を通して、母子・父子自立支援員の職務能力の向上を図る                                                                                     | 研修を通して、母子・父子自立支援員の職務能力の向上を図る                                                                                                                                                                              | 研修を通して、母子・父子自立支援員の職務能力の向上を図る                                                                                                                     | -                  | -                  | 福祉局 |
| 149   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭等生活上事業の実施                           | ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行います。                                                                                                                                                                                   | 事業実施区市町村の増加                                                                                                      | 事業実施区市町村の増加                                                                                                                                                                                               | 事業実施区市町村の増加                                                                                                                                      | -                  | -                  | 福祉局 |
| 150   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭就業推進事業                              | ひとり親の希望や適性に応じて、就職相談、スキルアップ訓練や職業紹介、定着に向けたアフターフォローまで一貫して行い、自立を後押しします。                                                                                                                                                                   | 支援者の就業実績の向上                                                                                                      | 支援者の就業実績の向上                                                                                                                                                                                               | 支援者の就業実績の向上                                                                                                                                      | -                  | -                  | 福祉局 |
| 151   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭等在宅就業推進事業                           | 在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務の調達・分配、購入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターをサポートを行います。                                                                                                                                                             | 在宅就業を希望するひとり親等に対し、業務の調達・分配や在宅就業コーディネーターによる支援を実施するとともに、継続的な受注機会の確保を通じて安定した収入の確保を図り、就業と自立を促進する。                    | 在宅就業を希望するひとり親等に対し、業務の調達・分配や在宅就業コーディネーターによる支援を実施するとともに、継続的な受注機会の確保を通じて安定した収入の確保を図り、就業と自立を促進する。                                                                                                             | 在宅就業を希望するひとり親等に対し、業務の調達・分配や在宅就業コーディネーターによる支援を実施するとともに、継続的な受注機会の確保を通じて安定した収入の確保を図り、就業と自立を促進する。                                                    | -                  | -                  | 福祉局 |
| 152   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭学び直し支援事業（旧：高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）      | 町村部に居住する、ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。また、ひとり親に対して大学授業料等を一部助成（区市居住者は各区市が実施）                                                                                        | 事業の認知度を高め、事業実施区市町村の増加を図る                                                                                         | 事業の認知度を高め、事業実施区市町村の増加を図る                                                                                                                                                                                  | 事業の認知度を高め、事業実施区市町村の増加を図る                                                                                                                         | -                  | -                  | 福祉局 |
| 153   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業                       | 町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や職業資格取得に関する費用の一部を支給します。（区市居住者は各区市が実施）                                                                                                                                                          | 費用の一部支給を通して、母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業促進                                                                                | 費用の一部支給を通して、母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業促進                                                                                                                                                                         | 費用の一部支給を通して、母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業促進                                                                                                                | -                  | -                  | 福祉局 |
| 154   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業                   | 高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指すひとり親家庭の親に対する入学・就職準備金の貸付及び、母子・父子自立支援プログラム利用者に対する住宅支援資金の貸付を実施し、就業及び自立の促進を図る。                                                                                                                                    | 高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指すひとり親家庭の親に対する入学・就職準備金の貸付及び、母子・父子自立支援プログラム利用者に対する住宅支援資金の貸付を実施し、就業及び自立の促進を図る。               | 高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指すひとり親家庭の親に対する入学・就職準備金の貸付及び、母子・父子自立支援プログラム利用者に対する住宅支援資金の貸付を実施し、就業及び自立の促進を図る。                                                                                                        | 高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指すひとり親家庭の親に対する入学・就職準備金の貸付及び、母子・父子自立支援プログラム利用者に対する住宅支援資金の貸付を実施し、就業及び自立の促進を図る。                                               | -                  | -                  | 福祉局 |
| 155   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業                        | 町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。（区市居住者は各区市が実施）                                                                                                                                                         | プログラム策定件数の増加                                                                                                     | プログラム策定件数の増加                                                                                                                                                                                              | プログラム策定件数の増加                                                                                                                                     | -                  | -                  | 福祉局 |
| 156   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭相談窓口強化事業                            | 就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談、支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供する。                                                                                                                                                      | 就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談、支援を行なう。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供する。                                  | 就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談、支援を行なう。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供する。                                                                                                                           | 就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談、支援を行なう。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供する。                                                                  | -                  | -                  | 福祉局 |
| 157   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助                      | 日常生活を営むのに著しく支援があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に実施し補助する。                                                                                                                                                          | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ホームヘルパー派遣事業を実施する市町村への補助を行うとともに、事業の周知や活用促進を図り、実施自治体数の増加及び支援体制の充実に取り組む。                    | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ホームヘルパー派遣事業を実施する市町村への補助を行うとともに、事業の周知や活用促進を図り、実施自治体数の増加及び支援体制の充実に取り組む。                                                                                                             | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ホームヘルパー派遣事業を実施する市町村への補助を行うとともに、事業の周知や活用促進を図り、実施自治体数の増加及び支援体制の充実に取り組む。                                                    | -                  | -                  | 福祉局 |
| 158   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の支給                    | ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援する。                                                                                                                                                                               | ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援する。                                                          | ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援する。                                                                                                                                                   | ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援する。                                                                                          | -                  | -                  | 福祉局 |
| 159   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3.ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 母子及び父子福祉資金の貸付                             | ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。                                                                                                                                                                                                | ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。                                                                           | ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。                                                                                                                                                                    | ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。                                                                                                           | -                  | -                  | 福祉局 |



# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱                   | 細目                     | 事業名                                | 事業概要                                                                                                                                                    | 2026年度計画                                                                                                                                  | 2027年度計画                                                          | 2028年度計画                                                          | 対応する計画目標の<br>数値目標・KPI①           | 対応する計画目標の<br>数値目標・KPI②                | 所管       |
|-------|-------|------------------------|------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 160   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 官民協働等女性支援事業                        | 様々な困難を抱える女性に対して、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチによる相談対応や居場所の確保などを実施し、自立を支援する。                                                                                       | 様々な困難を抱える女性に対して、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチによる相談対応や居場所の確保などを実施し、自立を支援する。                                                                         | 様々な困難を抱える女性に対して、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチによる相談対応や居場所の確保などを実施し、自立を支援する。 | 様々な困難を抱える女性に対して、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチによる相談対応や居場所の確保などを実施し、自立を支援する。 | -                                | -                                     | 福祉局      |
| 161   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 養育家庭等制度の運営                         | 里親の開拓や里親養育への支援等を行うフォスティング機関を全庁主要相談所の所管区域に設置し、里親等委託を一層推進します。                                                                                             | 里親委託等推進委員会の運営、未委託の里親に対するトレーニング、里親の開拓、里親フォローアップ研修等の実施 等                                                                                    | 里親委託等推進委員会の運営、未委託の里親に対するトレーニング、里親の開拓、里親フォローアップ研修等の実施 等            | 里親委託等推進委員会の運営、未委託の里親に対するトレーニング、里親の開拓、里親フォローアップ研修等の実施 等            | 里親等委託率を37.4%まで向上                 | -                                     | 福祉局      |
| 162   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 医療的ケア児等の育ちの支援事業                    | 医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の親労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健全な成長を図ります。                                                          | 継続的に事業を実施                                                                                                                                 | 継続的に事業を実施                                                         | 継続的に事業を実施                                                         | -                                | -                                     | 福祉局      |
| 163   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 子供食堂等居場所支援事業                       | 子供が気軽に立ち寄れる居場所をつくり、食事提供や学習支援等を通じて、地域全体で子供や家庭を支える区市町村の取組を支援します。                                                                                          | 区市町村と連携し、子供が気軽に立ち寄れる居場所を整備する。                                                                                                             | 区市町村と連携し、子供が気軽に立ち寄れる居場所を整備する。                                     | 区市町村と連携し、子供が気軽に立ち寄れる居場所を整備する。                                     | -                                | -                                     | 福祉局      |
| 164   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 子供食堂普及啓発事業                         | 区市町村が行う子供食堂の普及啓発に向けた取組を支援します。                                                                                                                           | 区市町村と連携し、子供食堂の普及啓発に向けた取組を支援する。                                                                                                            | -                                                                 | -                                                                 | -                                | -                                     | 福祉局      |
| 165   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 養育費確保・親子交流支援事業                     | ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成、ADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援、養育費に関する専門相談と養育費の履行確保のほか、親子交流に係る区市町村の取組に対して補助を行います。                                               | ひとり親等家庭の養育費受取率向上                                                                                                                          | ひとり親等家庭の養育費受取率向上                                                  | ひとり親等家庭の養育費受取率向上                                                  | ひとり親等家庭の養育費受取率向上                 | -                                     | 福祉局      |
| 166   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | ひとり親家庭等医療費助成事業補助                   | ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する区市町村を支援しています。                                                                                                      | 39市町村で実施<br>※特別区は財政調整交付金                                                                                                                  | 継続して支援を実施                                                         | 継続して支援を実施                                                         | -                                | -                                     | 福祉局      |
| 167   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 自殺総合対策東京会議                         | 東京の自殺の現状把握や、東京都自殺総合対策計画に基づく施策の評価・検証、計画改定に向けた準備を行うなど、関係機関と連携した総合的な自殺対策を推進します。また、区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるよう地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化します。 | 自殺総合対策東京会議 1回/年<br>計画評価・策定部会 1回/年<br>重点施策部会 1回/年                                                                                          | 継続実施                                                              | 継続実施                                                              | -                                | -                                     | 保健医療局    |
| 168   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 「ゲートキーパー」の養成                       | 地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気づき、専門機関による相談等へとつなぎ、協働して取り組む役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を支援します。                                                                          | 〇WEB広告<br>YouTube、X、LINEで広告掲載<br>・9月には学生向け広告を追加実施                                                                                         | 継続実施                                                              | 継続実施                                                              | -                                | -                                     | 保健医療局    |
| 169   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 「こころのいのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築         | 自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等との構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。また、遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。                                           | 〇検索連動型広告<br>KPI：クリック数 計13,000回/月<br>〇光面連携総合支援窓口事業<br>電話相談：14時～18時（月～金）<br>13時～17時（日）<br>※祝日は除く<br>メール相談も随時受付<br>〇検索連動型広告を入口とするメール相談（随時受付） | 継続実施                                                              | 継続実施                                                              | -                                | -                                     | 保健医療局    |
| 170   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 東京都自殺相談ダイヤルへこころのいのちのサポートラインへ       | 自殺相談専用の相談電話窓口を設置し、つらい悩みを抱える方の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなげることで自殺防止を図ります。                                                                                       | 受付時間：12時～翌朝5時30分（年中無休）<br>【事業終了期】（R12）までのKPI1：応答率60%                                                                                      | 継続実施                                                              | 継続実施                                                              | -                                | -                                     | 保健医療局    |
| 171   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 地域自殺対策強化事業                         | 地域の実情を踏まえた効果的な自殺対策事業に補助を行います。                                                                                                                           | 区市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への補助                                                                                                                 | 区市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への補助                                         | 区市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への補助                                         | -                                | -                                     | 保健医療局    |
| 172   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | SNS自殺相談                            | 若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。                                                                                                                  | 受付時間：15時～22時30分（年中無休）                                                                                                                     | 継続実施                                                              | 継続実施                                                              | -                                | -                                     | 保健医療局    |
| 173   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 若者自殺対策強化事業                         | 若者の自殺防止を図るため、相談行動やセルフケアを促す特設ページを作成するとともに、特設ページに誘導するショート動画等を作成し、SNS広告等を使用し普及啓発を行う。                                                                       | ・特設ページ、ショート動画、啓発カードの作成<br>・YouTube、LINE、Instagramで広告掲出                                                                                    | 普及啓発の実施                                                           | 普及啓発の実施                                                           | -                                | -                                     | 保健医療局    |
| 174   | ビジョン1 | 柱1_ライフステージに応じた切れ目のない支援 | 3.3ひとり親などが直面する困難に対する支援 | 訓練手当                               | 公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対して、受講期間中、訓練手当を支給します。                                                                                                                | 職業訓練手当の支給                                                                                                                                 | 職業訓練手当の支給                                                         | 職業訓練手当の支給                                                         | -                                | -                                     | 産業労働局    |
| 175   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 1_家事・育児分担に関する取組        | 家事支援外国人受入事業                        | 国家戦略特区制度を活用し、外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供することで、女性活躍の推進に貢献します。                                                                                               | 家事支援外国人受入事業の着実な実施                                                                                                                         | 家事支援外国人受入事業の着実な実施                                                 | 家事支援外国人受入事業の着実な実施                                                 | -                                | -                                     | 政策企画局    |
| 176   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 1_家事・育児分担に関する取組        | 男性の家事・育児促進に向けた気運醸成                 | Webサイト「TEAM家事・育児」において、社会全体で家事・育児を「TEAM」として考え、変えていくための、様々な情報やアドバイスを発信します。                                                                                | 記事公開・効果的な広報展開                                                                                                                             | 記事公開・効果的な広報展開                                                     | 記事公開・効果的な広報展開                                                     | 家事・育児関連時間の男女差を2時間30分以下とし、その状態を継続 | 家事・育児分担の満足度を80%以上に向上                  | 生活文化局    |
| 177   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 1_家事・育児分担に関する取組        | 男性の家事・育児推進セミナー                     | 男性がパートナーの妊娠・出産に関わることの重要性への理解を深め、パートナーと共に家事・育児を担う意識を育み、相互理解と関係づくりを促進します。                                                                                 | セミナーの実施                                                                                                                                   | セミナーの実施                                                           | セミナーの実施                                                           | 家事・育児関連時間の男女差を2時間30分以下とし、その状態を継続 | 家事・育児分担の満足度を80%以上に向上                  | 生活文化局    |
| 178   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 1_家事・育児分担に関する取組        | 男性の家事・育児実施調査                       | 家事・育児の分担状況や意識等について、未就学児を持つ男女等を対象に随年で調査を実施し、その結果を効果的に広報展開します。                                                                                            | -                                                                                                                                         | 調査実施・効果的な広報展開                                                     | -                                                                 | 家事・育児関連時間の男女差を2時間30分以下とし、その状態を継続 | 家事・育児分担の満足度を80%以上に向上                  | 生活文化局    |
| 179   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 2_健康に向けた支援・スポーツでの後押し   | TOKYO推しスポーツディスカバリー（女子向けアナリティクスツアー） | 都内プロスポーツチーム等と連携して、アスリートやスポーツトレーナー・栄養士等の競技を支える人々との意見交換等を実施し、性別に関わらずスポーツを「支える」仕事の魅力・醍醐味を学ぶ機会を提供します。                                                       | プロスポーツチーム等と連携したイベント等を実施                                                                                                                   | プロスポーツチーム等と連携したイベント等を実施                                           | プロスポーツチーム等と連携したイベント等を実施                                           | 都民のスポーツ実施率70%以上を継続し、さらに世界最高水準に   | 都民のスポーツ実施率70%以上を継続し、さらに世界最高水準に        | スポーツ推進本部 |
| 180   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 2_健康に向けた支援・スポーツでの後押し   | スポーツ女性コンディショニングサポートサイト事業           | スポーツを行っている又は行う意思のある女性や指導者等に対し、自分事として捉えたい人々による女性特有な健康課題等を掲載するサイトを開設し、競技力向上及び生活における健康維持・増進を図ります。                                                          | サイト開設以降のアクセス数（目標）：5万件                                                                                                                     | 前年度の実績に応じて目標アクセス数を設定予定                                            | 前年度の実績に応じて目標アクセス数を設定予定                                            | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上     | 20～40歳代女性（都民）のスポーツ実施率を65%以上とし、その状態を継続 | スポーツ推進本部 |
| 181   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 2_健康に向けた支援・スポーツでの後押し   | 都心における新たなスポーツ環境創出事業                | 都心の特徴を活かしたスポーツイベントにより、都民のスポーツ・健康づくりへの関心と気運醸成を図ります。                                                                                                      | メディア露出（イベント取材）24媒体以上<br>参加者のスポーツ継続率70%以上                                                                                                  | -                                                                 | -                                                                 | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上     | 都民のスポーツ実施率70%以上を継続し、さらに世界最高水準に        | スポーツ推進本部 |
| 182   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援         | 2_健康に向けた支援・スポーツでの後押し   | 国際大会の開催支援                          | 東京都内で国際スポーツ大会を開催する際に経費を支援します。女性選手のみに出場資格がある国際スポーツ大会など、スポーツ推進総合計画における重点政策に関連する大会を開催した場合は、補助を引き上げます。                                                      | 女性選手のみに出場資格がある2大会を含め、支援大会全体として16大会の開催支援を行う。                                                                                               | 支援大会全体として、1年間に11大会以上の開催を目指す。                                      | 支援大会全体として、1年間に11大会以上の開催を目指す。                                      | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上     | -                                     | スポーツ推進本部 |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱           | 細目                   | 事業名                                       | 事業概要                                                                                                                                                   | 2026年度計画                                                                                          | 2027年度計画                                                                     | 2028年度計画                                                                     | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①       | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI②                | 所管       |
|-------|-------|----------------|----------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 183   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | スポーツ施設等の維持管理                              | 都立スポーツ施設の運営を行っています。利用者サービスの向上のため、乳幼児を持つ女性やその家族等が気兼ねなく施設を利用できるように、3施設に授乳ブースを設置します。                                                                      | 授乳ブースの買入                                                                                          | 運用                                                                           | 運用                                                                           | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 184   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 女性アスリートへの支援（普及啓発冊子の作成）                    | 女性アスリート特有の健康上の課題と対応等を記載した冊子を作成し、都内競技団体等を通じてジュニア層や指導者等に普及啓発します。                                                                                         | 冊子を配布し、普及啓発を実施                                                                                    | 冊子を配布し、普及啓発を実施                                                               | 冊子を配布し、普及啓発を実施                                                               | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | 20～40歳代女性（都民）のスポーツ実施率を65%以上とし、その状態を継続 | スポーツ推進本部 |
| 185   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | シニアスポーツ振興事業                               | 高齢者のスポーツ実施率向上を図り、その健康維持・増進に寄与することを目的に、高齢者を対象としたスポーツ振興事業を実施します。                                                                                         | 各地域で実施する高齢者対象のスポーツ競技会、講習会・講演会等を実施                                                                 | 各地域で実施する高齢者対象のスポーツ競技会、講習会・講演会等を実施                                            | 各地域で実施する高齢者対象のスポーツ競技会、講習会・講演会等を実施                                            | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | 都民のスポーツ実施率70%以上を継続し、さらに世界最高水準に        | スポーツ推進本部 |
| 186   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 東京ウィメンズフォーラムにおけるスポーツ連携企画                  | 生活文化局で毎年開催している東京ウィメンズプラザフォーラムにおいて、女性の健康課題とスポーツにフォーカスしたトークセッションを開催します。                                                                                  | トークセッションを実施                                                                                       | -                                                                            | -                                                                            | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | 20～40歳代女性（都民）のスポーツ実施率を65%以上とし、その状態を継続 | スポーツ推進本部 |
| 187   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 競技力向上事業                                   | 国民スポーツ大会候補選手やコーチに対する託児保育サービスを提供する団体へ費用を支援します。                                                                                                          | 国スポ候補選手強化事業の対象41競技団体へ試行実施                                                                         | 国スポ競技団体を対象に実施予定                                                              | 国スポ競技団体を対象に実施予定                                                              | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 188   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 東京都スポーツ協会助成                               | 東京都スポーツ協会が都と共催する2つの大会（東京都スポーツ大会、スポーツフェスティバル東京）において、競技参加者等を対象として託児サービスを提供します。                                                                           | ・東京都スポーツ大会の対象28競技で試行実施<br>・スポーツフェスティバル東京の対象17競技で試行実施                                              | ・東京都スポーツ大会の対象となる競技で実施予定<br>・スポーツフェスティバル東京の対象となる競技で実施予定                       | ・東京都スポーツ大会の対象となる競技で実施予定<br>・スポーツフェスティバル東京の対象となる競技で実施予定                       | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 189   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 指導者資格等取得支援事業                              | 地域スポーツクラブに対し、指導者の確保や質の向上を図るため、指導者資格を取得する際の受講料を補助します。特に、対象者が女性に含まれる場合は補助上限額を引き上げます。                                                                     | 地域スポーツクラブに所属する指導者を対象に、資格取得にかかった受講料を補助                                                             | 地域スポーツクラブに所属する指導者を対象に、資格取得にかかった受講料を補助                                        | 地域スポーツクラブに所属する指導者を対象に、資格取得にかかった受講料を補助                                        | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 190   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | バラスポーツ競技活動支援事業                            | バラスポーツ競技団体の活動の充実を図るため、競技団体等が実施する競技力強化に向けた取組等に対して助成しており、練習会や強化合宿における託児所設置費用も対象となります。                                                                    | 競技団体等が実施する練習会や強化合宿における託児所設置費用を、10万円を上限に助成する。                                                      | 競技団体等が実施する練習会や強化合宿における託児所設置費用を、10万円を上限に助成する。                                 | 競技団体等が実施する練習会や強化合宿における託児所設置費用を、10万円を上限に助成する。                                 | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 191   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 東京パラアスリート強化事業                             | 東京ゆかりのパラアスリートの継続輩出と競技力向上等を目的として、強化支援や広域、活動拠地の整備等を実施しています。競技活動における託児サービス利用費用の助成や認定式での託児所の設置もいたします。                                                      | ・パラアスリートの競技活動における託児サービス利用費用を対象経費として補助する。<br>令和8年6月実施の東京ゆかりパラアスリート認定式で託児所を設置                       | ・パラアスリートの競技活動における託児サービス利用費用を対象経費として補助する。<br>・東京ゆかりパラアスリート認定式で託児所を設置          | ・パラアスリートの競技活動における託児サービス利用費用を対象経費として補助する。<br>・東京ゆかりパラアスリート認定式で託児所を設置          | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 192   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | バラスポーツ団体普及活動支援事業                          | 障害者が身近な地域で気軽にスポーツを行える環境を整えるため、受け皿となる地域のバラスポーツ競技団体・クラブが実施する事業へ支援をとおし、助成対象事業の会場内での託児所設置費用も助成します。                                                         | 団体の事業実施時における託児所設置費用を、2万円を上限に助成する。                                                                 | 団体の事業実施時における託児所設置費用を、2万円を上限に助成する。                                            | 団体の事業実施時における託児所設置費用を、2万円を上限に助成する。                                            | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 193   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | バラスポーツ競技団体内部活動促進事業                        | 都内のバラスポーツの競技力向上のため、パラNの都内での発掘・育成・強化活動を支援しており、活動実施時の託児所設置費用や託児サービス利用費用も助成します。                                                                           | 団体の事業実施時における託児所設置費用や託児サービス利用費用を、20万円を上限に助成する。                                                     | 団体の事業実施時における託児所設置費用や託児サービス利用費用を、20万円を上限に助成する。                                | 団体の事業実施時における託児所設置費用や託児サービス利用費用を、20万円を上限に助成する。                                | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 194   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 全国障害者スポーツ大会                               | スポーツの楽しさを体験してもらい、障害のある人の社会参加に寄与するため、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣を支援し、また、子どもを持つ方が気兼ねなく参加できるように、結団式に児児所の設置も行います。                                                  | 令和8年10月実施の全国障害者スポーツ大会結団式で託児所を設置                                                                   | 令和9年10月実施の全国障害者スポーツ大会結団式で託児所を設置                                              | 令和10年10月実施の全国障害者スポーツ大会結団式で託児所を設置                                             | スポーツを通じて幸福を感じている都民の割合を80%に向上 | -                                     | スポーツ推進本部 |
| 195   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 認知症とともに暮らし地域あんしん事業（認知症サポート検診事業）           | ・認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診を推進するため区市町村を支援します。                                                                                                     | ・普及啓発及び検診の推進：38区市町村                                                                               | ・普及啓発及び検診の推進：50区市町村                                                          | ・普及啓発及び検診の推進：62区市町村                                                          | 認知症検診事業を全区市町村に展開（2029年）      | -                                     | 福祉局      |
| 196   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 東京ユースヘルスケア推進事業                            | 中高生等の思春期特有の悩みに対する相談や、妊娠・出産をこれから考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やヘルスチェックへの支援等を実施します。                                                                  | 相談体制の整備、区市町村への支援の実施等の取組の推進<br>プレコンセプションケアに関する講座受講者を対象とした妊娠・出産前のヘルスチェック支援への助成                      | 相談体制の整備、区市町村への支援の実施等の取組の推進<br>プレコンセプションケアに関する講座受講者を対象とした妊娠・出産前のヘルスチェック支援への助成 | 相談体制の整備、区市町村への支援の実施等の取組の推進<br>プレコンセプションケアに関する講座受講者を対象とした妊娠・出産前のヘルスチェック支援への助成 | -                            | -                                     | 福祉局      |
| 197   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 都立病院における女性専用外来の運営                         | 女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。                                                                                   | 女性専用外来を設置している各都立病院において適切に実施                                                                       | 女性専用外来を設置している各都立病院において適切に実施                                                  | 女性専用外来を設置している各都立病院において適切に実施                                                  | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 198   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 都立病院における女性医療の充実                           | 婦・女診療科及び多職種による連携の下、思春期から妊娠の前段階、妊娠、出産、子育て／仕事、更年期、女性ライフステージに応じた医療及び支援を切れ目なく提供します。                                                                        | 女性医療センター等において、病院ごとの特色に応じて適切に対応                                                                    | 女性医療センター等において、病院ごとの特色に応じて適切に対応                                               | 女性医療センター等において、病院ごとの特色に応じて適切に対応                                               | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 199   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 都立病院における女性の健康等に関する普及啓発                    | 都立病院の医療スタッフが、自治体の健康づくり部門や保健所、民間と連携し、女性に関する医療や健康づくり情報の普及啓発及び情報発信を行います。                                                                                  | 各都立病院において公開講座やホームページでの情報発信、講師派遣等を通じて普及啓発を実施                                                       | 各都立病院において公開講座やホームページでの情報発信、講師派遣等を通じて普及啓発を実施                                  | 各都立病院において公開講座やホームページでの情報発信、講師派遣等を通じて普及啓発を実施                                  | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 200   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 生活習慣改善推進事業（ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営） | 生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村等のウーキングマップを集約したポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営など、普及啓発及び環境整備を行います。                                                                | 〇ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」を運営                                                                    | 〇ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」を運営                                               | 〇ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」を運営                                               | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 201   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 女性のがん対策強化事業                               | 女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）の検診啓発と受診促進により、受診率向上を図り、早期発見・治療につなげる女性の健康維持を推進します。                                                                                    | 〇「女性特有のがんの検診受診促進キャンペーン」による動画コンテンツ、SNS投稿キャンペーン、SNS広告等の実施<br>〇「女性のがん検診受診応援事業」による検診受診者へのインセンティブ提供の実施 | 検診受診率向上に向けた取組を継続実施                                                           | 検診受診率向上に向けた取組を継続実施                                                           | 5がん検診受診率60%以上                | -                                     | 保健医療局    |
| 202   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 性感染症対策・エイズ対策相談・検診体制の充実（性感染症）              | 性感染症検査保健所、東京都新宿東口検査・相談室、多摩地域検査・相談室で実施しているHIV検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。                                                 | 新宿東口検査・相談室及び多摩地域検査・相談室の管理・運営。今年度は郵送検査実施予定                                                         | 継続実施                                                                         | 継続実施                                                                         | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 203   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 性感染症対策・エイズ対策相談・検診体制の充実（エイズ・性感染症）          | 性感染症普及啓発活動パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。                                                                                                | 東京都HIV検査・相談月間（6月）梅毒集中啓発（8月）東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）実施予定                                          | 継続実施                                                                         | 継続実施                                                                         | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 204   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 性感染症対策・エイズ対策相談・検診体制の充実（HIV/エイズ）           | HIV/エイズ相談検診体制<br>HIV/エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料、匿名でHIV検査を実施します。東京都新宿東口検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間にHIV検査を実施しています。また、検診・相談を通じてHIV/エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。 | 東京都性感染症ナビ、東京都HIV検査情報Web、東京都HIV等検査予約サイト、東京都HIV等検査予約センターで受診促進。東京都HIV/エイズ電話相談の実施                     | 継続実施                                                                         | 継続実施                                                                         | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 205   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | エイズ重点啓発事業の充実・強化                           | 検診前等にも集まる若者等をターゲットに事業啓発活動を実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。                                                                           | 普及啓発動画制作及び情報発信                                                                                    | 継続実施                                                                         | 継続実施                                                                         | -                            | -                                     | 保健医療局    |
| 206   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | 2.健康に向けた支援・スポーツでの後押し | エイズ対策普及啓発活動の強化                            | 青少年に対し同年代の仲間同士（ピア）が学ぶ教育を実施し、感染予防の理解促進や、感染者への偏見、差別の解消に向けた意識啓発を推進します。                                                                                    | 養成研修実施（2日間）、エイズ・ピア・エデュケーション13回開催予定                                                                | 継続実施                                                                         | 継続実施                                                                         | -                            | -                                     | 保健医療局    |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱           | 細項目                   | 事業名                              | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                      | 2026年度計画                                                                               | 2027年度計画                                                                               | 2028年度計画                                                                               | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①         | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI②                 | 所管       |
|-------|-------|----------------|-----------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 207   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _2_健康に向けた支援・スポーツでの後押し | 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談等への支援    | 生徒が生涯を通じて自らの健康を支える環境を管理し、改善していくための資質・能力の育成を目指し、産婦人科医と連携した公開授業等を実施するとともに、都立学校の生徒等が抱える思春期特有の健康上の悩みに対応するため、学校において産婦人科医による相談体制を整備し、適切な支援を実施します。                                                                                                                               | 都立高等学校等6校を指定し、産婦人科医と連携したライフプランと健康との関わりに関する授業等を実施するとともに、都立学校における相談・支援等の取組を推進            | 都立高等学校等6校を指定し、産婦人科医と連携したライフプランと健康との関わりに関する授業等を実施するとともに、都立学校における相談・支援等の取組を推進            | 都立高等学校等6校を指定し、産婦人科医と連携したライフプランと健康との関わりに関する授業等を実施するとともに、都立学校における相談・支援等の取組を推進            | -                              | -                                      | 教育庁      |
| 208   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _3_地域活動への参画           | TOKYO縁（エン）ジョイ! 東京都シニア・コミュニティ交流大会 | シニア世代に親しまれている囲碁や将棋、健康マージャン等の6種目を実施し、交流機会を創出することで、健康で心豊かな生活を応援します。                                                                                                                                                                                                         | 募集人数：1,400名程度                                                                          | 募集人数：1,400名程度                                                                          | 募集人数：1,400名程度                                                                          | -                              | -                                      | スポーツ推進本部 |
| 209   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _3_地域活動への参画           | 共助社会づくり推進事業                      | ボランティア文化の定着に向け、「東京ボランティアレガシーネットワーク」の運営やボランティアの交流促進、イベントの開催などを通じて、都民全体のボランティア気運を醸成します。                                                                                                                                                                                     | ボランティア関心度・行動者率を2030年度までに40%に向上                                                         | ボランティア関心度・行動者率を2030年度までに40%に向上                                                         | ボランティア関心度・行動者率を2030年度までに40%に向上                                                         | ボランティアへの関心度を40%以上まで向上し、その状態を継続 | ボランティア行動者率を40%以上まで向上し、その状態を継続          | 生活文化局    |
| 210   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _3_地域活動への参画           | 外国人相談窓口の運営                       | ・外国人等からの電話相談を14言語で受け付け、適切な窓口等につなぐ「東京都多言語相談ナビ（TMC Navit）」を（公財）東京都つながり創生財団に設置。令和6年6月からフリーダイヤル化し、外国人が気軽に相談できる体制を強化。<br>・また、区市町村等の窓口が言語対応できない場合に通訳サポートを実施しているほか、令和6年4月から「東京都外国人相談サポートサイト（T-NETs）」を立ち上げ、相談員同士のつなぎ先や支援情報の共有等を通じて、区市町村や国際交流協会など地域の相談窓口との連携を強化し、相談体制の更なる充実を図っている。 | ・多言語による外国人等向けの相談窓口提供<br>・区市町村等への通訳サポート<br>・T-NETsによる地域の相談窓口支援                          | 継続実施予定                                                                                 | 継続実施予定                                                                                 | 全区市町村に総合的な相談支援体制を整備（2030年）     | お住まいの地域は困ったときに助け合い、支え合うと思う方の割合を70%まで向上 | 生活文化局    |
| 211   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _3_地域活動への参画           | 地域の底力発展事業助成                      | 町会・自治会による地域の課題解決に向けた取組を支援する事業で、子育て交流サロンや女性の健康づくり講座など、地域全体で女性活躍や子育てを応援する取組を後押しします。                                                                                                                                                                                         | 町会・自治会の地域活動を推進                                                                         | 町会・自治会の地域活動を推進                                                                         | 町会・自治会の地域活動を推進                                                                         | 町会・自治会等に地域を支える人材を360名派遣        | 町会・自治会活動に参加している人の割合を55%まで向上            | 生活文化局    |
| 212   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _3_地域活動への参画           | 人生100年時代社会参加マッチング事業              | シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進のため、希望に応じた仕事や学び、地域活動の情報を一元化するとともに、区市町村の取組を支援します。                                                                                                                                                                                                     | ・100年活躍ナビの運用<br>・相談支援や地域活動のやりこしを行う区市町村に対 する支援：<br>11区市町村<br>・区市町村が配置するコーディネーターに対する研修実施 | ・100年活躍ナビの運用<br>・相談支援や地域活動のやりこしを行う区市町村に対 する支援：<br>11区市町村<br>・区市町村が配置するコーディネーターに対する研修実施 | ・100年活躍ナビの運用<br>・相談支援や地域活動のやりこしを行う区市町村に対 する支援：<br>11区市町村<br>・区市町村が配置するコーディネーターに対する研修実施 | -                              | -                                      | 福祉局      |
| 213   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _3_地域活動への参画           | 地域における多様な居場所確保事業                 | 地域の社会資源を活用し、不登校等の困りごとを抱えている児童の受け皿を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し、児童を支援する区市町村に対し補助します。                                                                                                                                                                                            | 62区市町村                                                                                 | 居場所の創出を行う区市町村を引き続き支援                                                                   | -                                                                                      | みんなの居場所を2,400か所創出              | お住まいの地域は困ったときに助け合い、支え合うと思う方の割合を70%まで向上 | 福祉局      |
| 214   | ビジョン1 | 柱2_家庭・地域での活動支援 | _3_地域活動への参画           | 東京みんなでサロン                        | 都営住宅の集会所等を地域交流の場として活用する「東京みんなでサロン」を通じてコミュニティの活性化に取り組みます。                                                                                                                                                                                                                  | 10か所で新規実施                                                                              | 10か所で新規実施                                                                              | 10か所で新規実施                                                                              | 東京みんなでサロンを150か所創設              | -                                      | 住宅政策本部   |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱         | 細項目                 | 事業名                     | 事業概要                                                                                                                 | 2026年度計画                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2027年度計画                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2028年度計画                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対応する計画目標の<br>数値目標・KPI①                   | 対応する計画目標の<br>数値目標・KPI②                   | 所管    |
|-------|-------|--------------|---------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|-------|
| 215   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 現場体験型しごと研究（実習）          | 東京都立大学において、1年次から履修可能な体験型科目である「現場体験型しごと研究（実習）」を実施します。大都市の抱えるさまざまな課題や自らの課題について認識を深め、主体的に取り組み能力を自ら養成することを目指します。         | ・事前学習：4月（1回）、6月（2回）<br>・実習期間：8/6(木)～9/11(金)<br>・実習先数：109社<br>・実習先件数：456名分                                                                                                                                                                                                                    | ・事前学習：4月（1回）、6月（2回）<br>・実習期間：8月上旬～9月中旬<br>・実習先数：未定<br>・実習先件数：未定                                                                                                                                                                                                                              | ・事前学習：4月（1回）、6月（2回）<br>・実習期間：8月上旬～9月中旬<br>・実習先数：未定<br>・実習先件数：未定                                                                                                                                                                                                                              | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                                        | 総務局   |
| 216   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 東京リカレントナビ               | 社会人・高齢者の学び直しにつながる教育コンテンツ等を掲載したプラットフォームを構築するとともに、専門的な内容を分かりやすく解説する動画を配信することで、利用者のスキルや知識のアップデートを喚起します。                 | 年間利用者（ユーザー）数<br>163,312人（2030年度まで）                                                                                                                                                                                                                                                           | 年間利用者（ユーザー）数<br>163,312人（2031年度まで）                                                                                                                                                                                                                                                           | 年間利用者（ユーザー）数<br>163,312人（2032年度まで）                                                                                                                                                                                                                                                           | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                                        | 総務局   |
| 217   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性活躍推進に向けた研修強化          | 女性職員の更なる活躍推進及び職員のキャリア形成支援のため、ライブイベントを見据えたキャリアデザインや、多様なリーダースHIPの在り方、管理職になるための心構え等に関する研修を行います。                         | 引き続き、女性職員の更なる活躍推進及び職員のキャリア形成支援のため、ライブイベントを見据えたキャリアデザインや、多様なリーダースHIPの在り方、管理職になるための心構え等に関する研修を行います。                                                                                                                                                                                            | 引き続き、女性職員の更なる活躍推進及び職員のキャリア形成支援のため、ライブイベントを見据えたキャリアデザインや、多様なリーダースHIPの在り方、管理職になるための心構え等に関する研修を行います。                                                                                                                                                                                            | 引き続き、女性職員の更なる活躍推進及び職員のキャリア形成支援のため、ライブイベントを見据えたキャリアデザインや、多様なリーダースHIPの在り方、管理職になるための心構え等に関する研修を行います。                                                                                                                                                                                            | -                                        | -                                        | 総務局   |
| 218   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 抱い手確保育成及び女性就業支援事業       | 抱い手の確保・育成に向け、先進的農業者を指導農業者に認定し、農業技術や経営手法等の研修を実施します。また、若手女性等の新規参入を促進するため、女性向け就業相談窓口を運営します。                             | 指導農業者の認定：40名<br>指導力向上研修等：1回<br>農業体験研修：15人<br>農業技術研修：20人<br>営農力育成研修：2人<br>雇用就業研修：5人<br>東京農業PRツアー：7回                                                                                                                                                                                           | 指導農業者の認定：40名<br>指導力向上研修等：1回<br>農業体験研修：15人<br>農業技術研修：20人<br>営農力育成研修：2人<br>雇用就業研修：5人<br>東京農業PRツアー：7回                                                                                                                                                                                           | 指導農業者の認定：40名<br>指導力向上研修等：1回<br>農業体験研修：15人<br>農業技術研修：20人<br>営農力育成研修：2人<br>雇用就業研修：5人<br>東京農業PRツアー：7回                                                                                                                                                                                           | -                                        | -                                        | 産業労働局 |
| 219   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 働く女性への総合サポート事業          | 女性の「働き方」や「活躍の基盤づくり」を後押しする観点「はたらく女性スケア」において、キャリア、起業や兼業・副業といった多様な働き方に関する相談等に対応するほか、ワークショップやイベント等を実施し、女性の職域拡大を支援します。    | 【セミナー】<br>年6回 等                                                                                                                                                                                                                                                                              | 【セミナー】<br>年6回 等                                                                                                                                                                                                                                                                              | 【セミナー】<br>年6回 等                                                                                                                                                                                                                                                                              | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 220   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性しごと応援テラス事業            | 出産や育児等で離職した女性など、家庭と両立しながら再就職を目指す女性のための専用窓口「女性しごと応援テラス」において、キャリアカウンセリングや各種セミナー、職業紹介等、きめ細かなサービスをワンストップで提供します。          | ・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営<br>・就職面接会等の実施 10回<br>・ミニセミナーの実施 100回<br>・啓発セミナーの実施 4回<br>・職場見学の実施 10回<br>・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 3回<br>・女性再就職サポートプログラムの実施 11回<br>・サポートプログラムフォローアップセミナー 3回<br>・女性向け在宅ワークセミナー 3回<br>・レディGO！ワタワタ塾 4回<br>・地域若者型マッチングイベント 7回<br>・女性キャリアアップ再就職応援プログラム 3回<br>・利用者向け託児サービスの提供 | ・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営<br>・就職面接会等の実施 10回<br>・ミニセミナーの実施 100回<br>・啓発セミナーの実施 4回<br>・職場見学の実施 10回<br>・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 3回<br>・女性再就職サポートプログラムの実施 11回<br>・サポートプログラムフォローアップセミナー 3回<br>・女性向け在宅ワークセミナー 3回<br>・レディGO！ワタワタ塾 4回<br>・地域若者型マッチングイベント 7回<br>・女性キャリアアップ再就職応援プログラム 3回<br>・利用者向け託児サービスの提供 | ・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営<br>・就職面接会等の実施 10回<br>・ミニセミナーの実施 100回<br>・啓発セミナーの実施 4回<br>・職場見学の実施 10回<br>・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 3回<br>・女性再就職サポートプログラムの実施 11回<br>・サポートプログラムフォローアップセミナー 3回<br>・女性向け在宅ワークセミナー 3回<br>・レディGO！ワタワタ塾 4回<br>・地域若者型マッチングイベント 7回<br>・女性キャリアアップ再就職応援プログラム 3回<br>・利用者向け託児サービスの提供 | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 221   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性再就職包括サポート事業           | 育児や介護を抱えた方が、就職活動をより効率的に実施できるよう、オンラインによるメンター相談やキャリア管理等の包括的サポートを実施します。                                                 | ・メンター相談<br>・キャリア講座<br>・アウトプットシェア会・コミュニティの開催                                                                                                                                                                                                                                                  | ・メンター相談<br>・キャリア講座<br>・アウトプットシェア会・コミュニティの開催                                                                                                                                                                                                                                                  | ・メンター相談<br>・キャリア講座<br>・アウトプットシェア会・コミュニティの開催                                                                                                                                                                                                                                                  | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 222   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性しごと応援キャラバン            | 女性を対象に、都内各地でキャリアバリエーションの就業相談会を開催するとともに、ひとり親の方など、きめ細やかな支援が必要な方へカウンセリング等の就職支援サービスを実施します。                               | ・地域女性就業相談会 83回<br>・シングルマザー専門相談                                                                                                                                                                                                                                                               | ・地域女性就業相談会 83回<br>・シングルマザー専門相談                                                                                                                                                                                                                                                               | ・地域女性就業相談会 83回<br>・シングルマザー専門相談                                                                                                                                                                                                                                                               | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 223   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性しごと応援テラス多摩事業          | 多摩地域における女性の就業支援の充実を図るため、「女性しごと応援テラス多摩」を設置し、キャリアカウンセリングや、就職に必要な能力に開発等に資する支援プログラム、各種セミナーを実施します。                        | ・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス多摩」の運営<br>・ミニセミナーの実施 30回<br>・啓発セミナーの実施 1回<br>・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 1回<br>・女性再就職サポートプログラムの実施 6回<br>・サポートプログラムフォローアップセミナー 3回<br>・子育て応援！企業交流会の実施 4回<br>・地域若者型マッチングイベント 3回<br>・女性キャリアアップ再就職応援プログラム 2回<br>・利用者向け託児サービスの提供                                                     | ・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス多摩」の運営<br>・ミニセミナーの実施 30回<br>・啓発セミナーの実施 1回<br>・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 1回<br>・女性再就職サポートプログラムの実施 6回<br>・サポートプログラムフォローアップセミナー 3回<br>・子育て応援！企業交流会の実施 4回<br>・地域若者型マッチングイベント 3回<br>・女性キャリアアップ再就職応援プログラム 2回<br>・利用者向け託児サービスの提供                                                     | ・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス多摩」の運営<br>・ミニセミナーの実施 30回<br>・啓発セミナーの実施 1回<br>・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 1回<br>・女性再就職サポートプログラムの実施 6回<br>・サポートプログラムフォローアップセミナー 3回<br>・子育て応援！企業交流会の実施 4回<br>・地域若者型マッチングイベント 3回<br>・女性キャリアアップ再就職応援プログラム 2回<br>・利用者向け託児サービスの提供                                                     | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 224   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | レディGO！Projectプラス        | 出産・子育て等を契機に離職した女性に対し、家庭と仕事の両立に協力的な企業との合同就職面接会を開催します。                                                                 | 年4回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年4回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年4回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 225   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性しごと応援ナビPlus           | 働くことに関する悩みを持つ女性等に対し、キャリアカウンセリングや様々な働き方の紹介、自分らしいキャリア実現のためのセミナーをオンラインにより実施します。                                         | ・オンラインキャリアカウンセリング<br>・おしごと紹介コンテンツ<br>・オンラインセミナー                                                                                                                                                                                                                                              | ・オンラインキャリアカウンセリング<br>・おしごと紹介コンテンツ<br>・オンラインセミナー                                                                                                                                                                                                                                              | ・オンラインキャリアカウンセリング<br>・おしごと紹介コンテンツ<br>・オンラインセミナー                                                                                                                                                                                                                                              | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 226   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | テレワークを活用した女性の雇用拡大事業     | テレワーク等の柔軟な働き方を希望し、子育てと仕事の両立を図る女性を対象として、テレワーク可能な企業等を集めた合同就職面接会等による支援を行います。                                            | 年2回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年2回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年2回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 227   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性活躍推進企業等との合同就職面接会      | 非正規雇用で働く女性等又は管理・監督職へのキャリアアップを目指す女性等に対し、それぞれ、女性活躍推進企業等とのマッチング機会を提供する合同就職面接会等を開催します。                                   | 年2回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年2回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年2回実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | -                                        | 産業労働局 |
| 228   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | ミドルチャレンジ事業              | 中高年求職者にセミナーと企業内実習を実施することで、実践的な職務能力を身に付け、その後の正社員化につなげます。                                                              | 【実施規模】<br>200名                                                                                                                                                                                                                                                                               | 【実施規模】<br>200名                                                                                                                                                                                                                                                                               | 【実施規模】<br>200名                                                                                                                                                                                                                                                                               | -                                        | -                                        | 産業労働局 |
| 229   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 非正規・ひとり親・就労困難者等向け就業自立支援 | 経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、キャリアアップセミナーや就業相談会等を通じてしごとセンターの就労支援につなげ、女性の就職・正規雇用化を後押しします。                                | 【移動サロン】<br>14回（うち10回は女性対象）                                                                                                                                                                                                                                                                   | 【移動サロン】<br>14回（うち10回は女性対象）                                                                                                                                                                                                                                                                   | 【移動サロン】<br>14回（うち10回は女性対象）                                                                                                                                                                                                                                                                   | -                                        | -                                        | 産業労働局 |
| 230   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性向け委託訓練（育児等両立応援訓練）     | 育児や介護などの事情を抱える求職者に対し、1日の訓練時間が短いキャリアプログラム等で実施する職業訓練の受講機会を提供することにより再就職を支援します。                                          | 【訓練規模】<br>500人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 【訓練規模】<br>500人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 【訓練規模】<br>500人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | 産業労働局 |
| 231   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」 | 女性向け委託訓練（女性デジタルレカレッジ事業） | 事務職等への就職を希望する女性に対し、オフィスソフトの基礎的操作からオンライン会議等までのスキルを付与し、再就職を支援するとともに、実務的なデジタル関連スキル等も紹介し、IT分野への関心を高める、女性デジタル人材のすそ野を広げます。 | 【支援規模】<br>670人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 【支援規模】<br>670人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 【支援規模】<br>670人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上（2032年）        | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | 産業労働局 |



# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱         | 細目                                  | 事業名                                        | 事業概要                                                                                                                                                                      | 2026年度計画                                                                        | 2027年度計画                                                                        | 2028年度計画                                                                        | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①                   | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管     |
|-------|-------|--------------|-------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------|--------|
| 232   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 女性ITエンジニア育成事業                              | 非正規雇用で働く女性等がプログラミング等を選び、ITエンジニアとしての再就職やキャリア形成を実現できるよう、eラーニング等によるスキルの習得支援及び職業紹介等の就職支援を一体的に実施します。                                                                           | 【支援規模】<br>500人                                                                  | 【支援規模】<br>500人                                                                  | 【支援規模】<br>500人                                                                  | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                      | 産業労働局  |
| 233   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 女性向けキャリアチェンジ・キャリアアップ支援事業                   | 新たなスキルの習得や就職後のキャリアアップにつながる訓練に加え、就職支援を一体的に実施することで、非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジ・キャリアアップを推進します。                                                                                      | 【支援規模】<br>700人                                                                  | 【支援規模】<br>700人                                                                  | 【支援規模】<br>700人                                                                  | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                      | 産業労働局  |
| 234   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業                       | 成長産業分野や柔軟な働き方が可能な業種等への就業に向け、非正規労働者等やひとり親の方に対し、eラーニング等を通じたスキルアップと就職支援を一体的に実施します。                                                                                           | 【支援規模】<br>1,500人                                                                | 【支援規模】<br>1,500人                                                                | 【支援規模】<br>1,500人                                                                | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                      | 産業労働局  |
| 235   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 保育支援つき施設内訓練                                | 職業能力開発センターに入校する育児中の人に対して、保育施設の提供を支援することにより、育児等による離職からの再就職を支援します。                                                                                                          | 【事業規模】<br>保育支援枠 12人                                                             | 【事業規模】<br>保育支援枠 12人                                                             | 【事業規模】<br>保育支援枠 12人                                                             | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                      | 産業労働局  |
| 236   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 職業訓練の実施（若年者能力開発訓練）                         | 職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の少ない若年者を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種の選択を支援します。                  | 【訓練規模】<br>・若年者能力開発訓練<br>定員220名                                                  | 【訓練規模】<br>・若年者能力開発訓練<br>定員220名                                                  | 【訓練規模】<br>・若年者能力開発訓練<br>定員220名                                                  | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                      | 産業労働局  |
| 237   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 職員のキャリアアップに関するセミナー                         | 管理職及び管理職候補によるセミナーを通じて、仕事のやりがい、ライフ・ワーク・バランス、キャリア形成の考え方について理解を深め、同職員が自身のキャリアアップを考える契機とします。                                                                                  | 男女問わず、職員の主体的なキャリア形成を促進させる。管理職試験の受験率を向上させる。                                      | -                                                                               | -                                                                               | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                      | 中央卸売市場 |
| 238   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 職員の能力開発支援                                  | 職員の知識・能力の向上を図り、その成果を事務事業の推進や課題解決に活かすため、職務に関連する資格取得等の能力開発を支援していきます。本取組を職員に積極的に周知し、女性職員の活躍推進につなげていきます。                                                                      | 自己啓発の促進に向け、男女問わず講習等の受講率を向上させる。                                                  | 自己啓発の促進に向け、男女問わず講習等の受講率を向上させる。                                                  | 自己啓発の促進に向け、男女問わず講習等の受講率を向上させる。                                                  | 過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年） | -                      | 会計管理局  |
| 239   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | キャリアデザインミーティング                             | 女性職員のキャリア形成や家庭と仕事の両立など、都庁人生の「これから」や管理職等の昇進を目指すきっかけづくりの一つとして、女性職員が女性管理職等と気軽に話し合える機会を実施します。                                                                                 | 女性職員の主体的なキャリア形成の促進、管理職選考の受験促進                                                   | 女性職員の主体的なキャリア形成の促進、管理職選考の受験促進                                                   | 女性職員の主体的なキャリア形成の促進、管理職選考の受験促進                                                   | -                                        | -                      | 下水道局   |
| 240   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「1.仕事経験を通じた成長機会の提供」                 | 教職員のキャリア形成支援の拡充                            | 計画の、継続的に学校マネジメント能力の育成を図る学校リーダー育成プログラムを実施。女性管理職の発掘や早期育成に向け取組を実施                                                                                                            | 女性管理職の発掘や早期育成                                                                   | 女性管理職の発掘や早期育成                                                                   | 女性管理職の発掘や早期育成                                                                   | -                                        | -                      | 教育庁    |
| 241   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 東京女性未来フォーラムの開催（「女性活躍の輪（WA）」の戦略的展開）         | 企業や経済団体、女性経営者等、多様な主体が交流し、女性従業員の活躍事例の発信など、成長戦略として女性活躍を推進するイベントを実施します。                                                                                                      | 前年度の開催実績を踏まえ、内容をアップデートし、開催予定                                                    | 継続実施予定                                                                          | 継続実施予定                                                                          | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 242   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 「女性首長によるびじょんネットワーク」の開催（「女性活躍の輪（WA）」の戦略的展開） | 日本全体で女性の活躍を後押しし、誰もが輝く社会の実現を目指すため、全国の女性首長や女性経営者、駐日女性大使による会議を開催します。                                                                                                         | 前年度の開催実績を踏まえ、内容をアップデートし、開催予定                                                    | 継続実施予定                                                                          | 継続実施予定                                                                          | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 243   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 東京女性リーダーズ応援ネットワークの拡大                       | 女性活躍やダイバーシティ経営を強力に推進する企業等とのネットワークを構築し、女性活躍の裾野を拡大します。                                                                                                                      | 【参画企業数】<br>R8：460社（累計）                                                          | 【参画企業数】<br>R9：640社（累計）                                                          | 【参画企業数】<br>R10：820社（累計）                                                         | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 244   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 女性活躍の輪（WA）に関する普及啓発（「女性活躍の輪（WA）」の戦略的展開）     | 「働く女性」に焦点を当てた、女性関連施策・イベントを総合的にまとめたプラットフォームを制作するとともに、普及啓発等を実施します。                                                                                                          | 【動画視聴回数】<br>R8：60万回<br>【サイト誘引数】<br>R8：60万pv                                     | 【動画視聴回数】<br>R9：60万回<br>【サイト誘引数】<br>R9：60万pv                                     | 【動画視聴回数】<br>R10：60万回<br>【サイト誘引数】<br>R10：60万pv                                   | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 245   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 観光産業の魅力向上応援事業                              | 観光分野の仕事のやりがいや魅力、多様な働き方をイベントやウェブサイト等で発信し、就労意欲を喚起することで、観光産業の人不足に対応していきます。                                                                                                   | ・ウェブサイトによる情報発信<br>・観光産業の魅力発信イベントの開催<br>・職場見学、就業体験等の実施<br>・観光産業の女性活躍モデル発信イベントの開催 | ・ウェブサイトによる情報発信<br>・観光産業の魅力発信イベントの開催<br>・職場見学、就業体験等の実施<br>・観光産業の女性活躍モデル発信イベントの開催 | ・ウェブサイトによる情報発信<br>・観光産業の魅力発信イベントの開催<br>・職場見学、就業体験等の実施<br>・観光産業の女性活躍モデル発信イベントの開催 | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 246   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 中小企業従業員融資                                  | 中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。                                                                                | 融資目標 17,800千円                                                                   | 融資目標 17,800千円                                                                   | 融資目標 17,800千円                                                                   | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 247   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 若者正社員チャレンジ事業                               | 若年求職者にセミナーと企業内実習を実施することで、社会人としての心構えやスキルを身に付け、就職に向けた意欲や自信の向上を図り、その後の正社員化につなげます。                                                                                            | 参加者数 1,000名                                                                     | 参加者数 1,000名                                                                     | 参加者数 1,000名                                                                     | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 248   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 若年者の雇用就業支援事業                               | 若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。                                                         | しごとセンターヤングコーナーにおける支援                                                            | しごとセンターヤングコーナーにおける支援                                                            | しごとセンターヤングコーナーにおける支援                                                            | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 249   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 中小企業しごと魅力発信プロジェクト                          | 若者・女性等に対して、WEBサイト等の情報発信やイベントの開催を通じて、中小企業のイメージアップ・就業促進を図ります。その中で、女子学生等を対象に女性活躍を目的とした企業訪問型のイベントを開催します。                                                                      | 【女性活躍応援交流会】<br>・回数 3回/年<br>・訪問企業数 各2～3社<br>参加者数 各最大15名程度                        | 【女性活躍応援交流会】<br>・回数 3回/年<br>・訪問企業数 各2～3社<br>参加者数 各最大15名程度                        | 【女性活躍応援交流会】<br>・回数 3回/年<br>・訪問企業数 各2～3社<br>参加者数 各最大15名程度                        | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 250   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 地域と連携したものづくり魅力発信                           | 城南職業能力開発センター大田校において、地域の様々な主体と連携したものづくり産業の魅力発信やキャリア教育等を行います。                                                                                                               | ものづくり体験・セミナーの実施                                                                 | ものづくり体験・セミナーの実施                                                                 | ものづくり体験・セミナーの実施                                                                 | -                                        | -                      | 産業労働局  |
| 251   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 「2.固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大」 | 活躍する女性を含む管理監督職のPR・昇任意欲の喚起                  | 管理職選考受験啓発リーフレット及び管理職ロールモデル動画（概要版紙面）を作成<br>女性管理職や育業取得経験のある管理職を積極的に周知<br>【令和7年度】6名中女性3名<br>【令和6年度】6名中女性4名<br>【令和5年度】8名中女性6名<br>【令和4年度】9名中女性7名<br>（令和4年度の男性2名のうち1名は育業取得がある者） | 管理職選考の受験を啓発                                                                     | 管理職選考の受験を啓発                                                                     | 管理職選考の受験を啓発                                                                     | -                                        | -                      | 教育庁    |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱         | 細目                                  | 事業名                        | 事業概要                                                                                                                         | 2026年度計画                                                                                                                                             | 2027年度計画                                                                                                                                             | 2028年度計画                                                                                                                                             | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①   | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管      |
|-------|-------|--------------|-------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|---------|
| 252   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 2_2.固定的性別役割分担の見直し、役担を担う子供・若者の可能性の拡大 | 企業等と連携したアンコンシャス・バイアス普及啓発企画 | 企業等と連携し、日常生活に潜むアンコンシャス・バイアスに気づく機会を子供や大人に提供することを目的とした普及啓発企画を実施します。                                                            | 企業等と連携したアンコンシャス・バイアス普及啓発企画の実施                                                                                                                        | 企業等と連携したアンコンシャス・バイアス普及啓発企画の実施                                                                                                                        | 企業等と連携したアンコンシャス・バイアス普及啓発企画の実施                                                                                                                        | -                        | -                      | 生活文化局   |
| 253   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 女性ベンチャー成長促進事業（APT Women）   | 女性起業家のスケールアップや国際展開等を後押しするため、アクセラレーションプログラムを提供し、ロールモデルとなる成功事例を発見していきます。                                                       | 採択件数<br>R8（計画）：40名                                                                                                                                   | 採択件数<br>R9（計画）：40名                                                                                                                                   | 採択件数<br>R10（計画）：40名                                                                                                                                  | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 254   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 創業支援拠点の運営（丸の内・多摩）          | 「TOKYO創業ステーション」を運営し、起業経験のあるコンシェルジュによる相談対応や交流機会を通じて、事業化までワンストップで支援します。                                                        | ・交流スペースの提供<br>・託児機能設置<br>・創業コンシェルジュによる相談対応<br>・ブランコンサルティング<br>・TOKYO起業塾<br>・創業ワンポイントセミナー<br>・女性起業ゼミ                                                  | ・交流スペースの提供<br>・託児機能設置<br>・創業コンシェルジュによる相談対応<br>・ブランコンサルティング<br>・TOKYO起業塾<br>・創業ワンポイントセミナー<br>・女性起業ゼミ                                                  | ・交流スペースの提供<br>・託児機能設置<br>・創業コンシェルジュによる相談対応<br>・ブランコンサルティング<br>・TOKYO起業塾<br>・創業ワンポイントセミナー<br>・女性起業ゼミ                                                  | 創業支援拠点の運営<br>（丸の内・多摩）    | -                      | 産業労働局   |
| 255   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 創業支援施設の提供                  | 創業間もない企業のためにオフィスや技術提供等の環境を整備します。また、都の政策課題解決に結びつく分野での起業を後押しする機会を提供します。                                                        | ・施設の運営<br>インキュベーションオフィス・TAMA（6室）<br>東京コンテンツインキュベーションセンター（30室）<br>白鷺西R&Dセンター（14室）<br>青山創業促進センター（コワーキングスペース設置）                                         | ・施設の運営<br>インキュベーションオフィス・TAMA（6室）<br>東京コンテンツインキュベーションセンター（30室）<br>白鷺西R&Dセンター（14室）<br>青山創業促進センター（コワーキングスペース設置）                                         | ・施設の運営<br>インキュベーションオフィス・TAMA（6室）<br>東京コンテンツインキュベーションセンター（30室）<br>白鷺西R&Dセンター（14室）<br>青山創業促進センター（コワーキングスペース設置）                                         | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 256   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 女性経営者等の活躍促進事業              | ビジネス分野における女性活躍の気運を一層盛り上げるとともに、新たな知識・ネットワークの獲得を支援する施策を実施します。                                                                  | 【創業支援プログラム】<br>・60名/年度（年2期、各期30名）<br>【セミナー】<br>・テーマ型：5回/年度 各回30名<br>・通年型（基礎）：8回/年度 30名<br>・通年型（応用）：12回/年度 30名<br>【個別相談】<br>・延べ500回/年度                | 【創業支援プログラム】<br>・60名/年度（年2期、各期30名）<br>【セミナー】<br>・テーマ型：5回/年度 各回30名<br>・通年型（基礎）：8回/年度 30名<br>・通年型（応用）：12回/年度 30名<br>【個別相談】<br>・延べ500回/年度                | 【創業支援プログラム】<br>・60名/年度（年2期、各期30名）<br>【セミナー】<br>・テーマ型：5回/年度 各回30名<br>・通年型（基礎）：8回/年度 30名<br>・通年型（応用）：12回/年度 30名<br>【個別相談】<br>・延べ500回/年度                | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 257   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業 | スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍を促すため、女性起業家の資金調達や、V.C.における女性活躍等を支援します。                                                                 | ・資金調達講座 2回<br>・VC等相談会 4回<br>・テクノロジービジネス勉強会 2回<br>・英語ビッチ勉強会 2回<br>・上場準備講座 2回<br>・女性VCのための勉強会・情報交換会 2回<br>・学生・VC・SI等ミートアップイベント 1回<br>・支援者・VC等に対する研修 1回 | ・資金調達講座 2回<br>・VC等相談会 4回<br>・テクノロジービジネス勉強会 2回<br>・英語ビッチ勉強会 2回<br>・上場準備講座 2回<br>・女性VCのための勉強会・情報交換会 2回<br>・学生・VC・SI等ミートアップイベント 1回<br>・支援者・VC等に対する研修 1回 | ・資金調達講座 2回<br>・VC等相談会 4回<br>・テクノロジービジネス勉強会 2回<br>・英語ビッチ勉強会 2回<br>・上場準備講座 2回<br>・女性VCのための勉強会・情報交換会 2回<br>・学生・VC・SI等ミートアップイベント 1回<br>・支援者・VC等に対する研修 1回 | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 258   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 女性・若者・シニア創業サポート事業          | 信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供することで、都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援します。                                   | 「地域創業アドバイザー」による経営サポート                                                                                                                                | 「地域創業アドバイザー」による経営サポート                                                                                                                                | -                                                                                                                                                    | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 259   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 女性・若者・シニア創業サポート2.0         | 信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供することで、都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援します。                                   | 信用金庫・信用組合による低金利・無担保融資、「地域創業アドバイザー」による経営サポート                                                                                                          | 信用金庫・信用組合による低金利・無担保融資、「地域創業アドバイザー」による経営サポート                                                                                                          | 信用金庫・信用組合による低金利・無担保融資、「地域創業アドバイザー」による経営サポート                                                                                                          | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 260   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業   | 女性活躍の推進に資する新製品、新サービスの創出に挑戦する起業家希望者または中小企業等に対し、クラウドファンディング（購入寄付型）に係る利用手数料の一部を助成します。                                           | 目標件数（購入寄付型）<br>230件                                                                                                                                  | 目標件数（購入寄付型）<br>230件                                                                                                                                  | 目標件数（購入寄付型）<br>230件                                                                                                                                  | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 261   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 女性活躍推進等スタートアップ支援ファンド       | 都が組成したファンドを通じて、女性活躍の推進等に資するサービス・商品を持つスタートアップの成長を支援するほか、創業期における資金調達面でのジェンダーギャップ解消に向け、女性起業家等がその属性に左右されずに事業の成長機会を確保できるよう後押しします。 | ・ファンドによる資金提供<br>・ハズオン支援                                                                                                                              | ・ファンドによる資金提供<br>・ハズオン支援                                                                                                                              | ・ファンドによる資金提供<br>・ハズオン支援                                                                                                                              | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 262   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 東京都中小企業制度融資「創業融資」          | ・活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資する制度です。<br>・利用者が借入時に負担する信用保証料の一部を補助します。（全事業者2/3補助）                                               | 融資目標額：730億円                                                                                                                                          | 融資目標額：730億円                                                                                                                                          | 融資目標額：730億円                                                                                                                                          | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 263   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興   | 女性目線の新たな観光の推進に向け、東京都と山形県が連携し、女性経営者等を含む協議会の設置等により観光振興を実施                                                                      | WebサイトPV数2.0万                                                                                                                                        | WebサイトPV数2.0万                                                                                                                                        | WebサイトPV数2.0万                                                                                                                                        | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 264   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 女性が輝く東京農業特別支援事業            | 専門家のノウハウを活用した実効性の高い講座やフォーラム等を開催し、女性農業者の活躍を後押しします。また、女性農業者グループの立ち上げ期の活動経費を補助します。                                              | R12年までの目標<br>・認定農業者の女性割合：30%<br>・女性の指導農業者：20名                                                                                                        | R12年までの目標<br>・認定農業者の女性割合：30%<br>・女性の指導農業者：20名                                                                                                        | R12年までの目標<br>・認定農業者の女性割合：30%<br>・女性の指導農業者：20名                                                                                                        | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 265   | ビジョン2 | 柱3_女性の選択肢の拡大 | 3_女性経営者や起業家等への支援                    | 農業者出産・育児期支援事業              | 農業経営体の定型的な農業生産を維持するため、代替人材の確保に必要な経費を助成することで、農業者が安心して出産・育児できる環境を整備します。                                                        | 補助対象人数：年間16名                                                                                                                                         | 補助対象人数：年間16名                                                                                                                                         | 補助対象人数：年間16名                                                                                                                                         | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 266   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成         | 子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進       | 「育業」の理念の普及や多様な主体による取組の促進を通じて、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運醸成を図ります。                                                                 | 2028年男性の育業取得率90%を達成                                                                                                                                  | 2028年男性の育業取得率90%を達成                                                                                                                                  | 2028年男性の育業取得率90%を達成                                                                                                                                  | 男性の育業取得率を90%以上とし、その状態を継続 | -                      | 子供政策推進室 |
| 267   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成         | 院内保育施設の支援                  | 医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。                                                                                    | 院内保育の実施を促進                                                                                                                                           | 院内保育の実施を促進                                                                                                                                           | 院内保育の実施を促進                                                                                                                                           | -                        | -                      | 福祉局     |
| 268   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成         | ライフ・ワーク・バランス推進事業           | ライフ・ワーク・バランスをより一層促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表します。          | 【認定企業】<br>13社程度                                                                                                                                      | 【認定企業】<br>13社程度                                                                                                                                      | 【認定企業】<br>13社程度                                                                                                                                      | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 269   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成         | 働きやすい職場環境づくり推進事業           | 従業員の育児、介護等と仕事の両立を支援する企業の取組を奨励し、企業における雇用環境整備を推進します。                                                                           | 【奨励金】<br>600社<br>【専門家派遣】<br>100社                                                                                                                     | 【奨励金】<br>600社<br>【専門家派遣】<br>100社                                                                                                                     | 【奨励金】<br>600社<br>【専門家派遣】<br>100社                                                                                                                     | -                        | -                      | 産業労働局   |
| 270   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成         | 働く人の育業応援事業                 | 従業員が一定期間以上の育業をするともに、安心して育業し復職しやすい職場環境を整備した企業に奨励金を支給し、育業を促進します。                                                               | 【奨励金】<br>1,500社                                                                                                                                      | 【奨励金】<br>1,500社                                                                                                                                      | 【奨励金】<br>1,500社                                                                                                                                      | 男性の育業取得率を90%以上とし、その状態を継続 | -                      | 産業労働局   |
| 271   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成         | 男性育業促進に向けた普及啓発事業           | 男性育業促進に向けて意識啓発、理解を促進し、オンラインセミナーの開催や企業の実例等を発信します。                                                                             | 【オンラインセミナー】<br>2回                                                                                                                                    | 【オンラインセミナー】<br>2回                                                                                                                                    | 【オンラインセミナー】<br>2回                                                                                                                                    | 男性の育業取得率を90%以上とし、その状態を継続 | -                      | 産業労働局   |
| 272   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成         | 男性育業推進リーダー事業               | 男性育業促進のため、起業経験のある男性を「男性育業推進リーダー」として設置し、課題把握や具体的取組を実施した中堅・中小企業等に奨励金を支給するとともに、要件を満たす企業を「男性育業推進リーダー設置企業」に認定します。                 | 【奨励金】<br>65社                                                                                                                                         | 【奨励金】<br>65社                                                                                                                                         | 【奨励金】<br>65社                                                                                                                                         | 男性の育業取得率を90%以上とし、その状態を継続 | -                      | 産業労働局   |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱         | 細項目                         | 事業名                            | 事業概要                                                                                                                                     | 2026年度計画                                                                                                                                                                                                               | 2027年度計画                                                                                                                                                                                                               | 2028年度計画                                                                                                                                                                                                               | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①       | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管    |
|-------|-------|--------------|-----------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|-------|
| 273   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成 | 妊娠や子育て等の知識に係る企業内の普及啓発事業        | 不妊治療から妊娠・出産・育児等の一連の知識や支援策がまとまったリーフレットを作成します。                                                                                             | 【リーフレット】<br>100,000部                                                                                                                                                                                                   | 【リーフレット】<br>100,000部                                                                                                                                                                                                   | 【リーフレット】<br>100,000部                                                                                                                                                                                                   | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 274   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成 | 介護休業取得応援事業                     | 従業員の介護休業の取得をサポートし、就業継続を可能とする職場環境づくりに取り組みむ市内中小企業等を支援します。                                                                                  | 【奨励金】<br>80社                                                                                                                                                                                                           | 【奨励金】<br>80社                                                                                                                                                                                                           | 【奨励金】<br>80社                                                                                                                                                                                                           | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 275   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成 | 介護と仕事の両立推進事業                   | 介護と仕事の両立に関し、経営者・従業員等の意識醸成や正確な知識の普及啓発、相談窓口の運営により、介護に直面しても働き続けられる環境づくりを促進します。                                                              | 【シンボジウム】<br>年2回 等                                                                                                                                                                                                      | 【シンボジウム】<br>年2回 等                                                                                                                                                                                                      | 【シンボジウム】<br>年2回 等                                                                                                                                                                                                      | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 276   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成 | テレワーク等普及推進事業                   | 都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率80%の政策目標達成に向け、引き続きテレワーク導入・定着・促進に向けた支援を行うとともに、育児・介護と仕事の両立に向けたテレワーク活用を後押しします。                                       | ・サードブレイス活用促進事業<br>サテライトオフィス勤務導入奨励金：300件<br>ワーケーション勤務導入奨励金：100件<br>・テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業：500件<br>・テレワークツールサポート事業：コンサルティング1,200件 助成金1,000件<br>・ABWオフィス促進事業<br>・育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業：奨励金500件 等                    | ・サードブレイス活用促進事業<br>サテライトオフィス勤務導入奨励金：300件<br>ワーケーション勤務導入奨励金：100件<br>・テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業：500件<br>・テレワークツールサポート事業：コンサルティング1,200件 助成金1,000件<br>・ABWオフィス促進事業<br>・育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業：奨励金500件 等                    | ・サードブレイス活用促進事業<br>サテライトオフィス勤務導入奨励金：300件<br>ワーケーション勤務導入奨励金：100件<br>・テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業：500件<br>・テレワークツールサポート事業：コンサルティング1,200件 助成金1,000件<br>・ABWオフィス促進事業<br>・育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業：奨励金500件 等                    | テレワーク導入率を80%以上とし、その状態を継続     | -                      | 産業労働局 |
| 277   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 1_男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成 | キャリアとチャイルドプラン両立支援事業            | 企業向けのプレコンセプションケアに関するセミナーと相談会の実施、不妊・不育症治療や卵巣凍結に関する体系的な広報を行うことにより、正しい知識の普及と働きやすい職場環境づくりを推進します。                                             | 【奨励金】<br>不妊治療等300社、卵巣凍結30社                                                                                                                                                                                             | 【奨励金】<br>不妊治療等300社、卵巣凍結30社                                                                                                                                                                                             | 【奨励金】<br>不妊治療等300社、卵巣凍結30社                                                                                                                                                                                             | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 278   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 2_日本型の労働慣行の見直し              | 都職員の旧姓使用                       | 旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じるものを除き、都職員の申出により、旧姓を使用することができま                                                                                  | 引き続き、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じるものと認められるものを除き、都職員の申出により、旧姓の使用を認めていきます。                                                                                                                                                  | 引き続き、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じるものと認められるものを除き、都職員の申出により、旧姓の使用を認めていきます。                                                                                                                                                  | 引き続き、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じるものと認められるものを除き、都職員の申出により、旧姓の使用を認めていきます。                                                                                                                                                  | -                            | -                      | 総務局   |
| 279   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 2_日本型の労働慣行の見直し              | 東京の未来の働き方推進事業                  | 多様な働き方を推進するとともに、テクノロジーを活用した生産性の高い新しい働き方の機運醸成を図るため、「東京サステナブルワーク企業」の登録や専門家主派遣、先進的な取組を行う企業の表彰制度等を実施します。                                     | 【企業の登録】<br>300社<br>【表彰】<br>10社                                                                                                                                                                                         | 【企業の登録】<br>300社<br>【表彰】<br>10社                                                                                                                                                                                         | 【企業の登録】<br>300社<br>【表彰】<br>10社                                                                                                                                                                                         | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 280   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 2_日本型の労働慣行の見直し              | 「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業       | 専門家主派遣等により、「手取り時間」の創出（超勤削減に向けた計画策定を含む）や様々なライフステージの支援、賃上げなどの取組を支援します。                                                                     | 【専門家主派遣】<br>1,400社                                                                                                                                                                                                     | 【専門家主派遣】<br>1,400社                                                                                                                                                                                                     | 【専門家主派遣】<br>1,400社                                                                                                                                                                                                     | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 281   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 2_日本型の労働慣行の見直し              | 働き方改革パワーアップ応援事業                | 相談窓口やセミナー、専門家主派遣を通じて働き方改革の取組を支援し、長時間労働の削減や企業の主体的な取組の推進を図ります。                                                                             | 【セミナー】<br>1,000社<br>【専門家主派遣】<br>300社                                                                                                                                                                                   | 【セミナー】<br>1,000社<br>【専門家主派遣】<br>300社                                                                                                                                                                                   | 【セミナー】<br>1,000社<br>【専門家主派遣】<br>300社                                                                                                                                                                                   | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 282   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 2_日本型の労働慣行の見直し              | 企業における「年収の壁突破」絶対対策推進事業         | 「年収の壁」に関する正確な理解を広げるとともに、配偶者手当の見直しや社会保険に加入した非正規雇用者向け手当の新設等の取組を支援し、「年収の壁」による就業調整の解消と働き方の選択の拡大を図ります。                                        | 【セミナー】<br>12回<br>【奨励金】<br>配偶者コース300社、社会保険コース1,000社                                                                                                                                                                     | 【セミナー】<br>12回<br>【奨励金】<br>配偶者コース300社、社会保険コース1,000社                                                                                                                                                                     | 【セミナー】<br>12回<br>【奨励金】<br>配偶者コース300社、社会保険コース1,000社                                                                                                                                                                     | -                            | 都内企業における所定内給与額男女間格差を縮小 | 産業労働局 |
| 283   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 2_日本型の労働慣行の見直し              | 正規雇用転換安定化支援事業                  | 非正規から正規雇用へ転換をした従業員の方が安心して働き続けられるよう、計画的な育成計画の策定、退職金制度、結婚・育児支援制度、介護支援制度の整備などの労働環境整備や賃上げを行った事業主に助成金を交付します。                                  | 【助成金】<br>2,200社                                                                                                                                                                                                        | 【助成金】<br>2,200社                                                                                                                                                                                                        | 【助成金】<br>2,200社                                                                                                                                                                                                        | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 284   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 2_日本型の労働慣行の見直し              | 東京都教職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン（教育委員会） | 育児や介護、その他様々な事情にかかわらず、全ての教職員の生活と仕事との両立・調和のための施策及びそのために必要な働き方改革について方向性を示す計画です。<br>全ての教職員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き、活躍できる職場環境づくりを、都が率先して推進しています。 | 男性職員の育業取得率<br>行政系（1か月以上の取得率）<br>令和12年度まで：95%<br>教員系<br>令和12年度まで：85%<br><br>育児参加休暇・出産支援休暇取得率<br>行政系・教員系それぞれ<br>令和12年度まで：100%<br><br>管理職に占める女性職員の割合<br>行政系<br>令和12年度までに25%<br>教員系<br>令和12年度までに校長：25%<br>令和12年度までに副校長：30% | 男性職員の育業取得率<br>行政系（1か月以上の取得率）<br>令和12年度まで：95%<br>教員系<br>令和12年度まで：85%<br><br>育児参加休暇・出産支援休暇取得率<br>行政系・教員系それぞれ<br>令和12年度まで：100%<br><br>管理職に占める女性職員の割合<br>行政系<br>令和12年度までに25%<br>教員系<br>令和12年度までに校長：25%<br>令和12年度までに副校長：30% | 男性職員の育業取得率<br>行政系（1か月以上の取得率）<br>令和12年度まで：95%<br>教員系<br>令和12年度まで：85%<br><br>育児参加休暇・出産支援休暇取得率<br>行政系・教員系それぞれ<br>令和12年度まで：100%<br><br>管理職に占める女性職員の割合<br>行政系<br>令和12年度までに25%<br>教員系<br>令和12年度までに校長：25%<br>令和12年度までに副校長：30% | 1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合 | -                      | 教育庁   |
| 285   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業      | 女性の健康課題を解決するための技術に関する新製品の開発・改良、及び普及を行うために必要な経費の一部を助成並びに販路開拓に必要な支援等を実施します。                                                                | 採択件数<br>8/8（計画）：5件                                                                                                                                                                                                     | 採択件数<br>8/8（計画）：5件                                                                                                                                                                                                     | 採択件数<br>8/8（計画）：5件                                                                                                                                                                                                     | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 286   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 女性活躍推進による経営力向上事業               | セミナーやワークショップ、伴走支援を通じて組織文化の変革を促し、女性活躍を通じた企業の経営力向上を支援します。                                                                                  | セミナー1回、ワークショップ2回、ハンズオン支援、成果発表会1回                                                                                                                                                                                       | セミナー1回、ワークショップ2回、ハンズオン支援、成果発表会1回                                                                                                                                                                                       | セミナー1回、ワークショップ2回、ハンズオン支援、成果発表会1回                                                                                                                                                                                       | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 287   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 私邸債（政策課題対応）                    | 社会課題（事業承継、脱炭素化、女性の社会進出）解決に向けて取組を行う中小企業が、その取組状況に係る外部の機関からの支援または評価を受けて私邸債を発行する際の費用の一部を補助しています。                                             | 補助件数<br>60件（他メニューも含めた合計）                                                                                                                                                                                               | 検討中                                                                                                                                                                                                                    | 検討中                                                                                                                                                                                                                    | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 288   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資」          | ・女性活躍に向けた取り組みを行う都内中小企業等に対し、必要な資金を融資する制度です。<br>・利用者が借入時に負担する信用保証料の一部を補助します。（全事業者2/3又は1/2補助）                                               | 融資目標額：100億円                                                                                                                                                                                                            | 融資目標額：100億円                                                                                                                                                                                                            | 融資目標額：100億円                                                                                                                                                                                                            | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 289   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 働く女性のための施設整備改善事業               | 建設業や運輸業等の現場での女性活躍を後押しするため、職場環境づくりの普及啓発を実施するとともに、中小企業等を対象に、女性専用設備の整備費用等を助成します。                                                            | 【助成金】<br>整備費助成コース30社、リース費用助成コース30社                                                                                                                                                                                     | 【助成金】<br>整備費助成コース30社、リース費用助成コース30社                                                                                                                                                                                     | 【助成金】<br>整備費助成コース30社、リース費用助成コース30社                                                                                                                                                                                     | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 290   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 職場における男女平等の推進                  | 働く場における男女平等及び両立支援等を推進するため、労働環境に関する基礎的知識に関する講座を開催します。                                                                                     | 【男女雇用平等セミナー】<br>12回 900人                                                                                                                                                                                               | 【男女雇用平等セミナー】<br>12回 900人                                                                                                                                                                                               | 【男女雇用平等セミナー】<br>12回 900人                                                                                                                                                                                               | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 291   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 男女雇用平等参画状況調査                   | 東京都男女平等参画基本条例第13条の規定を踏まえて、男女平等参画を促進するため、事業者及び従業員に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施します。                                                          | 対象：13業種に属する従業員規模30人以上の都内に所在する事業所<br>事業所調査：2,500事業所<br>従業員調査（男女1名ずつ）：5,000名                                                                                                                                             | 対象：13業種に属する従業員規模30人以上の都内に所在する事業所<br>事業所調査：2,500事業所<br>従業員調査（男女1名ずつ）：5,000名                                                                                                                                             | 対象：13業種に属する従業員規模30人以上の都内に所在する事業所<br>事業所調査：2,500事業所<br>従業員調査（男女1名ずつ）：5,000名                                                                                                                                             | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 292   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 資料の発行・整備                       | 雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。                                                                                               | 【働く女性と労働法 発行】<br>5,025部                                                                                                                                                                                                | 【働く女性と労働法 発行】<br>5,025部                                                                                                                                                                                                | 【働く女性と労働法 発行】<br>5,025部                                                                                                                                                                                                | -                            | -                      | 産業労働局 |
| 293   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | 3_女性の就労環境の整備や改善の支援          | 働く女性のウェルネス向上事業                 | 女性特有の健康課題に関する課題の把握や好事例の発信を通じて、企業と従業員双方の意識を高め、働く女性のウェルネス（心身の健康）向上を図ります。                                                                   | 【奨励金】<br>30社                                                                                                                                                                                                           | 【奨励金】<br>30社                                                                                                                                                                                                           | 【奨励金】<br>30社                                                                                                                                                                                                           | -                            | -                      | 産業労働局 |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱         | 細項目                 | 事業名                       | 事業概要                                                                                      | 2026年度計画                                                                                                                                                                                                              | 2027年度計画                                                                                                                                                                                                              | 2028年度計画                                                                                                                                                                                                              | 対応する計画掲載の数値目標・KPI①     | 対応する計画掲載の数値目標・KPI② | 所管    |
|-------|-------|--------------|---------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------|-------|
| 294   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └3_女性の就労環境の整備や改善の支援 | バス事業者人材開発支援事業             | 女性や若者、就職氷河期世代をバス運転手として新たに採用し、人材育成に取り組んだ都内乗合バス事業者に対して奨励金を支給することで、バス事業者の運転手の確保及び人材育成を推進します。 | 奨励金 300件                                                                                                                                                                                                              | 奨励金 300件                                                                                                                                                                                                              | 奨励金 300件                                                                                                                                                                                                              | -                      | -                  | 産業労働局 |
| 295   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | ライフ・キャリアのオーナーシップ発揮支援事業    | キャリアやライフプランを考えるきっかけづくりや社会保障の正確な理解促進に向けた動画を制作・発信します。                                       | 【短編動画視聴完了数】<br>R8：100万回                                                                                                                                                                                               | 【短編動画視聴完了数】<br>R9：100万回                                                                                                                                                                                               | 【短編動画視聴完了数】<br>R10：100万回                                                                                                                                                                                              | -                      | -                  | 産業労働局 |
| 296   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | ライフ・キャリアプランシミュレーションツールの運用 | 働き方の変更による生涯収入への影響等を可視化できるツールを提供し、将来を見据えたキャリアの見直しを促進します。                                   | 【利用者数】<br>R8：8万人(累計)                                                                                                                                                                                                  | 【利用者数】<br>R9：10.7万人(累計)                                                                                                                                                                                               | 【利用者数】<br>R10：13.4万人(累計)                                                                                                                                                                                              | -                      | -                  | 産業労働局 |
| 297   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | 女性活躍推進度診断ツールの運用           | 中小企業が自社の女性活躍の推進状況を分析し、可視化できる診断ツールをオンライン上で提供します。                                           | 【利用件数】<br>R8：2,200件                                                                                                                                                                                                   | 【利用件数】<br>R9：2,200件                                                                                                                                                                                                   | 【利用件数】<br>R10：2,200件                                                                                                                                                                                                  | -                      | -                  | 産業労働局 |
| 298   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | 農業改良特別指導（とうきょう農業女性活躍推進会議） | 農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、普及啓発を図るために、農業改良普及事業の一環として推進会議を開催します。                         | 女性活躍推進会議：1回                                                                                                                                                                                                           | 女性活躍推進会議：1回                                                                                                                                                                                                           | 女性活躍推進会議：1回                                                                                                                                                                                                           | -                      | -                  | 産業労働局 |
| 299   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | 企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業  | 働く女性が幅広くキャリアを選択し、仕事と健康課題の両立ができるよう企業と女性従業員双方に対しセミナーや交流会等を実施し、女性リーダーの創出・登用の促進を図ります。         | 【コンサルティング等】<br>行動計画策定50社、健康課題20社 等                                                                                                                                                                                    | 【コンサルティング等】<br>行動計画策定50社、健康課題20社 等                                                                                                                                                                                    | 【コンサルティング等】<br>行動計画策定50社、健康課題20社 等                                                                                                                                                                                    | -                      | -                  | 産業労働局 |
| 300   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | 女性の活躍推進に向けた職場環境改善プロジェクト   | 中小企業等における女性が活躍しやすい職場環境づくりを推進するため、行動計画の策定・公開や女性従業員の処遇改善に取り組む企業を支援します。                      | 【奨励金】<br>女性活躍情報公開促進奨励金1,000社<br>女性の活躍促進に向けた職場環境改善奨励金1,000社                                                                                                                                                            | 【奨励金】<br>女性活躍情報公開促進奨励金1,000社<br>女性の活躍促進に向けた職場環境改善奨励金1,000社                                                                                                                                                            | 【奨励金】<br>女性活躍情報公開促進奨励金1,000社<br>女性の活躍促進に向けた職場環境改善奨励金1,000社                                                                                                                                                            | 都内企業における所定内給与額男女間格差を縮小 | -                  | 産業労働局 |
| 301   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | 中小企業人材確保トータル支援事業          | 人材採用や活用等に関する総合的な支援を実施するとともに、女性幹部人材等の採用支援により、中小企業の人材確保と多様な人材活用を促進します。                      | ○人材確保相談窓口（採用に関する一般相談）<br>○専門・中核人材の確保に向けた支援（専門・中核人材戦略センター）<br>・人材戦略マネージャーによる訪問支援＜年350社＞<br>・人材確保に要する費用の一部助成＜170社・170人＞<br>フルタイム：助成率 1/2（上限100万円）<br>副業・兼業：助成率 2/3（上限50万円）<br>※女性の幹部人材（経営層や管理職等）の確保の場合、助成率 2/3（上限170万円） | ○人材確保相談窓口（採用に関する一般相談）<br>○専門・中核人材の確保に向けた支援（専門・中核人材戦略センター）<br>・人材戦略マネージャーによる訪問支援＜年350社＞<br>・人材確保に要する費用の一部助成＜170社・170人＞<br>フルタイム：助成率 1/2（上限100万円）<br>副業・兼業：助成率 2/3（上限50万円）<br>※女性の幹部人材（経営層や管理職等）の確保の場合、助成率 2/3（上限170万円） | ○人材確保相談窓口（採用に関する一般相談）<br>○専門・中核人材の確保に向けた支援（専門・中核人材戦略センター）<br>・人材戦略マネージャーによる訪問支援＜年350社＞<br>・人材確保に要する費用の一部助成＜170社・170人＞<br>フルタイム：助成率 1/2（上限100万円）<br>副業・兼業：助成率 2/3（上限50万円）<br>※女性の幹部人材（経営層や管理職等）の確保の場合、助成率 2/3（上限170万円） | -                      | -                  | 産業労働局 |
| 302   | ビジョン2 | 柱4_企業の持続的な成長 | └4_多様性ある組織づくり       | 女性の活躍を推進する条例の普及支援事業       | 働く場において、女性が個性や能力を発揮できる環境の整備を推進するため、都民・企業向けの普及啓発や相談窓口の運営を実施します。                            | 【啓動画・短編動画視聴完了数】<br>R8:6万回<br>【デジタルブックの間覧数】<br>R8:30万回                                                                                                                                                                 | 【啓動画・短編動画視聴完了数】<br>R9:6万回<br>【デジタルブックの間覧数】<br>R9:30万回                                                                                                                                                                 | 【啓動画・短編動画視聴完了数】<br>R10:6万回<br>【デジタルブックの間覧数】<br>R10:30万回                                                                                                                                                               | -                      | -                  | 産業労働局 |



東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱                      | 細項目                                                    | 事業名                              | 事業概要                                                                                              | 2026年度計画                                                                                                           | 2027年度計画                                           | 2028年度計画                                           | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①                                                 | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管    |
|-------|-------|---------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 303   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 普及啓発及び情報提供の実施                    | 「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や都庁総合ホームページ等の都の広報媒体等を活用して、男女平等参画推進のための普及啓発や情報提供を行います。                         | 都の広報媒体等を活用した普及啓発・情報提供                                                                                              | 都の広報媒体等を活用した普及啓発・情報提供                              | 都の広報媒体等を活用した普及啓発・情報提供                              | -                                                                      | -                      | 政策企画局 |
| 304   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 東京都女性活躍推進大賞                      | 女性の活躍につながる取組を進める企業や団体、個人を表彰する「東京都女性活躍推進大賞」を再構築し、地域活動など幅広い分野における優れた取組にも光を当てるなど、効果的な展開で一層の気運を醸成します。 | ・専用ウェブサイト構築及び部門見直し<br>・優れた取組を表彰・発信                                                                                 | 優れた取組を表彰・発信                                        | 優れた取組を表彰・発信                                        | 女性の活躍につながる取組を進める企業や団体、個人を「東京都女性活躍推進大賞」として表彰し、その取組を広く発信（2030年までに延べ165件） | -                      | 生活文化局 |
| 305   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 女性活躍推進事業の戦略的な広報展開                | ターゲットに応じて、東京都の女性活躍推進事業を効果的かつ一体的に発信します。                                                            | ・子供・若者等ターゲットに応じて効果的に事業を発信                                                                                          | -                                                  | -                                                  | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 306   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | パブリシティ（メディアへの効果的露出）              | テレビ、新聞、WEBメディア等の各種メディアで取り上げてもらえるようメディアへアプローチし、より多くの都民等に「広わる」広報を推進します。                             | ・PR事務局と連携して戦略的にメディアへアプローチし、都の事業を効果的に発信                                                                             | ・PR事務局と連携して戦略的にメディアへアプローチし、都の事業を効果的に発信             | ・PR事務局と連携して戦略的にメディアへアプローチし、都の事業を効果的に発信             | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 307   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | キッズニア東京と連携したアンコンシャス・バイアス普及啓発イベント | 職業に対する性別に関するアンコンシャス・バイアスに気づくことを目的とし、キッズニア東京と連携した親子参加型のイベントを実施します。                                 | 親子参加型普及啓発イベントの実施                                                                                                   | 親子参加型普及啓発イベントの実施                                   | 親子参加型普及啓発イベントの実施                                   | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 308   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 男女平等参画の視点に基づく公的広報物ガイドライン         | 職員や事業者が「男女平等参画の視点に基づく公的広報物ガイドライン」を活用し、より適切で望ましい情報発信を行っています。                                       | ・ガイドラインの策定<br>・庁内周知及び区市町村等への情報提供                                                                                   | 庁内活用及び区市町村等への情報提供                                  | 庁内活用及び区市町村等への情報提供                                  | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 309   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | インターネットによる情報提供                   | ホームページにより、効果的な情報発信を行っています。加えて、東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書館の予約、検索サービスを実施します。      | 継続実施                                                                                                               | 継続実施                                               | 継続実施                                               | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 310   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 女性のエンパワーメントセミナー                  | 女性を対象にセミナーを実施し、心身の健康維持と活躍継続ができるような対処法や自信を持ってキャリアの継続・選択ができる知識や能力を身に付けられるよう支援します。                   | セミナーの実施                                                                                                            | セミナーの実施                                            | セミナーの実施                                            | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 311   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 女子中高生向け女子大学生との座談会                | 女子中高生と女子大学生との交流を通じて進路選択へのアンコンシャス・バイアスに気づき、将来の選択拡大と男女平等参画への理解促進を推進します。                             | 座談会の実施                                                                                                             | 座談会の実施                                             | 座談会の実施                                             | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 312   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | アンコンシャス・バイアス管理職研修                | 都庁職員から意識を変える率先行動として、管理職向けアンコンシャス・バイアス研修を実施します。                                                    | ・都庁管理職向けアンコンシャス・バイアス研修の実施<br>・基礎研修に加えフォローアップ研修を開始                                                                  | 都庁管理職向けアンコンシャス・バイアス研修（基礎研修・フォローアップ研修）の実施           | 都庁管理職向けアンコンシャス・バイアス研修（基礎研修・フォローアップ研修）の実施           | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 313   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 小学生新聞とタイアップしたアンコンシャス・バイアスの普及啓発   | 小学生新聞とタイアップし、小学生と保護者をターゲットに性別に関するアンコンシャス・バイアスについて広く啓発を行います。                                       | 小学生新聞とタイアップしたアンコンシャス・バイアスの普及啓発                                                                                     | 小学生新聞とタイアップしたアンコンシャス・バイアスの普及啓発                     | 小学生新聞とタイアップしたアンコンシャス・バイアスの普及啓発                     | -                                                                      | -                      | 生活文化局 |
| 314   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 教職員への人権研修の実施                     | 国際的な動向や教育委員会の考え方に基づき、各学校において人権教育を推進できるよう、人権課題「女性」等に関する教職員への研修を実施します。                              | ・教育管理職候補者研修 500名 年1回開催<br>初任者等研修 1,100名（都立学校） 年1回開催<br>中堅教諭等資質向上研修Ⅰ及びⅡ 700名（都立学校） 年1回開催<br>・専門性向上研修 人権教育100名 年1回開催 | 各種研修を継続実施（予定）                                      | 各種研修を継続実施（予定）                                      | -                                                                      | -                      | 教育庁   |
| 315   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 情報資料の収集と提供（生涯学習広報誌）              | 当面する生涯学習に関する課題や施策、事業を特集として取り上げ、市民の学習活動の動機付けとなるような知識、情報の提供や事例の紹介をする広報誌を作成、配付します。                   | 紙媒体及びデジタルブック 年2回発行                                                                                                 | 紙媒体及びデジタルブック 年2回発行                                 | 紙媒体及びデジタルブック 年2回発行                                 | -                                                                      | -                      | 教育庁   |
| 316   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 情報資料の収集と提供（人権啓発学習資料）             | 人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発資料を作成、配付します。                                              | 継続実施（作成・配布）                                                                                                        | 継続実施（作成・配布）                                        | 継続実施（作成・配布）                                        | -                                                                      | -                      | 教育庁   |
| 317   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 「1. 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 都立学校公開講座                         | 都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の実験機能を開放し学習機会を提供します。                                    | 各都立学校において、趣味や教養、小中学生を対象とした体験学習のプログラムなど、多様な講座を企画・実施                                                                 | 各都立学校において、趣味や教養、小中学生を対象とした体験学習のプログラムなど、多様な講座を企画・実施 | 各都立学校において、趣味や教養、小中学生を対象とした体験学習のプログラムなど、多様な講座を企画・実施 | -                                                                      | -                      | 教育庁   |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱                      | 細目                                                    | 事業名                                | 事業概要                                                                                                                           | 2026年度計画                                                                                                                                   | 2027年度計画                                                                                                                                   | 2028年度計画                                                                                                                                   | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KP1①                               | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KP1② | 所管     |
|-------|-------|---------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------|--------|
| 318   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 1_ 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発 | 都立高校における制服の自由選択化の推進                | 制服の自由選択化を推進する都立高校の取組を支援し、都立高校全体の制服自由化に向けた気運醸成を推進します。                                                                           | 自由選択化を推進する取組にかかる費用を支援                                                                                                                      | 自由選択化を推進する取組にかかる費用を支援                                                                                                                      | 自由選択化を推進する取組にかかる費用を支援                                                                                                                      | -                                                    | -                      | 教育庁    |
| 319   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 民間企業と連携した交流イベントの開催（キャリア・メンター制度の実施） | 都庁各局の管理職等から選任されたキャリア・メンターが、職員（メンティー）からの相談に対応します。加えて、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベント等を開催します。                                     | 引き続き、キャリア・メンター制度を運営するとともに、民間企業と連携した交流イベント等の女性活躍推進に向けたイベントを開催します。                                                                           | 引き続き、キャリア・メンター制度を運営するとともに、民間企業と連携した交流イベント等の女性活躍推進に向けたイベントを開催します。                                                                           | 引き続き、キャリア・メンター制度を運営するとともに、民間企業と連携した交流イベント等の女性活躍推進に向けたイベントを開催します。                                                                           | 東京都職員の管理職に占める女性の割合を30%に向上                            | -                      | 総務局    |
| 320   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 都庁における男性職員の育業等の推進                  | 都では、男性職員の育業について、1か月以上の取得率95%を目標としています。よりきめ細やかな制度周知等により、職員が希望する時期に希望する期間、育業できるように、取組を推進していきます。                                  | 都庁における男性職員の育業取得率（1か月以上の取得率）令和12年度までに：95%<br>出産支援休暇取得率令和12年度までに：100%<br>育児参加休暇引き続き100%を維持                                                   | 都庁における男性職員の育業取得率（1か月以上の取得率）令和12年度までに：95%<br>出産支援休暇取得率令和12年度までに：100%<br>育児参加休暇引き続き100%を維持                                                   | 都庁における男性職員の育業取得率（1か月以上の取得率）令和12年度までに：95%<br>出産支援休暇取得率令和12年度までに：100%<br>育児参加休暇引き続き100%を維持                                                   | -                                                    | -                      | 総務局    |
| 321   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 都立大の女性教員比率向上                       | 都立大において、女性教員を対象とした採用枠の活用や国際公募の原則化により女性教員の確保を進めるとともに、ライフイベントに配慮した教員人事制度の見直し等により、女性が活躍できる研究環境を整備していきます。                          | 採用活動の実施<br>キャリア支援                                                                                                                          | 採用活動の実施<br>キャリア支援                                                                                                                          | 採用活動の実施<br>キャリア支援                                                                                                                          | 都立大の女性教員比率を27%に向上                                    | -                      | 総務局    |
| 322   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン           | 東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プランに基づき、「生活と仕事の両立支援」、「働き方改革」及び「キャリア形成促進」の三つを柱に掲げ、全ての職員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き、活躍できる職場環境づくりを、都が率先して推進していきます。 | 都庁における男性職員の育業取得率（1か月以上の取得率）令和12年度までに：95%<br>出産支援休暇取得率令和12年度までに：100%<br>育児参加休暇引き続き100%を維持<br>超過勤務時間<br>職員一人当たりの超過勤務時間数（月平均）を、毎年、前年度実績以下とする。 | 都庁における男性職員の育業取得率（1か月以上の取得率）令和12年度までに：95%<br>出産支援休暇取得率令和12年度までに：100%<br>育児参加休暇引き続き100%を維持<br>超過勤務時間<br>職員一人当たりの超過勤務時間数（月平均）を、毎年、前年度実績以下とする。 | 都庁における男性職員の育業取得率（1か月以上の取得率）令和12年度までに：95%<br>出産支援休暇取得率令和12年度までに：100%<br>育児参加休暇引き続き100%を維持<br>超過勤務時間<br>職員一人当たりの超過勤務時間数（月平均）を、毎年、前年度実績以下とする。 | 都庁における男性職員の1か月以上の育業取得率を95%とする<br>※2030年度まで＜可能な限り早期に＞ | -                      | 総務局    |
| 323   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 東京都政策連携団体の女性役員割合の向上                | 政策連携団体における女性役員割合の向上に向けて取組を促進していきます。                                                                                            | 2026年度までに30%とする目標達成に向け役員構成の見直し等を実施                                                                                                         | -                                                                                                                                          | -                                                                                                                                          | -                                                    | -                      | 総務局    |
| 324   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 公共調達を通じた女性活躍の支援                    | 総合評価方式の政策的評価項目として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるばし認定企業）等について評価項目としています。                                                                    | ・総合評価方式における加点項目の設定                                                                                                                         | ・総合評価方式における加点項目の設定                                                                                                                         | ・総合評価方式における加点項目の設定                                                                                                                         | -                                                    | -                      | 財務局・各局 |
| 325   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 女性も男性も輝くTOKYO会議                    | 総合計画を着実に推進するために、都の男女平等参画の状況に関する調査、情報収集及び分析を行い、その進捗状況について、第三者機関である「女性も男性も輝くTOKYO会議」に報告しています。                                    | 「女性も男性も輝くTOKYO会議」の開催                                                                                                                       | 「女性も男性も輝くTOKYO会議」の開催                                                                                                                       | 「女性も男性も輝くTOKYO会議」の開催                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 326   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 東京都男女平等参画推進会議の開催                   | 「女性も男性も輝くTOKYO会議」で外部有識者から得た意見等を、「東京都男女平等参画推進会議」の場で行内各局等にてフィードバックし、都庁全体で新たな施策の検討等に活用していきます。                                     | 「東京都男女平等参画推進会議」の開催                                                                                                                         | 「東京都男女平等参画推進会議」の開催                                                                                                                         | 「東京都男女平等参画推進会議」の開催                                                                                                                         | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 327   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 審議会等における女性委員の任用促進                  | 都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、附属機関等の委員構成について、男女いづれの性も委員総数の40パーセント以上とするよう庁内に呼びかけ、その進捗状況について調査・公表を行っています。                          | 男女いづれの性も40%以上とし、その状態を継続                                                                                                                    | 男女いづれの性も40%以上とし、その状態を継続                                                                                                                    | 男女いづれの性も40%以上とし、その状態を継続                                                                                                                    | 都が設置する審議会等における委員任用率について、男女いづれの性も40%以上とし、その状態を継続      | -                      | 生活文化局  |
| 328   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 男女平等参画審議会の運営                       | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項の調査審議を実施します。                                                                     | 適宜開催                                                                                                                                       | 適宜開催                                                                                                                                       | 適宜開催                                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 329   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 総合計画の普及啓発                          | 東京都男女平等参画推進総合計画の改定に向け、イベント等を通じて幅広く都民意見を聴取し、あわせて都の施策を発信します。                                                                     | ワークショップを2回開催<br>各種イベントにおいて普及啓発を実施                                                                                                          | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 330   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 東京都男女平等参画推進総合計画に関する調査・研究           | 男女平等参画推進総合計画に基づく施策の進捗や効果性の検証の観点から必要な調査・分析を実施します。                                                                               | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 331   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 年次報告の公表                            | 基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況等を公表します。                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 332   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 区市町村との連絡会議等                        | 都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等参画推進会議等により、意見や情報の交換を実施します。                                                                      | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 333   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施              | 各区区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。                                                     | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 334   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 民間団体との交流事業（東京ウィメンズプラザフォーラム）        | 男女平等参画意識を醸成することを目的に、民間団体等と連携した講演会やワークショップ、展示、交流等の多様な企画を実施し、来場者等の相互理解とネットワーク形成を促進します。                                           | アンケート結果 満足度 90%以上                                                                                                                          | アンケート結果 満足度 90%以上                                                                                                                          | アンケート結果 満足度 90%以上                                                                                                                          | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 335   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 東京ウィメンズプラザでの男女平等参画推進研修の実施          | 区市町村の職員・相談員の資質向上、体制強化を図るため、専門的・具体的な研修講座を実施します。                                                                                 | 研修の実施                                                                                                                                      | 研修の実施                                                                                                                                      | 研修の実施                                                                                                                                      | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 336   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 東京ウィメンズプラザ図書資料室                    | 男女平等参画に関する専門図書館として、男女平等参画に関する図書、行政資料等を収集し、情報提供を行います。                                                                           | 図書・行政資料等の収集及び情報提供の実施                                                                                                                       | 図書・行政資料等の収集及び情報提供の実施                                                                                                                       | 図書・行政資料等の収集及び情報提供の実施                                                                                                                       | -                                                    | -                      | 生活文化局  |
| 337   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_ 男女平等参画の視点の一層の推進                                    | 情報バリアフリーの推進に向けた発信強化事業              | 障害者情報コミュニケーション条例の施行を踏まえつつ、デフリンピックのレガシーを継承・発展できるよう、特設サイトの開設等による普及啓発を実施し、情報面におけるバリアフリーを促進します。                                    | 特設サイトの開設等                                                                                                                                  | 特設サイトの開設等                                                                                                                                  | 特設サイトの開設等                                                                                                                                  | -                                                    | -                      | 福祉局    |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱                      | 細目                    | 事業名                                                                     | 事業概要                                                                                                                 | 2026年度計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2027年度計画                                                       | 2028年度計画                                                       | 対応する計画推進の<br>数値目標・KPI①                                                                                                         | 対応する計画推進の<br>数値目標・KPI② | 所管       |
|-------|-------|---------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------|
| 338   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 女性活躍推進のための研修の実施                                                         | 育児・介護に携わる職員をはじめ、男女を問わず全ての職員が生活と仕事の両立を実現し、職場において能力を発揮できるよう、働き方や仕事の進め方について考えます。                                        | 専門家による講演、育児・介護に関連する休暇や支援制度の周知及び管理監督職に向けた意識啓発等を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 専門家による講演、育児・介護に関連する休暇や支援制度の周知及び管理監督職に向けた意識啓発等を実施します。           | 専門家による講演、育児・介護に関連する休暇や支援制度の周知及び管理監督職に向けた意識啓発等を実施します。           | -                                                                                                                              | -                      | 水道局      |
| 339   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 保育体験活動についての指導・助言                                                        | 東京都高等学校家庭教育研究会等において、「高等学校家庭科指導資料」（文部科学省）等の活用方法及び教科指導における保育体験活動についての指導・助言を行い、各学校における保育体験活動の拡大を図ります。                   | 継続実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 継続実施                                                           | 継続実施                                                           | -                                                                                                                              | -                      | 教育庁      |
| 340   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 社会教育関係職員等研修の実施                                                          | 社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。                                                                      | 継続実施（人権課題研修）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 継続実施（人権課題研修）                                                   | 継続実施（人権課題研修）                                                   | -                                                                                                                              | -                      | 教育庁      |
| 341   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 昇任機会の確保に向けた取組の推進                                                        | 主任級職退考や教育管理職退考等の昇任退考で、育業期間における受験が可能                                                                                  | 昇任機会の確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 昇任機会の確保                                                        | 昇任機会の確保                                                        | -                                                                                                                              | -                      | 教育庁      |
| 342   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 教育管理職候補者の昇任猶予制度の導入                                                      | 教育管理職候補者が、家族の介護や子の養育等の事情により職務との両立が困難である場合に、教育管理職候補期間におけるジョブ・ローテーションを延期し、教育管理職への昇任を猶予                                 | 教育管理職への昇任猶予制度によりライフ・ワーク・バランスを推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 教育管理職への昇任猶予制度によりライフ・ワーク・バランスを推進                                | 教育管理職への昇任猶予制度によりライフ・ワーク・バランスを推進                                | -                                                                                                                              | -                      | 教育庁      |
| 343   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 管理職退考・主任級職退考（筆記審査会場）で託児保育（一時保育）サービスを提供し、子育て世代の職員の昇任退考への積極的な挑戦を支援していきます。 | 管理職退考・主任級職退考の筆記審査会場で託児保育（一時保育）サービスを提供し、子育て世代の職員の昇任退考への積極的な挑戦を支援していきます。                                               | 継続実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 継続実施                                                           | 継続実施                                                           | -                                                                                                                              | -                      | 人事委員会事務局 |
| 344   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 女性活躍推進プロジェクト                                                            | 平成25年から設置している「女性活躍推進プロジェクト」（リーダーに働き方改革推進担当管理官を起用）において、組織を挙げて女性の活躍推進に取り組みます。                                          | 「女性活躍推進プロジェクト」により女性の活躍を推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 「女性活躍推進プロジェクト」により女性の活躍を推進                                      | 「女性活躍推進プロジェクト」により女性の活躍を推進                                      | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 345   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 男性職員の家庭参画                                                               | 男性職員の育児休業取得を促進します。                                                                                                   | 2030年度末までに2週間以上の育児休業取得率を85％以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2030年度末までに2週間以上の育児休業取得率を85％以上                                  | 2030年度末までに2週間以上の育児休業取得率を85％以上                                  | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 346   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 支援制度を利用しやすい職場環境づくり                                                      | 男性職員の育児休業等の取得促進のため、育児休業等により欠員の生じた警察署に対する本部員派遣制度（令和5年度～）を推進します                                                        | 育児休業等により欠員の生じた警察署に対する本部員派遣制度の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 育児休業等により欠員の生じた警察署に対する本部員派遣制度の推進                                | 育児休業等により欠員の生じた警察署に対する本部員派遣制度の推進                                | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 347   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 女性職員の採用活動の強化                                                            | 女性リクルーターやオンラインを活用した受動勧奨活動、辞退防止活動を実施します。                                                                              | 全警察官に占める女性警察官の割合を2030年度末までに14％以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 全警察官に占める女性警察官の割合を2030年度末までに14％以上                               | 全警察官に占める女性警察官の割合を2030年度末までに14％以上                               | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 348   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 再採用の推進                                                                  | 平成28年度から導入している再採用制度により、即戦力となる人材を確保します。                                                                               | 全警察官に占める女性警察官の割合を2030年度末までに14％以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 全警察官に占める女性警察官の割合を2030年度末までに14％以上                               | 全警察官に占める女性警察官の割合を2030年度末までに14％以上                               | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 349   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 女性職員の登用の拡大                                                              | 能力及び実績に応じた積極的な人材登用を推進します。                                                                                            | 警察官の管理職に占める女性の割合を2030年度末までに4％以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 警察官の管理職に占める女性の割合を2030年度末までに4％以上                                | 警察官の管理職に占める女性の割合を2030年度末までに4％以上                                | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 350   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 警視庁キャリア・アドバイザーの運用                                                       | 女性幹部を警視庁キャリア・アドバイザーに指定し、自己の知識や経験に基づく講演等を行い、女性職員のキャリアアップを支援します。                                                       | キャリア・アドバイザーによる講演を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | キャリア・アドバイザーによる講演を実施                                            | キャリア・アドバイザーによる講演を実施                                            | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 351   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 計画的な育成とキャリア形成                                                           | 育児復帰時や未経歴部門への登用に對する不安を解消するための研修を各部署で実施します。                                                                           | 女性職員のキャリアアップを支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 女性職員のキャリアアップを支援                                                | 女性職員のキャリアアップを支援                                                | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 352   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 仕事と妊娠、出産、育児及び介護の両立支援                                                    | 各所属に仕事と育児等の両立に関する助言等を行う「子育てアドバイザー」を指定し、職員を支援します。                                                                     | 両立支援、職場復帰支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 両立支援、職場復帰支援                                                    | 両立支援、職場復帰支援                                                    | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 353   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 柔軟な働き方の推進                                                               | 育児・介護のための時差出勤、フレックス日勤制度、テレワーク等を活用し、柔軟な働き方を推進します。                                                                     | 各種制度利用による柔軟な働き方を推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 各種制度利用による柔軟な働き方を推進                                             | 各種制度利用による柔軟な働き方を推進                                             | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 354   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 働きやすい施設等の整備                                                             | 女性施設設備改善の拡充、装備資機材を整備します。                                                                                             | 女性施設整備改善の拡充、被服等の改良                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 女性施設整備改善の拡充、被服等の改良                                             | 女性施設整備改善の拡充、被服等の改良                                             | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 355   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 警視庁職員互助組合による支援                                                          | 育児・介護関係サービス利用時の割引制度、イベント等を開催します。                                                                                     | 保育・介護サービス利用補助、イベント実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保育・介護サービス利用補助、イベント実施                                           | 保育・介護サービス利用補助、イベント実施                                           | -                                                                                                                              | -                      | 警視庁      |
| 356   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 消防大学校委託研修（女性活躍推進コース）                                                    | 女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成支援や職域拡大に必要な知識及び能力を習得させることで、女性活躍の推進及び管理監督的立場への参画促進を図ります。                                        | 1名9日間、時期 12月<br>女性消防吏員のキャリアパス、ロールモデル事例、消防実務管理、指揮訓練、課題研究を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1名9日間、時期 12月<br>女性消防吏員のキャリアパス、ロールモデル事例、消防実務管理、指揮訓練、課題研究を実施     | 1名9日間、時期 12月<br>女性消防吏員のキャリアパス、ロールモデル事例、消防実務管理、指揮訓練、課題研究を実施     | -                                                                                                                              | -                      | 東京消防庁    |
| 357   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 職務実践能力向上研修（女性課程）                                                        | 女性消防吏員の主体的なキャリア形成を支援し、マネジメントや課題解決能力の向上を図ることで、女性活躍の推進及び組織運営への多様な視点の反映に資する人材を育成します。                                    | 15名3日間<br>時期 10月から12月までの間<br>リーダーシップの実現方法等<br>女性職員としてのキャリアデザイン                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 15名3日間<br>時期 10月から12月までの間<br>リーダーシップの実現方法等<br>女性職員としてのキャリアデザイン | 15名3日間<br>時期 10月から12月までの間<br>リーダーシップの実現方法等<br>女性職員としてのキャリアデザイン | -                                                                                                                              | -                      | 東京消防庁    |
| 358   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | デイトタイム救急隊の運用                                                            | 救急体制の強化及び多様な働き方の推進（女性消防吏員の更なる活躍を含めた）に向け、増加する日中の救急需要への対応や現場到着時間の短縮を目指し、平日日中の時間帯に限定したデイトタイム救急隊を運用しています。                | デイトタイム救急を運用する上で、育児や介護など様々なライフステージにおいても職員の配置を可能とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | デイトタイム救急を運用する上で、育児や介護など様々なライフステージにおいても職員の配置を可能とする。             | デイトタイム救急を運用する上で、育児や介護など様々なライフステージにおいても職員の配置を可能とする。             | -                                                                                                                              | -                      | 東京消防庁    |
| 359   | ビジョン3 | 柱5_男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動 | 2_男女平等参画の視点の一端の推進     | 東京消防庁特定事業主行動計画                                                          | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき平成28年3月に策定した東京消防庁特定事業主行動計画を令和3年3月に更新し、女性職員の活躍による組織力向上と、全職員が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を継続して推進します。 | 東京消防庁特定事業主行動計画に基づく各取組を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 東京消防庁特定事業主行動計画に基づく各取組を推進する。                                    | 東京消防庁特定事業主行動計画に基づく各取組を推進する。                                    | -                                                                                                                              | -                      | 東京消防庁    |
| 360   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり          | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 犯罪被害者等への支援（東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター）                                   | 24時間365日体制で相談を受け付け、精神的ケアや法律相談、関係機関との連携等を通じて、性犯罪・性暴力被害者への支援を実施します。                                                    | ・性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に2時間365日対応。<br>・相談内容に応じて、面接、医療機関、警察等への付添支援を実施。<br>・公認心理師、精神科医のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談などを実施。<br>・医療機関で受診等をした場合の医療費・カウンセリング費用を助成。<br>・性犯罪・性暴力被害者支援コーディネーターにより関係機関との連携を強化。<br>・子供・保護者専用性被害相談ホットライン」による子供・若年層の相談を実施。<br>・SNS相談を実施。<br>・産婦人科に加え、小児科、泌尿器科等の協力医療機関の確保を実施。<br>・各種相談窓口の認知度向上に向けて、リーフレットの作成・配布、SNS広告や駅サイネージなどの広報媒体による広報を実施。 | 継続実施予定                                                         | 継続実施予定                                                         | ①犯罪被害者に関する関係機関の相談窓口の認知度<br>②性犯罪・性暴力被害者支援に係る協力医療機関数<br>③「犯罪被害者等が様々な問題を抱えていることを知っている」とした都民の割合<br>④区市町村を対象とした、犯罪被害者等支援に関する研修の受講者数 | -                      | 総務局      |
| 361   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり          | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 痴漢撲滅キャンペーン連携企画事業                                                        | 若年層の痴漢に対する行動啓蒙、痴漢を許さない・痴漢に対処する社会を推進するための啓蒙を実施します。                                                                    | 連携企画事業実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 連携企画事業実施                                                       | 連携企画事業実施                                                       | 「痴漢は重大な犯罪である」と思う人の割合                                                                                                           | -                      | 生活文化局    |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱             | 細目                    | 事業名                                | 事業概要                                                                                                       | 2026年度計画                                                                                                  | 2027年度計画                                                                                                  | 2028年度計画                                                                                                  | 対応する計画目標の<br>数値目標・KP1① | 対応する計画目標の<br>数値目標・KP1②       | 所管         |
|-------|-------|------------------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------|------------|
| 362   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 犯罪お悩みなんでも相談                        | 犯罪をした者が再びに及ぶ背景には様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置し、的確かつ必要な支援につなげます。                    | 「犯罪お悩みなんでも相談」窓口の運営                                                                                        | 「犯罪お悩みなんでも相談」窓口の運営                                                                                        | 「犯罪お悩みなんでも相談」窓口の運営                                                                                        | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 363   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 「ファミリーヘルル」講座の運営                    | SNS利用に起因する性被害等の防止とともに、青少年のインターネット適正利用を推進するため、講座を通じて普及啓発を実施します。                                             | ファミリーヘルル講座を拡充し運営、生徒自身による自主ルール作りの支援（10回）                                                                   | ファミリーヘルル講座を拡充し運営、生徒自身による自主ルール作りの支援（10回）                                                                   | ファミリーヘルル講座を拡充し運営、生徒自身による自主ルール作りの支援（10回）                                                                   | 「ファミリーヘルル」講座の運営        | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 364   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 痴漢撲滅プロジェクト                         | 痴漢被害のない社会を実現するため、民間事業者との協働によるムーブメント創出や痴漢撲滅キャンペーンの展開等を通じて、社会全体の気運醸成を図ります。                                   | 民間事業者等との協働によるムーブメント創出や痴漢撲滅キャンペーンの展開、専用サイトの運用、痴漢被害実態把握調査等を実施                                               | 民間事業者等との協働によるムーブメント創出や痴漢撲滅キャンペーンの展開、専用サイトの運用、痴漢被害実態把握調査等を実施                                               | 民間事業者等との協働によるムーブメント創出や痴漢撲滅キャンペーンの展開、専用サイトの運用、痴漢被害実態把握調査等を実施                                               | 「痴漢は重大な犯罪である」と思う人の割合   | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 365   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 女性の犯罪被害防止リーフレット                    | ストーカー、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項、被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談、連絡先を記載したリーフレットを配布し、注意喚起を行っています。                           | 女性の犯罪被害防止リーフレット 130,000部作成                                                                                | 女性の犯罪被害防止リーフレット 130,000部作成                                                                                | 女性の犯罪被害防止リーフレット 130,000部作成                                                                                | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 366   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 女性の犯罪被害防止講習会                       | ストーカー、盗撮など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的な対策等について専門講師による講習会を実施し、大学生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指す。                 | 女性の犯罪被害防止講習会（20回）                                                                                         | 女性の犯罪被害防止講習会（20回）                                                                                         | 女性の犯罪被害防止講習会（20回）                                                                                         | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 367   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 被害を防ぐ第三者の行動変容                      | 女性に対する犯罪防止のため、現場に居合わせた人の行動変容を促す啓発を行い、積極的に被害を止めるなど、見て見ぬふりをしない社会気運を醸成します。                                    | 特設サイトの運営、チラシ等の制作（チラシ100,000部 ポスター5,000部）                                                                  | 特設サイトの運営、チラシ等の制作（チラシ100,000部 ポスター5,000部）                                                                  | 特設サイトの運営、チラシ等の制作（チラシ100,000部 ポスター5,000部）                                                                  | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 368   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 青少年健全育成審議会の運営                      | 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、知事が青少年に有害な映画、演劇、がん民衆及び図書類の提供や青少年の健全な育成を阻害するものの指定等を行うとともに意見聴くための青少年健全育成審議会を運営します。  | 条例に基づき、青少年の健全育成に係る推奨・指定等に関する審議会の運営                                                                        | 条例に基づき、青少年の健全育成に係る推奨・指定等に関する審議会の運営                                                                        | 条例に基づき、青少年の健全育成に係る推奨・指定等に関する審議会の運営                                                                        | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 369   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 健全育成条例の運用                          | 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分別列を徹底します。                                      | 条例に基づき、8条指定図書類等の区分別列等の適正な履行を徹底                                                                            | 条例に基づき、8条指定図書類等の区分別列等の適正な履行を徹底                                                                            | 条例に基づき、8条指定図書類等の区分別列等の適正な履行を徹底                                                                            | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 370   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 携帯電話の危険性から子供を守るための取組               | 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分別列を徹底します。                                      | ファミリーヘルル講座を拡充し運営、生徒自身による自主ルール作りの支援（10回）                                                                   | ファミリーヘルル講座を拡充し運営、生徒自身による自主ルール作りの支援（10回）                                                                   | ファミリーヘルル講座を拡充し運営、生徒自身による自主ルール作りの支援（10回）                                                                   | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 371   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 相談窓口「こたエール」の運営                     | 青少年がインターネットやスマートフォン利用に伴うトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、青少年やその保護者、学校関係者などが気軽に相談できる総合窓口「こたエール」を運営します。                     | インターネットやスマートフォンに関するトラブル相談窓口「こたエール」の運営、利用者の取りごしにマッチした相談事例を提供するためのチャットボットの運用、トラブル事例や対応策について情報提供、インターネット広告配信 | インターネットやスマートフォンに関するトラブル相談窓口「こたエール」の運営、利用者の取りごしにマッチした相談事例を提供するためのチャットボットの運用、トラブル事例や対応策について情報提供、インターネット広告配信 | インターネットやスマートフォンに関するトラブル相談窓口「こたエール」の運営、利用者の取りごしにマッチした相談事例を提供するためのチャットボットの運用、トラブル事例や対応策について情報提供、インターネット広告配信 | -                      | -                            | 都民安全総合対策本部 |
| 372   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 痴漢撲滅キャンペーンの実施                      | 首都圏の鉄道会社と連携し、痴漢撲滅キャンペーンを実施します。                                                                             | 他の鉄道事業者等と共同で痴漢撲滅キャンペーンを実施。                                                                                | 他の鉄道事業者等と共同で痴漢撲滅キャンペーンを実施。                                                                                | 他の鉄道事業者等と共同で痴漢撲滅キャンペーンを実施。                                                                                | 「痴漢は重大な犯罪である」と思う人の割合   | -                            | 交通局        |
| 373   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 学校、家庭、地域、関係機関との連携                  | 児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織として全部立学校に学校サポートチームを設置します。                  | 小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成20年度から）の全校に学校サポートチームを配置し、多様な、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進   | 小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成20年度から）の全校に学校サポートチームを配置し、多様な、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進   | 小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成20年度から）の全校に学校サポートチームを配置し、多様な、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進   | -                      | -                            | 教育庁        |
| 374   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 被害者等への支援（教育職員等による児童生徒性暴力等への防止対策事業） | 教職員等による児童・生徒性暴力を早期に発見するための措置を講じ、通報・相談窓口を整備します。もし児童・生徒性暴力が学校内であると思われるとは、専門家の助力を得ながら調査を行う体制を構築していきます。        | ・第三者相談窓口の運営<br>・専門家による調査や定例会の開催<br>・教職員向け研修動画の配信等による未然防止の徹底                                               | ・第三者相談窓口の運営<br>・専門家による調査や定例会の開催<br>・教職員向け研修動画の配信等による未然防止の徹底                                               | ・第三者相談窓口の運営<br>・専門家による調査や定例会の開催<br>・教職員向け研修動画の配信等による未然防止の徹底                                               | -                      | -                            | 教育庁        |
| 375   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 生命（いのち）の安全教育の推進                    | 性犯罪・性暴力を根絶していくために、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育として、「生命（いのち）の安全教育」を推進し、発達段階に応じて、性暴力防止に向けた取組を進めていきます。      | 安全教育担当指導主事等連絡会において取組の推進を依頼<br>学校対象の「学校安全教室指導者講習」の講習内容に位置付けて実施                                             | 安全教育担当指導主事等連絡会において取組の推進を依頼<br>学校対象の「学校安全教室指導者講習」の講習内容に位置付けて実施                                             | 安全教育担当指導主事等連絡会において取組の推進を依頼<br>学校対象の「学校安全教室指導者講習」の講習内容に位置付けて実施                                             | -                      | -                            | 教育庁        |
| 376   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 情報リテラシー向上に向けた普及・啓発                 | 情報活用能力の育成に係る事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、情報リテラシーに関する教育の充実を図ります。 | ・情報モラル・情報セキュリティ等の教育の充実を図り、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。                                                           | ・情報モラル・情報セキュリティ等の教育の充実を図り、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。                                                           | ・情報モラル・情報セキュリティ等の教育の充実を図り、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。                                                           | -                      | -                            | 教育庁        |
| 377   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 警察における通報への対応                       | 警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携し速やかで適切な対応に努めます。                                                      | 被害者の心情等に寄り添った対応の推進                                                                                        | 被害者の心情等に寄り添った対応の推進                                                                                        | 被害者の心情等に寄り添った対応の推進                                                                                        | -                      | -                            | 警視庁        |
| 378   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 各種電話相談窓口を通じた被害者等への支援               | 「犯罪被害者ホットライン」や「性犯罪被害相談電話」等の電話相談窓口により、被害者等からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受援体制の整備、充実を図ります。                         | 被害者の心情等に寄り添った対応の推進                                                                                        | 被害者の心情等に寄り添った対応の推進                                                                                        | 被害者の心情等に寄り添った対応の推進                                                                                        | -                      | -                            | 警視庁        |
| 379   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 「被害者手帳」の交付を通じた被害者等への支援             | 「被害者手帳」の交付により、各種情報提供を行います。                                                                                 | 「被害者手帳」の交付を通じた被害者等への支援                                                                                    | 「被害者手帳」の交付を通じた被害者等への支援                                                                                    | 「被害者手帳」の交付を通じた被害者等への支援                                                                                    | -                      | -                            | 警視庁        |
| 380   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 被害者カウンセラーの派遣による被害者等への支援            | 要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。                                                         | ・カウンセラーへの適切な引継ぎ                                                                                           | ・カウンセラーへの適切な引継ぎ                                                                                           | ・カウンセラーへの適切な引継ぎ                                                                                           | -                      | -                            | 警視庁        |
| 381   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 緊急避妊薬等費用にかかると性犯罪被害者被害者への支援         | 性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊婦中絶に係る費用の一部を公費により支出します。                                        | ・適正かつ公正な公費支出の推進                                                                                           | ・適正かつ公正な公費支出の推進                                                                                           | ・適正かつ公正な公費支出の推進                                                                                           | -                      | -                            | 警視庁        |
| 382   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 被害者等への支援（宿泊施設の費用）                  | 被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設の費用を公費により支出します。                                                  | ・適正かつ公正な公費支出の推進                                                                                           | ・適正かつ公正な公費支出の推進                                                                                           | ・適正かつ公正な公費支出の推進                                                                                           | -                      | -                            | 警視庁        |
| 383   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 被害現場の清掃費用にかかると被害者等への支援             | 被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウスクリーニングに要する費用を公費で支出します。                                                     | ・速やかな支援活動の推進                                                                                              | ・速やかな支援活動の推進                                                                                              | ・速やかな支援活動の推進                                                                                              | -                      | -                            | 警視庁        |
| 384   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 弁護士と連携した被害者等への支援                   | 被害者直後から弁護士に相談し適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。                                                              | ・弁護士会等と連携した支援の推進                                                                                          | ・弁護士会等と連携した支援の推進                                                                                          | ・弁護士会等と連携した支援の推進                                                                                          | -                      | -                            | 警視庁        |
| 385   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 「性犯罪被害者の支援に関する研修」を通じた広報活動          | 都内各中等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者の適切な接し方等を学ぶ「性犯罪被害者の支援に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。                   | ・あらゆる機会を通じて性犯罪被害者の支援に関する研修の推進                                                                             | ・あらゆる機会を通じて性犯罪被害者の支援に関する研修の推進                                                                             | ・あらゆる機会を通じて性犯罪被害者の支援に関する研修の推進                                                                             | 犯罪被害に関する関係機関の相談窓口の認知度  | 「犯罪被害者等が様々な問題を抱えている」とした都民の割合 | 警視庁        |
| 386   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 性犯罪被害者に対する理解を深める各種広報啓発活動           | 一年を通じて広報啓発活動を推進し、性犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。                                                | ・年間を通じた広報啓発活動                                                                                             | ・年間を通じた広報啓発活動                                                                                             | ・年間を通じた広報啓発活動                                                                                             | 犯罪被害に関する関係機関の相談窓口の認知度  | 「犯罪被害者等が様々な問題を抱えている」とした都民の割合 | 警視庁        |
| 387   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 被害者等への支援                           | ストーカーや児童買春・児童ポルノ等の被害根絶に向けて、各種法令を適用した検挙や保護等、被害者等の被害防止に最も効果的対策を実施します。                                        | 安全確保のための施策の推進                                                                                             | 安全確保のための施策の推進                                                                                             | 安全確保のための施策の推進                                                                                             | -                      | -                            | 警視庁        |



# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の柱             | 細項目                   | 事業名                             | 事業概要                                                                                                    | 2026年度計画                                                                                                                                                                                                                                              | 2027年度計画                                                                                                                                                                                                                                              | 2028年度計画                                                                                                                                                                                                                                              | 対応する計画目標の<br>数値目標・KPI① | 対応する計画目標の<br>数値目標・KPI② | 所管           |
|-------|-------|------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|--------------|
| 388   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 相談支援対応能力の向上                     | 相談時等の受理に当たり、迅速かつ的確に対処するため、警察職員による研修等の充実、強化を図ります。                                                        | ・人身安全対策専科教養の実施<br>・少年相談実務の研修等の実施                                                                                                                                                                                                                      | ・人身安全対策専科教養の実施<br>・少年相談実務の研修等の実施                                                                                                                                                                                                                      | ・人身安全対策専科教養の実施<br>・少年相談実務の研修等の実施                                                                                                                                                                                                                      | -                      | -                      | 警視庁          |
| 389   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 若年層向け啓発事業の推進                    | 少年及びその家族等関係者からの相談窓口として、「ヤング・テレホン・コーナ―」等の充実、効果的な運用に努めます。                                                 | 「ヤング・テレホン・コーナ―」等周知のための各種広報・啓発活動                                                                                                                                                                                                                       | 「ヤング・テレホン・コーナ―」等周知のための各種広報・啓発活動                                                                                                                                                                                                                       | 「ヤング・テレホン・コーナ―」等周知のための各種広報・啓発活動                                                                                                                                                                                                                       | -                      | -                      | 警視庁          |
| 390   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 情報モラル・ネットルールの普及・啓発              | スマートフォン等の普及を踏まえ、児童の被害防止等に向けた啓発活動を推進します。                                                                 | 情報モラル教育番組の作成及び周知                                                                                                                                                                                                                                      | 情報モラル教育番組の作成及び周知                                                                                                                                                                                                                                      | 情報モラル教育番組の作成及び周知                                                                                                                                                                                                                                      | -                      | -                      | 警視庁          |
| 391   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 痴漢等の被害防止対策                      | 鉄道業者等と連携して、防犯講話や駅構内におけるポスター掲示を行うなど、痴漢等の犯罪被害防止に向けた広報啓発を実施します。                                            | ・痴漢被害防止用ポスターの原画作成<br>・警視庁防犯アプリ「デジボリス」の利用促進を図るポスターの原画作成<br>・女性の被害防止対策用パンフレットの印刷                                                                                                                                                                        | ・痴漢被害防止用ポスターの原画作成<br>・警視庁防犯アプリ「デジボリス」の利用促進を図るポスターの原画作成<br>・女性の被害防止対策用パンフレットの印刷                                                                                                                                                                        | (単年度計画のため記載不可)                                                                                                                                                                                                                                        | -                      | -                      | 警視庁          |
| 392   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 性犯罪捜査員による被害者等への支援               | 警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。                                                     | 被害者等支援の充実                                                                                                                                                                                                                                             | 被害者等支援の充実                                                                                                                                                                                                                                             | 被害者等支援の充実                                                                                                                                                                                                                                             | -                      | -                      | 警視庁          |
| 393   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 組織的な体制強化による被害者等への支援             | 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に支きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。            | 被害者等支援の体制強化                                                                                                                                                                                                                                           | 被害者等支援の体制強化                                                                                                                                                                                                                                           | 被害者等支援の体制強化                                                                                                                                                                                                                                           | -                      | -                      | 警視庁          |
| 394   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 1_痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止 | 性犯罪捜査員の育成増強による被害者等への支援          | 捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。                                                 | 性犯罪捜査員の育成                                                                                                                                                                                                                                             | 性犯罪捜査員の育成                                                                                                                                                                                                                                             | 性犯罪捜査員の育成                                                                                                                                                                                                                                             | -                      | -                      | 警視庁          |
| 395   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | 都庁内におけるハラスメント防止連絡会議             | 各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるハラスメント等の防止を図ります。                                                | 各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を引き続き設置して、都におけるハラスメント等の防止を図ります。                                                                                                                                                                                          | 各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を引き続き設置して、都におけるハラスメント等の防止を図ります。                                                                                                                                                                                          | 各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を引き続き設置して、都におけるハラスメント等の防止を図ります。                                                                                                                                                                                          | -                      | -                      | 総務局          |
| 396   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | ハラスメント防止に関する研修                  | 講師養成研修（人権・同和問題（基礎・本科））<br>「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、ハラスメントに関する研修を行います。                 | 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、ハラスメントに関する研修を行います。                                                                                                                                                                 | 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、ハラスメントに関する研修を行います。                                                                                                                                                                 | 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、ハラスメントに関する研修を行います。                                                                                                                                                                 | -                      | -                      | 総務局          |
| 397   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | ハラスメント防止に関する研修                  | 新任研修（新任研修（前期））<br>「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、ハラスメントに関する研修を行います。                         | 引き続き、新規採用職員に対し、新任研修（前期）の人権科目のハラスメントに関する講義の中で、男女雇用機会均等法に触れながらハラスメントに関する研修を行います。                                                                                                                                                                        | 引き続き、新規採用職員に対し、新任研修（前期）の人権科目のハラスメントに関する講義の中で、男女雇用機会均等法に触れながらハラスメントに関する研修を行います。                                                                                                                                                                        | 引き続き、新規採用職員に対し、新任研修（前期）の人権科目のハラスメントに関する講義の中で、男女雇用機会均等法に触れながらハラスメントに関する研修を行います。                                                                                                                                                                        | -                      | -                      | 総務局          |
| 398   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | ハラスメント防止に関する研修                  | ハラスメント対策研修<br>ハラスメントの具体的な事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を行います。                                                | ハラスメントの具体的な事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を引き続き実施します。                                                                                                                                                                                                       | ハラスメントの具体的な事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を引き続き実施します。                                                                                                                                                                                                       | ハラスメントの具体的な事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を引き続き実施します。                                                                                                                                                                                                       | -                      | -                      | 総務局          |
| 399   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | 都庁内におけるダイバーシティ時代のハラスメント対策       | 職員研修の実施などにより、すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合う組織づくりを含めた、総合的なハラスメント対策を引き続き推進します。                                | 職員研修の実施などにより、すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合う組織づくりを含めた、総合的なハラスメント対策を引き続き推進します。                                                                                                                                                                              | 職員研修の実施などにより、すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合う組織づくりを含めた、総合的なハラスメント対策を引き続き推進します。                                                                                                                                                                              | 職員研修の実施などにより、すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合う組織づくりを含めた、総合的なハラスメント対策を引き続き推進します。                                                                                                                                                                              | -                      | -                      | 総務局          |
| 400   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策      | セクシュアル・ハラスメント防止基本方針等を職員に周知するとともに、資料や研修等により、職員への意識啓発を実施します。また、複数のハラスメント相談窓口を設置し、職員にとって相談しやすい環境づくりを推進します。 | 引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止基本方針等を職員に周知するとともに、資料や研修等により、職員への意識啓発を実施します。また、複数のハラスメント相談窓口を設置し、職員にとって相談しやすい環境づくりを推進します。                                                                                                                                          | 引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止基本方針等を職員に周知するとともに、資料や研修等により、職員への意識啓発を実施します。また、複数のハラスメント相談窓口を設置し、職員にとって相談しやすい環境づくりを推進します。                                                                                                                                          | 引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止基本方針等を職員に周知するとともに、資料や研修等により、職員への意識啓発を実施します。また、複数のハラスメント相談窓口を設置し、職員にとって相談しやすい環境づくりを推進します。                                                                                                                                          | -                      | -                      | 総務局<br>各局    |
| 401   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | 労働相談                            | 労働者、使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あせんを行います。                                   | 労働相談情報センター・各事務所<br>電話相談（随時）、来所相談（予約制）                                                                                                                                                                                                                 | 労働相談情報センター・各事務所<br>電話相談（随時）、来所相談（予約制）                                                                                                                                                                                                                 | 労働相談情報センター・各事務所<br>電話相談（随時）、来所相談（予約制）                                                                                                                                                                                                                 | -                      | -                      | 産業労働局        |
| 402   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | 東京ごとしセンター「就職だれでも相談」             | 東京ごとしセンターにおいて、就活・就職活動のさまざまな疑問についてLINE等で気軽に相談ができる相談窓口を設置しています。専任のキャリアカウンセラーが対応します。                       | ・方法：電話相談・LINE相談・オンライン相談<br>・求職活動支援セミナー（オンライン配信）の実施<br>・年間6コンテンツ                                                                                                                                                                                       | ・方法：電話相談・LINE相談・オンライン相談<br>・求職活動支援セミナー（オンライン配信）の実施<br>・年間6コンテンツ                                                                                                                                                                                       | ・方法：電話相談・LINE相談・オンライン相談<br>・求職活動支援セミナー（オンライン配信）の実施<br>・年間6コンテンツ                                                                                                                                                                                       | -                      | -                      | 産業労働局        |
| 403   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | ハラスメント防止対策推進事業                  | 企業のハラスメント防止等に向けた取組を後押しするため、「TOKYOノーハラ企業支援ナビ」におけるコンテンツ掲載やハラスメント防止対策集中取組期間の取組を通じた普及啓発等を実施します。             | 企業向け普及啓発の強化<br>・短編動画の配信（5回）<br>・啓発用チラシの作成                                                                                                                                                                                                             | 企業向け普及啓発の強化<br>・短編動画の配信（5回）<br>・啓発用チラシの作成                                                                                                                                                                                                             | 企業向け普及啓発の強化<br>・短編動画の配信（5回）<br>・啓発用チラシの作成                                                                                                                                                                                                             | -                      | -                      | 産業労働局        |
| 404   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | カスタマーハラスメント防止対策推進事業             | 普及啓発の実施や相談窓口の運営、奨励金の支給等により、都内企業等におけるカスタマーハラスメント防止対策を推進します。                                              | ・ウェブサイトやポスター・リーフレットの活用、動画広告による情報発信等により、条例の理念の普及啓発等を実施<br>・カスタハラに関する問合せを一元的に受け付ける総合相談窓口を運営<br>・団体向けコンサール 30団体<br>・団体向けセミナー 4回程度<br>・団体向け奨励金 30団体<br>・より実践的なカスタハラ防止対策を行った企業等に対し、奨励金を支給<br>・都内のカスタハラに関する実態調査を年に1回実施<br>・都におけるカスタハラの実態把握や施策の検証等を行う会議を開催1回 | ・ウェブサイトやポスター・リーフレットの活用、動画広告による情報発信等により、条例の理念の普及啓発等を実施<br>・カスタハラに関する問合せを一元的に受け付ける総合相談窓口を運営<br>・団体向けコンサール 30団体<br>・団体向けセミナー 4回程度<br>・団体向け奨励金 30団体<br>・より実践的なカスタハラ防止対策を行った企業等に対し、奨励金を支給<br>・都内のカスタハラに関する実態調査を年に1回実施<br>・都におけるカスタハラの実態把握や施策の検証等を行う会議を開催1回 | ・ウェブサイトやポスター・リーフレットの活用、動画広告による情報発信等により、条例の理念の普及啓発等を実施<br>・カスタハラに関する問合せを一元的に受け付ける総合相談窓口を運営<br>・団体向けコンサール 30団体<br>・団体向けセミナー 4回程度<br>・団体向け奨励金 30団体<br>・より実践的なカスタハラ防止対策を行った企業等に対し、奨励金を支給<br>・都内のカスタハラに関する実態調査を年に1回実施<br>・都におけるカスタハラの実態把握や施策の検証等を行う会議を開催1回 | -                      | -                      | 産業労働局<br>に向上 |
| 405   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 2_セクシュアル・ハラスメント行為等の防止 | 公立学校におけるハラスメントの防止               | 公立学校の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修において、ハラスメント防止に関する研修を実施し、理解促進を図ります。                                          | ・都立学校校長研修 250名 年1回開催<br>・都立学校副校長研修 280名 年1回開催<br>・公立学校校長候補者研修 277名 年1回開催<br>・教育管理職候補者研修 490名 年1回開催<br>・主任教諭任用前研修 2,000名 年1回開催<br>・初任者等研修 1,100名（都立学校） 年1回開催<br>・中堅教諭等資質向上研修1及びⅡ 700名（都立学校） 年1回開催                                                      | 各種研修を継続実施（予定）                                                                                                                                                                                                                                         | 各種研修を継続実施（予定）                                                                                                                                                                                                                                         | -                      | -                      | 教育庁          |
| 406   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備      | 公共調達を通じた女性活躍の支援                 | 都が施工する主要な建設工事において、女性専用の水洗洋式トイレ更衣室の現場事務所への設置を義務化しています。                                                   | 現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置                                                                                                                                                                                                                                 | 現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置                                                                                                                                                                                                                                 | 現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置                                                                                                                                                                                                                                 | -                      | -                      | 財務局・各局       |
| 407   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備      | 認証保育所に対する税制支援                   | 認証保育所の設置を税制面から支援するため、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。                                                 | 減免制度により設置を後押し                                                                                                                                                                                                                                         | 減免制度により設置を後押し                                                                                                                                                                                                                                         | 減免制度により設置を後押し                                                                                                                                                                                                                                         | -                      | -                      | 主税局          |
| 408   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備      | 待機児童解消に向けた税制支援                  | 民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部にあって、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。     | 減免制度により整備促進を後押し                                                                                                                                                                                                                                       | -                                                                                                                                                                                                                                                     | -                                                                                                                                                                                                                                                     | -                      | -                      | 主税局          |
| 409   | ビジョン3 | 柱6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備      | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） | J・R・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行います。                                           | 補助制度を活用して整備促進                                                                                                                                                                                                                                         | 補助制度を活用して整備促進                                                                                                                                                                                                                                         | 補助制度を活用して整備促進                                                                                                                                                                                                                                         | -                      | -                      | 都市整備局        |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取次の柱             | 細項目              | 事業名                                           | 事業概要                                                                                                                                             | 2026年度計画                                                                                                                                                                                           | 2027年度計画                                                                                                                 | 2028年度計画                                                                                                                 | 対応する計画目標の数値目標・KPI① | 対応する計画目標の数値目標・KPI② | 所管    |
|-------|-------|------------------|------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|-------|
| 410   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）                 | J・R・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。                                                                                     | JR・私鉄駅のホームドア整備率を約6割に向上（2028年度）                                                                                                                                                                     | JR・私鉄駅のホームドア整備率を約6割に向上（2028年度）                                                                                           | JR・私鉄駅のホームドア整備率を約6割に向上（2028年度）                                                                                           | -                  | -                  | 都市整備局 |
| 411   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成事業）              | 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を促進します。                                           | 策定地域の拡大<br>40区市町村（2035年度）                                                                                                                                                                          | 策定地域の拡大<br>40区市町村（2035年度）                                                                                                | 策定地域の拡大<br>40区市町村（2035年度）                                                                                                | -                  | -                  | 都市整備局 |
| 412   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー等整備促進事業）                | 鉄道駅にて、バリアフリーイの整備や機能の分散配置等を支援し、車椅子利用者や幼児連れの方等の多様な利用者の利便性向上を図ります。                                                                                  | 補助制度を活用して整備促進                                                                                                                                                                                      | 補助制度を活用して整備促進                                                                                                            | 補助制度を活用して整備促進                                                                                                            | -                  | -                  | 都市整備局 |
| 413   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業                | ユニバーサルコミュニケーションを促進し、障害者や高齢者等誰もが使いやすい駅づくりの推進を図るため、鉄道駅に音声リアルタイムで文字化する機器等を導入する鉄道事業者に補助を行います。                                                        | 6鉄道事業者に、音声文字化透明ディスプレイなどユニバーサルコミュニケーション（UIC）機器の導入に対する補助を実施                                                                                                                                          | 6鉄道事業者に、音声文字化透明ディスプレイなどユニバーサルコミュニケーション（UIC）機器の導入に対する補助を実施                                                                | 6鉄道事業者に、音声文字化透明ディスプレイなどユニバーサルコミュニケーション（UIC）機器の導入に対する補助を実施                                                                | -                  | -                  | 都市整備局 |
| 414   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | ホームドア整備加速緊急対策整備事業                             | J・R・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、ホームドア等の整備に対して鉄道事業者へ直接補助を行います。                                                                                     | JR・私鉄駅のホームドア整備率を約6割に向上（2028年度）                                                                                                                                                                     | JR・私鉄駅のホームドア整備率を約6割に向上（2028年度）                                                                                           | JR・私鉄駅のホームドア整備率を約6割に向上（2028年度）                                                                                           | -                  | -                  | 都市整備局 |
| 415   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 福祉のまちづくりの普及・推進                                | 都民、事業者、区市町村及び都が、有機的な連携を図り、福祉のまちづくりを進めていくため、東京都福祉のまちづくり推進協議会や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。                                                    | ・福祉のまちづくり推進協議会委員の意見・要望を十分に聴取・反映・事業者団体等連絡協議会や区市町村連絡会議の開催                                                                                                                                            | ・福祉のまちづくり推進協議会委員の意見・要望を十分に聴取・反映・事業者団体等連絡協議会や区市町村連絡会議の開催                                                                  | ・福祉のまちづくり推進協議会委員の意見・要望を十分に聴取・反映・事業者団体等連絡協議会や区市町村連絡会議の開催                                                                  | -                  | -                  | 福祉局   |
| 416   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 情報バリアフリーの普及推進                                 | 車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報をオープンデータ化するるとともに、外出に必要な情報が集約されたところよりユニバーサルデザインナビにおいて情報を掲載し、毎年度更新します。                                                      | 情報バリアフリーを促進する区市町村への支援<br>・ユニバーサルデザイン情報を一元化したポータルサイトの運営<br>・車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報のオープンデータ化                                                                                                        | 情報バリアフリーを促進する区市町村への支援<br>・ユニバーサルデザイン情報を一元化したポータルサイトの運営<br>・車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報のオープンデータ化                              | 情報バリアフリーを促進する区市町村への支援<br>・ユニバーサルデザイン情報を一元化したポータルサイトの運営<br>・車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報のオープンデータ化                              | -                  | -                  | 福祉局   |
| 417   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 心のバリアフリーの理解促進                                 | ポスターコンクール、ホームページによる情報発信、従業員等の普及啓発などに取り組む企業等を登録するサポート企業連携事業等により、心のバリアフリーの社会的機運の醸成を図ります。                                                           | ・ホームページの運用等広報の展開<br>・心のバリアフリーの普及啓発に取り組む区市町村を支援<br>・小中学生を対象としたポスターコンクールの実施                                                                                                                          | ・ホームページの運用等広報の展開<br>・心のバリアフリーの普及啓発に取り組む区市町村を支援<br>・小中学生を対象としたポスターコンクールの実施                                                | ・ホームページの運用等広報の展開<br>・心のバリアフリーの普及啓発に取り組む区市町村を支援<br>・小中学生を対象としたポスターコンクールの実施                                                | -                  | -                  | 福祉局   |
| 418   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 子育て親子の外出環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）                   | 子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。                                                                | 赤ちゃん・ふらっとの設置を促進し、全区区市町村への設置を目指す。                                                                                                                                                                   | 赤ちゃん・ふらっとの設置を促進し、全区区市町村への設置を目指す。                                                                                         | 赤ちゃん・ふらっとの設置を促進し、全区区市町村への設置を目指す。                                                                                         | -                  | -                  | 福祉局   |
| 419   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 都道のバリアフリー化                                    | 高齢者や障害者を含めた誰もが安全で円滑に移動できる環境の確保を目的として、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用プロットの設置等、道路のバリアフリー化を推進します。                                                             | 「第2次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、駅や生活関連施設を結ぶ道路など、優先整備路線の整備を推進                                                                                                                                              | 「第2次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、駅や生活関連施設を結ぶ道路など、優先整備路線の整備を推進                                                                    | 「第2次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、駅や生活関連施設を結ぶ道路など、優先整備路線の整備を推進                                                                    | -                  | -                  | 建設局   |
| 420   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 公園のバリアフリー化                                    | 園路の段差解消等、高齢者、障害者、外国人を含むすべての人が使いやすい施設を整備を行うことで、都立公園のバリアフリー化を推進します。                                                                                | 誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、バリアフリー化や老朽化施設の改修を推進                                                                                                                                                  | 誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、バリアフリー化や老朽化施設の改修を推進                                                                        | 誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、バリアフリー化や老朽化施設の改修を推進                                                                        | -                  | -                  | 建設局   |
| 421   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | バリアフリールートの充実                                  | 整備に必要な空間の確保などの課題がある中、駅の間や周辺状況等を踏まえ、両端発等の機会も捉えながらバリアフリールートを充実します。                                                                                 | 令和9年度末までに5駅で新設エレベーターを供用開始。                                                                                                                                                                         | 令和9年度末までに5駅で新設エレベーターを供用開始。                                                                                               | 令和9年度末までに5駅で新設エレベーターを供用開始。                                                                                               | -                  | -                  | 交通局   |
| 422   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 人にやさしい地下鉄車両の導入                                | 三田線と大江戸線の車両更新に合わせ、各車両へのフリースペースの設置、低い手すりや手荷物の使用、液晶ビジョンによる多言語表示など、誰もが利用しやすい「人にやさしい車両」を導入します。                                                       | 令和9年度末までに大江戸線8編成の更新を完了。                                                                                                                                                                            | 令和9年度末までに大江戸線8編成の更新を完了。                                                                                                  | 令和9年度末までに大江戸線8編成の更新を完了。                                                                                                  | -                  | -                  | 交通局   |
| 423   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 地下鉄におけるトイレ改修                                  | 浅草線、三田線、新宿線の老朽化しているトイレについて、出入口の段差解消、ペビュア・ペビュシートへの増設、温水洗浄便座やバグダーコーナーの設置、抗菌材の使用などを実施。                                                              | 浅草線、三田線、新宿線の老朽化しているトイレについて、出入口の段差解消、ペビュア・ペビュシートへの増設、温水洗浄便座やバグダーコーナーの設置、抗菌材の使用などを実施。                                                                                                                | 浅草線、三田線、新宿線の老朽化しているトイレについて、出入口の段差解消、ペビュア・ペビュシートへの増設、温水洗浄便座やバグダーコーナーの設置、抗菌材の使用などを実施。                                      | 浅草線、三田線、新宿線の老朽化しているトイレについて、出入口の段差解消、ペビュア・ペビュシートへの増設、温水洗浄便座やバグダーコーナーの設置、抗菌材の使用などを実施。                                      | -                  | -                  | 交通局   |
| 424   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 子育て応援スペースの導入拡大                                | 小さな子供連れの方が安心してお出かけしやすい環境整備を進めるため、地下鉄車両の更新に合わせ、子育て応援スペースの導入車両を増加拡大します。                                                                            | 令和9年度末までに累計80編成で導入。                                                                                                                                                                                | 令和9年度末までに累計80編成で導入。                                                                                                      | 令和9年度末までに累計80編成で導入。                                                                                                      | -                  | -                  | 交通局   |
| 425   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 海上公園の整備                                       | トイレのバリアフリー化など、すべての利用者に配慮しながら海上公園の新たな開園に向けた整備及び既設公園の改修を行います。                                                                                      | 有明観海浜公園等、整備推進<br>974ha（累計）                                                                                                                                                                         | 有明観海浜公園等、整備推進<br>974ha（累計）                                                                                               | 有明観海浜公園等、整備推進<br>974ha（累計）                                                                                               | -                  | -                  | 港湾局   |
| 426   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 3_社会施設における設備等の整備 | 次世代タクシー導入促進事業                                 | 環境性能が高く車いすのまま乗降できる誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入に対する補助を行っています。                                                                                   | 継続実施                                                                                                                                                                                               | -                                                                                                                        | -                                                                                                                        | -                  | -                  | 環境局   |
| 427   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 女性防災人材の育成                                     | 女性視点で踏まえたセミナー等を実施し、地域や職場における防災活動の核となる女性防災人材を育成します。                                                                                               | ・防災の基本的知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」及びリーダー的人材を育成する「防災コーディネーター研修」の実施<br>・令和8年4月1日現在：14言語463人登録<br>・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図るため、研修を実施する。<br>・災害発生時、防災（語学）ボランティアと連携等々とマッチングする「東京都防災（語学）ボランティアシステム」を運用し、迅速な派遣体制を構築する。 | ・防災の基本的知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」及びリーダー的人材を育成する「防災コーディネーター研修」の実施<br>・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。<br>・災害発生時、防災（語学）ボランティアの迅速な派遣体制を構築する。 | ・防災の基本的知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」及びリーダー的人材を育成する「防災コーディネーター研修」の実施<br>・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。<br>・災害発生時、防災（語学）ボランティアの迅速な派遣体制を構築する。 | -                  | -                  | 総務局   |
| 428   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 防災（語学）ボランティア                                  | 災害時に言語力を活かして、被災外国人等を支援する「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、多言語による災害時の体制を整備します。                                                                             | 令和8年4月1日現在：14言語463人登録<br>・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図るため、研修を実施する。<br>・災害発生時、防災（語学）ボランティアと連携等々とマッチングする「東京都防災（語学）ボランティアシステム」を運用し、迅速な派遣体制を構築する。                                                             | ・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。<br>・災害発生時、防災（語学）ボランティアの迅速な派遣体制を構築する。                                                            | ・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。<br>・災害発生時、防災（語学）ボランティアの迅速な派遣体制を構築する。                                                            | -                  | -                  | 生活文化局 |
| 429   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化                         | 防災リーダーとして地域住民に対する防災防災意思の普及が期待される女性防災組織に対し、育成指導を推進し、地域全体の防災力向上を図ります。                                                                              | ・各組織が管轄の消防署ごとに訓練等を実施予定<br>・各組織の代表者2名程度に対し、年1回講演会を実施予定                                                                                                                                              | ・各組織が管轄の消防署ごとに訓練等を実施予定<br>・各組織の代表者2名程度に対し、年1回講演会を実施予定                                                                    | ・各組織が管轄の消防署ごとに訓練等を実施予定<br>・各組織の代表者2名程度に対し、年1回講演会を実施予定                                                                    | -                  | -                  | 東京消防庁 |
| 430   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 消防団活動継続のための環境整備（子育てがん検査及び乳がんX線検査の実施）          | 消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の在籍や定住との両立を図ります。<br>女性消防団員の福利厚生の充実のため、子育てがん検査及び乳がんX線検査を国のガイドラインに準じて実施する。            | 女性消防団員の活躍促進に向け、仕事や家庭の両立を支援する福利厚生制度の充実を図る                                                                                                                                                           | 女性消防団員の活躍促進に向け、仕事や家庭の両立を支援する福利厚生制度の充実を図る                                                                                 | 女性消防団員の活躍促進に向け、仕事や家庭の両立を支援する福利厚生制度の充実を図る                                                                                 | -                  | -                  | 東京消防庁 |
| 431   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 消防団活動継続のための環境整備（女性を対象とした消防団員募集リーフレット等による入団促進） | 消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の在籍や定住との両立を図ります。<br>女性を対象とした消防団員募集リーフレット等により入団促進を図ります。                              | 女性を対象とした消防団員募集リーフレットを制作、活用した入団促進の実施。                                                                                                                                                               | 女性を対象とした消防団員募集リーフレットを制作、活用した入団促進の実施。                                                                                     | 女性を対象とした消防団員募集リーフレットを制作、活用した入団促進の実施。                                                                                     | -                  | -                  | 東京消防庁 |
| 432   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 消防団活動継続のための環境整備（男女の統一性を図った夏服の整備）              | 消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の在籍や定住との両立を図ります。<br>男女の統一性を図った夏服を整備し、消防団員の安全性、機能性を高めることで女性団員を含めたすべての団員の活躍を推進していきます。 | 年度中に以下の被服を購入する。<br>長袖420着、ズボン420着、ネクタイ420本、半袖420着、帽子420着                                                                                                                                           | 計画的に夏服を整備していく。                                                                                                           | 計画的に夏服を整備していく。                                                                                                           | -                  | -                  | 東京消防庁 |
| 433   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 消防団活動継続のための環境整備（女性消防団員研修の実施）                  | 女性消防団員研修を継続して実施することで、活動能力等の向上を図る。                                                                                                                | 女性消防団員を対象とした研修を年1回実施                                                                                                                                                                               | 女性消防団員を対象とした研修を年1回実施                                                                                                     | 女性消防団員を対象とした研修を年1回実施                                                                                                     | -                  | -                  | 東京消防庁 |
| 434   | ビジョン3 | 住6_安心して暮らせる環境づくり | 4_女性防災人材の育成      | 消防団活動継続のための環境整備（東京消防団eラーニングシステムの活用）           | 消防団員に対し個人のパソコンやスマートフォン等から、いつでもどこからでもアクセスし学習可能な東京消防団eラーニングシステムの活用を促進する。                                                                           | 東京消防団eラーニングシステムの継続運用。今年は新規コンテンツを1つ作成する。                                                                                                                                                            | 東京消防団eラーニングシステムの継続運用予定。新規コンテンツを1つ作成予定。                                                                                   | 東京消防団eラーニングシステムの継続運用予定。新規コンテンツを1つ作成予定。                                                                                   | -                  | -                  | 東京消防庁 |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱             | 細項目                      | 事業名                        | 事業概要                                                                                                         | 2026年度計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2027年度計画                                                             | 2028年度計画                                                             | 対応する計画掲載の数値目標・KPI① | 対応する計画掲載の数値目標・KPI②                         | 所管    |
|-------|-------|------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|-------|
| 435   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 都における普及啓発の実施               | 都の広報紙やテレビラジオ番組、ホームページやSNS等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。                                  | 都の広報媒体等を活用した普及啓発                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 都の広報媒体等を活用した普及啓発                                                     | 都の広報媒体等を活用した普及啓発                                                     | -                  | -                                          | 政策企画局 |
| 436   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 都における普及啓発の実施(デートDVカードの配布等) | パンフレットや啓発カード等を活用し、様々な機会で広く啓発することにより、配偶者等暴力の防止を推進します。                                                         | 「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」の配布<br>・デートDVカード等の配布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」の配布<br>・デートDVカード等の配布                         | 「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」の配布<br>・デートDVカード等の配布                         | 「デートDV」という言葉の認知度   | 配偶者や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関があることを知っている方の割合 | 生活文化局 |
| 437   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 医療機関における適切な対応の推進           | 「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の改定や周知を通じて、医療機関におけるさらなる適切な対応を推進します。                                                | 「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の改定と職務関係者研修等での周知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 職務関係者研修等での「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の周知                              | 職務関係者研修等での「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の周知                              | 「デートDV」という言葉の認知度   | 配偶者や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関があることを知っている方の割合 | 生活文化局 |
| 438   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 配偶者暴力防止講演会                 | 配偶者暴力の実態を正しく知ることと早期に被害に気づき支援につなげるとともに、暴力を許さない地域社会づくりを目指した講演会を実施します。                                          | 講演会の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 講演会の実施                                                               | 講演会の実施                                                               | 「デートDV」という言葉の認知度   | 配偶者や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関があることを知っている方の割合 | 生活文化局 |
| 439   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | パープルライトアップ                 | 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、都府県施設等を紫色にライトアップし、配偶者等からの暴力や性犯罪等を根絶するという意思と、被害者に寄り添うメッセージを発信します。               | ・都庁本庁舎等の都府県施設のパープルライトアップ<br>・国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた広報展開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ・都庁本庁舎等の都府県施設のパープルライトアップ<br>・国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた広報展開             | ・都庁本庁舎等の都府県施設のパープルライトアップ<br>・国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた広報展開             | 「デートDV」という言葉の認知度   | 配偶者や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関があることを知っている方の割合 | 生活文化局 |
| 440   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 保健所や保健センターにおける適切な支援        | 子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じて、配偶者暴力の早期発見と適切な対応につなげます。                                                      | 相談者の状況に応じて対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 相談者の状況に応じて対応                                                         | 相談者の状況に応じて対応                                                         | -                  | -                                          | 保健医療局 |
| 441   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 医療保険に関する適切な情報提供（医療機関）      | 各都立病院において、配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療等で対応可能なことを周知するなど、適切に対応します。                                       | 各都立病院の患者・地域サポートセンター等を中心に適切に対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 各都立病院の患者・地域サポートセンター等を中心に適切に対応                                        | 各都立病院の患者・地域サポートセンター等を中心に適切に対応                                        | -                  | -                                          | 保健医療局 |
| 442   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 学校における性教育の実施               | 学校における性教育は、人格の完成を目指す人間教育の一環であり、子供たちが性に関する正しい知識を身に付けることができるよう、産婦人科医を招へいた授業を実施します。                             | 公立中学校43校を指定し、生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、専門家を招へいた授業を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 公立中学校43校を指定し、生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、専門家を招へいた授業を実施します。 | 公立中学校43校を指定し、生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、専門家を招へいた授業を実施します。 | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 443   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 学校における人権教育の実施              | 学校が、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。        | 人権教育研究協議会における講義、学校訪問における指導・助言、人権教育プログラムへの関連資料の掲載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 人権教育研究協議会における講義、学校訪問における指導・助言、人権教育プログラムへの関連資料の掲載                     | 人権教育研究協議会における講義、学校訪問における指導・助言、人権教育プログラムへの関連資料の掲載                     | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 444   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 人権教育研究協議会の実施               | 職責に応じた人権教育研究協議会を実施します。                                                                                       | 園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象4回等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象4回等                        | 園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象4回等                        | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 445   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 人権教育指導推進委員会の実施             | 区市町村教育委員会等との連携を通じ、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。                                                                | 区市町村教育委員会指導主事等対象4回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 区市町村教育委員会指導主事等対象4回                                                   | 区市町村教育委員会指導主事等対象4回                                                   | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 446   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 人権教育に関する指導資料の作成            | 各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引である「人権教育プログラム」に適正な指導資料を掲載します。                                                     | 75,200部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 75,200部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布                                        | 75,200部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布                                        | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 447   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 人権教育に関する指導・助言              | 各学校で、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発等を行うよう校内研修を支援します。       | 指導訪問で校内研修等における指導・助言                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 指導訪問で校内研修等における指導・助言                                                  | 指導訪問で校内研修等における指導・助言                                                  | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 448   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 人権尊重教育推進校の設置               | 全国の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を都内に普及します。                                                                | 人権尊重教育推進校50校程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 人権尊重教育推進校50校程度                                                       | 人権尊重教育推進校50校程度                                                       | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 449   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 人権教育研究協議会の実施               | 人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行われることが児童・生徒への虐待につながるなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応等について、園長・校長をはじめ教諭等に周知し、学校全体の取組につなげます。 | 園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象4回等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象4回等                        | 園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象4回等                        | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 450   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 1_暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 人権教育に関する指導資料の作成            | 人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。                                                                               | 75,200部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 75,200部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布                                        | 75,200部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布                                        | -                  | -                                          | 教育庁   |
| 451   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 2_多様な相談体制の整備             | 人権問題に関する相談                 | 東京都人権プラザにおいて、人権相談を実施します。                                                                                     | 東京都人権プラザ<br>○一般相談（無料）<br>・面談・オンライン（要予約）により相談員が対応<br>・予約受付日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>9:30～17:30<br>・相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>9:30～17:30（火曜日・水曜日は午前のみ、1件当たり40分以内）<br>・電話（予約不要）、メール、手紙により相談員が対応<br>・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>9:30～17:30<br>○法律相談（無料）<br>・面談・オンライン（要予約）により弁護士が対応<br>・予約受付日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>9:30～17:30<br>・相談日：火曜日（毎月第4火曜日、祝日・年末年始を除く）<br>13:00～16:00（1件当たり40分以内）<br>・毎月第4火曜日（祝日・年末年始を除く）<br>13:00～16:00（1件当たり15分以内）<br>○インターネットにおける人権侵害に関する法律相談（無料）<br>・面談・オンライン（要予約）により弁護士が対応<br>・予約受付日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>9:30～17:30<br>・相談日：木曜日（毎月第4木曜日、祝日・年末年始を除く）<br>13:00～16:00（1件当たり40分以内）<br>・電話（予約不要）により弁護士が対応<br>・毎月第4木曜日（祝日・年末年始を除く）<br>13:00～16:00（1件当たり15分以内）<br>○インターネットにおける人権侵害に関するSNS（LINE）相談（無料）<br>・SNS（LINE）によるチャット（通話は行いません）により相談員が対応<br>・相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>16:00～22:00（1日1回程度、1件当たり60分以内） | 継続実施予定                                                               | -                                                                    | -                  | 総務局                                        |       |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱             | 細項目                     | 事業名                          | 事業概要                                                                                                       | 2026年度計画                                                                                                      | 2027年度計画                                                                        | 2028年度計画                                                                        | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI① | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管     |
|-------|-------|------------------|-------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|--------|
| 452   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 区市町村女性センター等相談員スーパーバイズ        | 区市町村の相談員が解決に苦慮する事例について、外部の専門家を招いて指導・助言を受けています。これによりケースの円滑な解決を図るとともに、相談員の対応能力向上を図ります。                       | 外部の専門家によるスーパーバイズを実施                                                                                           | 外部の専門家によるスーパーバイズを実施                                                             | 外部の専門家によるスーパーバイズを実施                                                             | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 453   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 東京ウィメンズプラザ 特別相談（法律相談・精神科医相談） | ・離婚等の法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士による面談相談を実施します。<br>・配偶者等からの暴力被害などで精神的に不安を抱えている方からの相談について、精神科医師による面談相談を実施します。   | ・女性弁護士による法律相談の実施<br>・精神科医師による面談相談の実施                                                                          | ・女性弁護士による法律相談の実施<br>・精神科医師による面談相談の実施                                            | ・女性弁護士による法律相談の実施<br>・精神科医師による面談相談の実施                                            | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 454   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 東京ウィメンズプラザ 男性相談              | 男性が抱える悩みに対する電話相談等を実施し、問題解決や適切な支援につなげます。                                                                    | 男性相談専門の相談員による相談対応を実施                                                                                          | 男性相談専門の相談員による相談対応を実施                                                            | 男性相談専門の相談員による相談対応を実施                                                            | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 455   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | A1テキストマイニングツールの導入            | 相談情報等をAIを活用してより詳細に多角的な分析を行い、都民である相談者のニーズや相談業務に対する課題等を考察し、施策立案につなげます。                                       | A1テキストマイニングツールを活用した相談内容の情報分析等を実施                                                                              | A1テキストマイニングツールを活用した相談内容の情報分析等を実施                                                | A1テキストマイニングツールを活用した相談内容の情報分析等を実施                                                | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 456   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 東京ウィメンズプラザ DV相談              | 配偶者等暴力やデートDV等に関する相談を電話・LINE等で受け付け、相談者の状況に応じた支援につなげます。                                                      | 専門の相談員による相談対応を実施                                                                                              | 専門の相談員による相談対応を実施                                                                | 専門の相談員による相談対応を実施                                                                | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 457   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実        | 東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話やLINE、面接によって相談に応じるほか、女性相談支援センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。                             | 女性相談支援センター（多摩支所を含む）の運営                                                                                        | 女性相談支援センター（多摩支所を含む）の運営                                                          | 女性相談支援センター（多摩支所を含む）の運営                                                          | -                      | -                      | 福祉局    |
| 458   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 外国人被害者への対応                   | 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて通訳による通訳での対応を行います。                                                               | 女性相談支援センターにおける一時保護、来所者への通訳の実施                                                                                 | 女性相談支援センターにおける一時保護、来所者への通訳の実施                                                   | 女性相談支援センターにおける一時保護、来所者への通訳の実施                                                   | -                      | -                      | 福祉局    |
| 459   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 子供のケア体制の徹底                   | 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を充実させていきます。                                                | 一時保護中の同伴児童のケア体制充実、虐待防止等関係機関と連携を強化                                                                             | 一時保護中の同伴児童のケア体制充実、虐待防止等関係機関と連携を強化                                               | 一時保護中の同伴児童のケア体制充実、虐待防止等関係機関と連携を強化                                               | -                      | -                      | 福祉局    |
| 460   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 子供の心のケアの充実                   | 児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアを行います。                                                           | 子供の心のケアを実施                                                                                                    | 子供の心のケアを実施                                                                      | 子供の心のケアを実施                                                                      | -                      | -                      | 福祉局    |
| 461   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 都・区市町村の役割分担に基づく連携の促進         | 広域市庁舎として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。                                    | 専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を実施                                                                       | 専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を実施                                         | 専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を実施                                         | -                      | -                      | 福祉局    |
| 462   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 医療機関における適切な対応                | 各都立病院において、児童・高齢者虐待、配偶者等暴力の内容の盛り込んだ虐待等対策検討に関する要綱及び手順書を活用し、個別の状況に応じて適切に対応していきます。                             | 各都立病院の患者・地域サポートセンター等を中心に適切に対応                                                                                 | 各都立病院の患者・地域サポートセンター等を中心に適切に対応                                                   | 各都立病院の患者・地域サポートセンター等を中心に適切に対応                                                   | -                      | -                      | 保健医療局  |
| 463   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 子供の心のケアの充実                   | 児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアを行います。                                                           | 〇スクールカウンセラー配置校での対応<br>・全公立小・中・高等学校及び都立特別支援学校に配置<br>令和8年度配置校 小学校1,264校、中学校636校、高等学校242課程、都立特別支援学校58校、中等教育学校 6校 | 〇スクールカウンセラー配置校での対応<br>・全公立小・中・高等学校及び都立特別支援学校に配置を継続                              | 〇スクールカウンセラー配置校での対応<br>・全公立小・中・高等学校及び都立特別支援学校に配置を継続                              | -                      | -                      | 教育庁    |
| 464   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 2.多様な相談体制の整備            | 関係機関との連携体制の充実・強化             | 配偶者暴力や児童虐待に係る関係機関と緊密な連携を図るとともに、被害者等の安全確保を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を図ります。                                           | ・児童相談所へのオンライン通告の拡充<br>・安全確保のための施策の推進<br>・一時避難先の確保・転居支援                                                        | ・児童相談所へのオンライン通告の拡充<br>・安全確保のための施策の推進<br>・一時避難先の確保・転居支援                          | ・児童相談所へのオンライン通告の拡充<br>・安全確保のための施策の推進<br>・一時避難先の確保・転居支援                          | -                      | -                      | 警視庁    |
| 465   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 住民票の取扱い等適切な運用                | 住基法等に基づき、DV等の被害者を区市町村に申し出たものうち、区市町村が支援の必要性を確認した方については、相手方からの住民票の交付拒否を拒否する等、交付制限等の適切に運用されるよう助言を行います。        | 区市町村の住民基本台帳事務主管課に対し、住民票の取扱い等に関して適切な運用を図ること及び区市町村内関係部局との連携に努めることについて、随時、指導・助言を行う                               | 区市町村の住民基本台帳事務主管課に対し、住民票の取扱い等に関して適切な運用を図ること及び区市町村内関係部局との連携に努めることについて、随時、指導・助言を行う | 区市町村の住民基本台帳事務主管課に対し、住民票の取扱い等に関して適切な運用を図ること及び区市町村内関係部局との連携に努めることについて、随時、指導・助言を行う | -                      | -                      | 総務局    |
| 466   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 女性相談支援センターの運営                | 困難な問題を抱える女性および同伴する児童等に対する相談や一時保護を実施する。また、悪質ホストクラブ対策等のため、相談体制を確保します。                                        | 困難な問題を抱える女性および同伴する児童等に対する相談や一時保護を実施する。また、悪質ホストクラブ対策等のため電話やLINEによる相談を実施する。                                     | 困難な問題を抱える女性および同伴する児童等に対する相談や一時保護を実施する。また、悪質ホストクラブ対策等のため電話やLINEによる相談を実施する。       | 困難な問題を抱える女性および同伴する児童等に対する相談や一時保護を実施する。また、悪質ホストクラブ対策等のため電話やLINEによる相談を実施する。       | -                      | -                      | 福祉局    |
| 467   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 配偶者暴力相談支援センターの専門的な相談機能の充実    | 一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。                                             | 相談業務のなかで実施                                                                                                    | 相談業務のなかで実施                                                                      | 相談業務のなかで実施                                                                      | -                      | -                      | 福祉局    |
| 468   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 一時保護体制の拡充                    | 被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できよう、委託施設と連携し、一時保護を実施します。                                                              | ・母子ケースの同伴児童対応強化<br>・ケース内容に対応した委託施設での保護                                                                        | ・母子ケースの同伴児童対応強化<br>・ケース内容に対応した委託施設での保護                                          | ・母子ケースの同伴児童対応強化<br>・ケース内容に対応した委託施設での保護                                          | -                      | -                      | 福祉局    |
| 469   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 外国人被害者の一時保護に対する支援            | 緊急に保護を必要とする外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。                                 | 民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施                                                                            | 民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施                                              | 民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施                                              | -                      | -                      | 福祉局    |
| 470   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 外国人被害者への支援                   | 外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。                                                                      | 食事等生活習慣に配慮し安全安心の場を提供                                                                                          | 食事等生活習慣に配慮し安全安心の場を提供                                                            | 食事等生活習慣に配慮し安全安心の場を提供                                                            | -                      | -                      | 福祉局    |
| 471   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 一時保護体制の整備                    | 男性被害者の一時保護について、都の男性相談の状況を踏まえた上で、適切な対応がとれる体制整備をすすめます。                                                       | 一時保護体制の整備                                                                                                     | 一時保護体制の整備                                                                       | 一時保護体制の整備                                                                       | -                      | -                      | 福祉局    |
| 472   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 同伴児童の保育体制の充実                 | 保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を図ります。                                                                        | 一時保護所内に保育室を設置し、保育士を2名配置して、適切な保育を実施                                                                            | 一時保護所内に保育室を設置し、保育士を2名配置して、適切な保育を実施                                              | 一時保護所内に保育室を設置し、保育士を2名配置して、適切な保育を実施                                              | -                      | -                      | 福祉局    |
| 473   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 同伴児童の学習支援の充実                 | 一時保護において、就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。                                                       | 就学児童に対して学習指導員等による学習支援を実施                                                                                      | 就学児童に対して学習指導員等による学習支援を実施                                                        | 就学児童に対して学習指導員等による学習支援を実施                                                        | -                      | -                      | 福祉局    |
| 474   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 同伴児童への対応の充実                  | 一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。                                            | 児童に対して必要に応じて心理面接等を実施                                                                                          | 児童に対して必要に応じて心理面接等を実施                                                            | 児童に対して必要に応じて心理面接等を実施                                                            | -                      | -                      | 福祉局    |
| 475   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 就学の支援                        | 都立高等学校の転学については、柔軟に対応していきます。                                                                                | 継続実施                                                                                                          | 継続実施                                                                            | 継続実施                                                                            | -                      | -                      | 教育庁    |
| 476   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 警察への通報への対応                   | 警察への通報等により、配偶者暴力等が認められるときは、あらゆる法令を適用した検挙等厳正に対処するとともに、要する加害行為の防止に必要な情報提供や助言等を実施し、被害者等の安全を確保します。             | ・安全確保のための施策の推進<br>・一時避難先の確保・転居支援                                                                              | ・安全確保のための施策の推進<br>・一時避難先の確保・転居支援                                                | ・安全確保のための施策の推進<br>・一時避難先の確保・転居支援                                                | -                      | -                      | 警視庁    |
| 477   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 3.安全な保護のための体制整備         | 相談支援対応能力の向上                  | 相談等の受理に当たり、迅速かつ的確に対応するため、警察職員への研修等の充実・強化を図ります。                                                             | 人身安全対策専科教養の実施                                                                                                 | 人身安全対策専科教養の実施                                                                   | 人身安全対策専科教養の実施                                                                   | -                      | -                      | 警視庁    |
| 478   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 4.自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | 被害者自立支援講座                    | 配偶者等暴力の被害体験のある女性に対して、その影響から回復し「自分らしさ」を取り戻すことができるように、様々な知識や情報を伝える講座を実施します。                                  | 被害者自立支援講座の実施                                                                                                  | 被害者自立支援講座の実施                                                                    | 被害者自立支援講座の実施                                                                    | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 479   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 4.自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | 被害者を克服し、安心できる母子関係を育むための子供広場  | 親の暴力により大きな影響を受けた子供たちに、遊びを通じてプログラムを実施し、心に受けたダメージの早期回復を図り、安心できる母子関係を育めるようにします。子供への影響の予防を目的とした遊びのプログラムを実施します。 | 子供広場の実施                                                                                                       | 子供広場の実施                                                                         | 子供広場の実施                                                                         | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 480   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 4.自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | 自助グループ活動支援                   | DV被害女性がトラウマなどによる精神的な不安から立ち直り、安心して安定した生活を継続していくことを目的とする自助グループ活動を支援します。                                      | 活動支援の実施                                                                                                       | 活動支援の実施                                                                         | 活動支援の実施                                                                         | -                      | -                      | 生活文化局  |
| 481   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 4.自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | 配偶者暴力被害者等に対する住宅セーフティネットの充実   | 被害者の居住の安定を確保するため、都営住宅や民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネット機能の強化に取り組めます。                                               | 都営住宅の供給に加え、東京さきユール住宅の供給促進など、民間賃貸住宅を積極的に活用                                                                     | 引き続き実施予定                                                                        | 引き続き実施予定                                                                        | -                      | -                      | 住宅政策本部 |
| 482   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 4.自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | 都営住宅を活用した単身の被害者への支援          | 単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施します。                                                                            | 引き続き実施予定                                                                                                      | 引き続き実施予定                                                                        | 引き続き実施予定                                                                        | -                      | -                      | 住宅政策本部 |
| 483   | ビジョン4 | 柱7.切れ目のない支援体制の整備 | 4.自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | 都営住宅を活用した単身の被害者への支援          | 20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当せん倍率の優遇及びポイント方式による募集を行います。                                                      | 引き続き実施予定                                                                                                      | 引き続き実施予定                                                                        | 引き続き実施予定                                                                        | -                      | -                      | 住宅政策本部 |



# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 取組の注             | 細目                        | 事業名                                | 事業概要                                                                                                                              | 2026年度計画                                                               | 2027年度計画                                                        | 2028年度計画                                                        | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI①                                  | 対応する計画掲載の<br>数値目標・KPI② | 所管     |
|-------|-------|------------------|---------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------|--------|
| 484   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 都営住宅を活用した被害者世帯への支援                 | ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当せん倍率の優遇を行います。                                                                                              | ひとり親世帯に該当しない被害者世帯が優遇対象となる世帯向け募集を年2回実施                                  | 引き続き実施予定                                                        | 引き続き実施予定                                                        | -                                                       | -                      | 住宅政策本部 |
| 485   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 支援施設の退所者に対する支援                     | ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行います。                                                                                                |                                                                        | 引き続き実施予定                                                        | 引き続き実施予定                                                        | -                                                       | -                      | 住宅政策本部 |
| 486   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保（住宅セーフティネット制度） | 住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。<br>①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度<br>②改修や入居への経済的支援<br>③住宅確保要配慮者の居住支援 | ・貸主への直接補助<br>・居住支援法人への直接補助<br>・不動産業団体等と連携した制度の周知<br>・要配慮者向けアクトリーゼ型情報発信 | 引き続き実施予定                                                        | 引き続き実施予定                                                        | 東京ききょうル住宅の専用住宅の供給<br>2030年度：3,500戸<br>2035年度：適切な供給戸数を確保 | -                      | 住宅政策本部 |
| 487   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保（居住支援協議会）      | 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。                                                                               | 区市町村への支援を実施                                                            | 引き続き実施予定                                                        | 引き続き実施予定                                                        | -                                                       | -                      | 住宅政策本部 |
| 488   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 福祉事務所等との連携強化                       | 被害者からの生活保護の相談対応や申請時の調査等において、安全確保に配慮するとともに、適切に保護を実施するよう福祉事務所に働きかけます。                                                               | ○保護の実施機関に対する情報提供の徹底<br>○保護の実施機関における日常業務での対応                            | ○保護の実施機関に対する情報提供の徹底<br>○保護の実施機関における日常業務での対応                     | ○保護の実施機関に対する情報提供の徹底<br>○保護の実施機関における日常業務での対応                     | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 489   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 東京都女性自立支援施設通所型支援モデル事業              | 女性自立支援施設への入所による支援が望ましいが入所に難しかったケース等について、女性自立支援施設における通所型による支援等を実施することにより、女性の自立支援を図ります。                                             | 実施規模：4施設                                                               | 実施規模：4施設                                                        | 実施規模：4施設                                                        | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 490   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充            | 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。                                                          | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                     | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                              | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                              | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 491   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充（一時保護）      | 被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座等を充実させます。                                                                                   | 一時保護中の講座等の実施                                                           | 一時保護中の講座等の実施                                                    | 一時保護中の講座等の実施                                                    | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 492   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 住民票の取扱い等適切な運用                      | 配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。                                             | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、閲覧制限等に必要な証明書を発行                                     | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、閲覧制限等に必要な証明書を発行                              | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、閲覧制限等に必要な証明書を発行                              | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 493   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 医療保険に関する適切な情報提供                    | 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、医療保険に関する適切な情報提供を行います。                                                                             | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置や各種加入手続き等に必要な証明書を発行                             | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置や各種加入手続き等に必要な証明書を発行                      | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置や各種加入手続き等に必要な証明書を発行                      | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 494   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 医療保険に関する適切な対応                      | 被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続きについて適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。                                                           | 相談業務の中で対応                                                              | 相談業務の中で対応                                                       | 相談業務の中で対応                                                       | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 495   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供           | 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な支援や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。                                             | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、住所等の秘密保持の配慮等に必要な証明書を発行                              | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、住所等の秘密保持の配慮等に必要な証明書を発行                       | 相談業務の中で情報提供を行うとともに、住所等の秘密保持の配慮等に必要な証明書を発行                       | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 496   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供              | 配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。                  | 相談業務の中で対応                                                              | 相談業務の中で対応                                                       | 相談業務の中で対応                                                       | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 497   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援              | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離別調停などの法的手段に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。                                                              | 家庭裁判所の調査官経験等を相談員とし、法的対応等の個別相談を実施                                       | 家庭裁判所の調査官経験等を相談員とし、法的対応等の個別相談を実施                                | 家庭裁判所の調査官経験等を相談員とし、法的対応等の個別相談を実施                                | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 498   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 配偶者暴力相談支援センターにおける法的対応の連携           | 法的手段に関する更なる支援を希望する被害者に対して、テララス（日本司法支援センター）等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。                                                       | 相談業務の中で必要に応じてテララスの紹介を実施                                                | 相談業務の中で必要に応じてテララスの紹介を実施                                         | 相談業務の中で必要に応じてテララスの紹介を実施                                         | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 499   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 東京しごとセンター等における就労支援                 | 配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供いたします。                                                  | 相談業務の中で必要に応じてテララスの紹介を実施                                                | 相談業務の中で必要に応じてテララスの紹介を実施                                         | 相談業務の中で必要に応じてテララスの紹介を実施                                         | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 500   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 一時保護施設等退所後の生活支援                    | 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。                                                                                     | 相談業務の中で実施                                                              | 相談業務の中で実施                                                       | 相談業務の中で実施                                                       | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 501   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 一時保護施設等退所後の生活支援                    | 被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。                                                                        | 区市・都の女性相談支援員等と連携を図り利用できる資源を活用                                          | 区市・都の女性相談支援員等と連携を図り利用できる資源を活用                                   | 区市・都の女性相談支援員等と連携を図り利用できる資源を活用                                   | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 502   | ビジョン4 | 柱7_切れ目のない支援体制の整備 | 「4_自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」 | 一時保護施設等退所後の支援制度に関する情報提供            | 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。                                                              | 情報提供を相談業務の中で実施                                                         | 情報提供を相談業務の中で実施                                                  | 情報提供を相談業務の中で実施                                                  | -                                                       | -                      | 福祉局    |
| 503   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 人材連携機関と関係機関の連携強化                   | 法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携の強化を図ります。                                                             | 継続実施予定                                                                 | 継続実施予定                                                          | 継続実施予定                                                          | -                                                       | -                      | 総務局    |
| 504   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 医療機関における連携強化                       | 医療機関、医師会等の協力のもとに、被害者優先支援のための関係機関間の周知徹底を図ります。                                                                                      | 配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した関係機関への周知                                          | 配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した関係機関への周知                                   | 配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した関係機関への周知                                   | -                                                       | -                      | 生活文化局  |
| 505   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 区市町村児童主事部等との連携強化                   | 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化。                                                       | 「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいますか」を活用した連携体制の強化                                    | 「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいますか」を活用した連携体制の強化                             | 「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいますか」を活用した連携体制の強化                             | -                                                       | -                      | 生活文化局  |
| 506   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進               | 都・区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化します。                                                                      | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催<br>・配偶者暴力対策連携部会の開催<br>・配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催        | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催<br>・配偶者暴力対策連携部会の開催<br>・配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催<br>・配偶者暴力対策連携部会の開催<br>・配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 | 配偶者暴力相談支援センター機能整備を実施する区市町村数                             | -                      | 生活文化局  |
| 507   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援        | 区市町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を実施します。                                                                          | 配偶者暴力対策基本計画未策定の区市町村に対し、事前の意見交換や助言等を実施。                                 | 配偶者暴力対策基本計画未策定の区市町村に対し、事前の意見交換や助言等を実施。                          | 配偶者暴力対策基本計画未策定の区市町村に対し、事前の意見交換や助言等を実施。                          | -                                                       | -                      | 生活文化局  |
| 508   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実             | 都・区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な支援や地域によって差が生じない支援のための体制強化を図ります。                                                      | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催<br>・配偶者暴力対策連携部会の開催<br>・配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催        | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催<br>・配偶者暴力対策連携部会の開催<br>・配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催<br>・配偶者暴力対策連携部会の開催<br>・配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 | 配偶者暴力被害者支援センター機能整備を実施する区市町村数                            | -                      | 生活文化局  |
| 509   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 配偶者暴力被害者支援基本プログラムの活用               | 配偶者等暴力被害者の相談から自立までの段階に応じた支援の指針となるセーフティネットについて、寄附の活用や改正等を踏まえて改定し、都内各支援機関へ周知します。                                                    | 都内各支援機関へ「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を周知し、活用を促進                                  | 都内各支援機関へ「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を周知し、活用を促進                           | 都内各支援機関へ「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を周知し、活用を促進                           | -                                                       | -                      | 生活文化局  |
| 510   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 民間シェルター等被害者支援団体への支援                | 民間シェルター等の先進的取組のための経費や区市町村が民間シェルター等と連携し行う先進的取組に要した経費を助成し、活動を支援します。                                                                 | 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施                                             | 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施                                      | 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施                                      | -                                                       | -                      | 生活文化局  |
| 511   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成  | 「1_関係機関・団体の連携推進」          | 加害者プログラム実施団体等への支援                  | 加害者プログラム実施団体の先進的取組に要した経費や、区市町村が加害者プログラム実施団体等と連携し行う先進的取組に要した経費を助成し、活動を支援します。                                                       | 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施                                             | 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施                                      | 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施                                      | -                                                       | -                      | 生活文化局  |

# 東京都男女平等参画推進総合計画 事業一覧（アクションプラン）

令和8年（2026年）7月公表

| 事業No. | ビジョン  | 政策の柱            | 細目             | 事業名                             | 事業概要                                                                                                           | 2026年度計画                                                                                             | 2027年度計画                                                                                             | 2028年度計画                                                                                             | 対応する計画目標の<br>数値目標・KP1①         | 対応する計画目標の<br>数値目標・KP1② | 所管    |
|-------|-------|-----------------|----------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------|-------|
| 512   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 区市町村が実施する配偶者暴力対策の取組状況調査の実施と活用   | 区市町村が実施する配偶者暴力対策の取組状況を調査し、その結果を統計、分析、区市町村等へ共有することで、都内における配偶者暴力対策を一層推進します。                                      | ・区市町村が実施する配偶者暴力対策の取組状況を調査<br>・配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供の実施                                           | ・区市町村が実施する配偶者暴力対策の取組状況を調査<br>・配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供の実施                                           | ・区市町村が実施する配偶者暴力対策の取組状況を調査<br>・配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供の実施                                           | -                              | -                      | 生活文化局 |
| 513   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 配偶者暴力被害者支援ハンドブックの活用             | 被害者と接する機会のある関係者が、被害者の早期発見や適切な情報提供・助言を行うことができるよう作成し、関係機関等に通知します。                                                | 配偶者暴力被害者支援ハンドブックの通知                                                                                  | 配偶者暴力被害者支援ハンドブックの通知                                                                                  | 配偶者暴力被害者支援ハンドブックの通知                                                                                  | -                              | -                      | 生活文化局 |
| 514   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 配偶者暴力防止等民間活動支援事業                | 民間団体が行う配偶者暴力被害者支援等に係る活動に対して助成します。また、専門的な知識や経験を持つアドバイザーを派遣し、活動を支援します。                                           | 民間活動助成及びアドバイザー派遣の実施                                                                                  | 民間活動助成及びアドバイザー派遣の実施、民間団体人材育成研修の実施                                                                    | 民間活動助成及びアドバイザー派遣の実施、民間団体人材育成研修の実施                                                                    | -                              | -                      | 生活文化局 |
| 515   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 配偶者暴力相談支援センターの関係機関連携の充実         | 被害者への切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。                                                                             | ・区市・都の女性相談支援員等関係者との連携強化<br>・関係者会議、意見交換会の実施                                                           | ・区市・都の女性相談支援員等関係者との連携強化<br>・関係者会議、意見交換会の実施                                                           | ・区市・都の女性相談支援員等関係者との連携強化<br>・関係者会議、意見交換会の実施                                                           | -                              | -                      | 福祉局   |
| 516   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 障害のある被害者への対応                    | 被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。                                               | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | -                              | -                      | 福祉局   |
| 517   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 高齢の被害者等への対応                     | 被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。                                                                     | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | -                              | -                      | 福祉局   |
| 518   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 民間団体と連携した外国人被害者への支援             | 民間団体と連携し、外国人被害者に対して引き続き適切な対応ができるようにします。                                                                        | 民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施                                                                   | 民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施                                                                   | 民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施                                                                   | -                              | -                      | 福祉局   |
| 519   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 障害のある被害者への支援                    | 障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討します。                                               | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | 区市・都の女性相談支援員と連携し実施                                                                                   | -                              | -                      | 福祉局   |
| 520   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 福祉事務所等との連携強化                    | 地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関間での協力体制づくりを進めていきます。                        | 〇女性相談支援員に対する研修等を通じた連携、通常の業務の中での協力体制強化<br>・女性相談支援業務研修<br>・女性相談支援員等業務連絡会（支援調整会議）<br>・その他連携会議の参加        | 〇女性相談支援員に対する研修等を通じた連携、通常の業務の中での協力体制強化<br>・女性相談支援業務研修<br>・女性相談支援員等業務連絡会（支援調整会議）<br>・その他連携会議の参加        | 〇女性相談支援員に対する研修等を通じた連携、通常の業務の中での協力体制強化<br>・女性相談支援業務研修<br>・女性相談支援員等業務連絡会（支援調整会議）<br>・その他連携会議の参加        | -                              | -                      | 福祉局   |
| 521   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | ひとり親家庭施策との連携                    | 配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、東京都ひとり親家庭支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。                                                    | 相談業務の中で、必要に応じてひとり親家庭支援センターの相談支援事業を紹介、支援につなぐ                                                          | 相談業務の中で、必要に応じてひとり親家庭支援センターの相談支援事業を紹介、支援につなぐ                                                          | 相談業務の中で、必要に応じてひとり親家庭支援センターの相談支援事業を紹介、支援につなぐ                                                          | -                              | -                      | 福祉局   |
| 522   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 被害者等への支援                        | 暴力被害等の様々な困難を抱える女性に対して、アクトリッチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し必要に応じて公的機関につなぎます。                                        | 民間団体と連携して支援を実施する                                                                                     | 民間団体と連携して支援を実施する                                                                                     | 民間団体と連携して支援を実施する                                                                                     | -                              | -                      | 福祉局   |
| 523   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 学校、幼稚園、保育所等との連携の強化              | 保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。                                         | 児童相談所等と連携し、子供のケアと安全確保の取り組みを強化する。                                                                     | 児童相談所等と連携し、子供のケアと安全確保の取り組みを強化する。                                                                     | 児童相談所等と連携し、子供のケアと安全確保の取り組みを強化する。                                                                     | -                              | -                      | 福祉局   |
| 524   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 1_関係機関・団体の連携推進 | 児童虐待等への適切な対応                    | 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を撃つことによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。                                   | 男女平等教育を適正に推進するとともに、児童・生徒が同居する家庭における配偶者暴力が児童虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応について、人材教育研究協議会等を通じて、学校に周知 | 男女平等教育を適正に推進するとともに、児童・生徒が同居する家庭における配偶者暴力が児童虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応について、人材教育研究協議会等を通じて、学校に周知 | 男女平等教育を適正に推進するとともに、児童・生徒が同居する家庭における配偶者暴力が児童虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応について、人材教育研究協議会等を通じて、学校に周知 | -                              | -                      | 教育庁   |
| 525   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 民生委員、児童委員への情報提供                 | 配偶者等暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員、児童委員に対して、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。                               | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供の実施<br>・民生委員、児童委員区市町村会長会における情報提供                                           | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供の実施<br>・民生委員、児童委員区市町村会長会における情報提供                                           | ・配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供の実施<br>・民生委員、児童委員区市町村会長会における情報提供                                           | 区市町村担当者や職務関係者等を対象とした研修受講者数（累計） | -                      | 生活文化局 |
| 526   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 配偶者暴力被害に関する調査研究                 | 都における相談事例の分析など、定期的に配偶者等暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を実施。                                                                 | 男女平等参画施策に係る年次報告の作成                                                                                   | 男女平等参画施策に係る年次報告の作成                                                                                   | 男女平等参画施策に係る年次報告の作成<br>・2029年度に実施する「配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」の設計                                   | -                              | -                      | 生活文化局 |
| 527   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成事業            | 配偶者等暴力の被害者支援を行う民間団体が、支援に役立つ知識や支援に必要なスキル習得のための研修を実施します。                                                         | 研修の実施                                                                                                | 研修の実施                                                                                                | 研修の実施                                                                                                | 区市町村担当者や職務関係者等を対象とした研修受講者数（累計） | -                      | 生活文化局 |
| 528   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 職務関係者研修                         | 職務関係者が配偶者等暴力被害への知識や理解を深め、被害の早期発見や適切な支援ができるよう研修を実施します。                                                          | 研修の実施                                                                                                | 研修の実施                                                                                                | 研修の実施                                                                                                | 区市町村担当者や職務関係者等を対象とした研修受講者数（累計） | -                      | 生活文化局 |
| 529   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 配偶者暴力対策区市町村支援事業                 | 配偶者等暴力の被害者支援の調整役を担う職員が、被害者支援に必要な総合的な知識や関係部署との連携方法の習得などスキル向上のための研修を行います。                                        | 研修の実施                                                                                                | 研修の実施                                                                                                | 研修の実施                                                                                                | 区市町村担当者や職務関係者等を対象とした研修受講者数（累計） | -                      | 生活文化局 |
| 530   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 男女平等参画のための都市間ネットワーク（CHANGE）への参加 | 世界7都市が加盟している都市間ネットワークに参加し、男女差別や女性蔑視、ジェンダーに基づく不公平に対する取組の共有を加盟都市間で進めます。                                          | 年次総会等に参加し、取組の共有を実施                                                                                   | 年次総会等に参加し、取組の共有を実施                                                                                   | 年次総会に参加し、取組の共有を実施                                                                                    | -                              | -                      | 生活文化局 |
| 531   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 民生委員、児童委員への研修の実施                | 地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、配偶者等暴力に関する情報を提供し、配偶者等暴力についての社会的関心を高めます。                                            | 民生委員・児童委員区市町村会長会等、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供。                                                          | 民生委員・児童委員区市町村会長会等、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供。                                                          | 民生委員・児童委員区市町村会長会等、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供。                                                          | 区市町村担当者や職務関係者等を対象とした研修受講者数（累計） | -                      | 福祉局   |
| 532   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 配偶者暴力相談支援センターの研修機能の充実           | 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家等による研修等を実施します。                                                        | 区市・都の女性相談支援員等関係者への専門研修の実施                                                                            | 区市・都の女性相談支援員等関係者への専門研修の実施                                                                            | 区市・都の女性相談支援員等関係者への専門研修の実施                                                                            | -                              | -                      | 福祉局   |
| 533   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応            | 障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、区市町村職員に対して、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援する。 | 研修等の実施                                                                                               | 研修等の実施                                                                                               | 研修等の実施                                                                                               | -                              | -                      | 福祉局   |
| 534   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | ひとり親家庭の支援の充実                    | 被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援する。                               | 被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援する。                     | 被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援する。                     | 被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援する。                     | -                              | -                      | 福祉局   |
| 535   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 医療機関における適切な対応                   | 各都立病院において、医療関係者に対し、配偶者等暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。                                                            | 各都立病院において研修を実施                                                                                       | 各都立病院において研修を実施                                                                                       | 各都立病院において研修を実施                                                                                       | -                              | -                      | 保健医療局 |
| 536   | ビジョン4 | 柱8_関係機関の連携・人材育成 | 2_人材育成・調査研究の推進 | 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等          | 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。                                                                   | 人材教育研究協議会における講義、人材教育指導推進委員会における情報交換、人材教育プログラムへの関連資料の掲載                                               | 人材教育研究協議会における講義、人材教育指導推進委員会における情報交換、人材教育プログラムへの関連資料の掲載                                               | 人材教育研究協議会における講義、人材教育指導推進委員会における情報交換、人材教育プログラムへの関連資料の掲載                                               | -                              | -                      | 教育庁   |